

障発0408第7号
平成28年4月8日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

指定障害福祉サービス事業者等の指導監査についての一部改正について

平成26年1月23日障発0123第2号「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」を別添の新旧対照表のとおり改める。

指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について（平成26年1月23日障発0123第2号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p style="text-align: right;">障発0123第2号 平成26年1月23日 一部改正 障発0217第5号 平成27年2月17日 <u>障発0408第7号</u> <u>平成28年4月8日</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公 印 省 略)</p> <p style="text-align: center;">指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査については、自立支援給付に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、法令等に基づく適正な事業実施を確保するとともに、別添1「指定障害福祉サービス事業者等指導指針」及び別添2「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」を参考に指導監査に当たられるようお願いするとともに、貴管内区市町村に対する周知方につきご配慮願いたい。</p> <p>また、本通知による自立支援医療機関に対する指導等の実施に関しては、医療保険各法に基づき<u>地方厚生局</u>及び都道府県が行う医療監査の担当部署や、医療法に基づき都道府県、保健所設置市及び特別区が行う医療監視の担当部署とも連携の上、その円滑かつ効率的な実施に努められたい。</p> <p>なお、平成19年4月26日障発第0426001号「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」は廃止する。</p> <p>おって、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。</p> <p>(別添1)</p> <p style="text-align: center;">指定障害福祉サービス事業者等指導指針</p>	<p style="text-align: right;">障発0123第2号 平成26年1月23日 障発0217第5号 平成27年2月17日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公 印 省 略)</p> <p style="text-align: center;">指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査については、自立支援給付に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、法令等に基づく適正な事業実施を確保するとともに、別添1「指定障害福祉サービス事業者等指導指針」及び別添2「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」を参考に指導監査に当たられるようお願いするとともに、貴管内区市町村に対する周知方につきご配慮願いたい。</p> <p>また、本通知による自立支援医療機関に対する指導等の実施に関しては、医療保険各法に基づき<u>地方社会保険事務局</u>及び都道府県が行う医療監査の担当部署や、医療法に基づき都道府県、保健所設置市及び特別区が行う医療監視の担当部署とも連携の上、その円滑かつ効率的な実施に努められたい。</p> <p>なお、平成19年4月26日障発第0426001号「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」は廃止する。</p> <p>おって、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。</p> <p>(別添1)</p> <p style="text-align: center;">指定障害福祉サービス事業者等指導指針</p>

1～3（略）

4 指導対象の選定

指導は全ての障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

- ①（略）
- ② 自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じ選定して実施する。

(2) 実地指導

- ① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等のうち指定障害者支援施設等設置者等については、概ね2年に1度実施する。
- ② 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等のうち指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者等及び指定特定相談支援事業者等については、概ね3年に1度実施する。
- ③（略）

5 指導方法等

(1) 集団指導

- ①（略）
- ② 指導方法
集団指導は、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。
なお、集団指導に欠席した障害福祉サービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

(2) 実地指導

- ① 指導通知
都道府県及び市町村は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。
ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。
ア～エ（略）
- ②～④（略）

1～3（略）

4 指導対象の選定

指導は全ての障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

- ①（略）
- ② 実地指導の対象外とされた障害福祉サービス事業者等のうち、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて集団を選定して実施する。

(2) 実地指導

- ① 障害福祉サービス事業者等のうち、前年度において、集団指導の対象となった指定障害者支援施設等設置者等を対象に実施する。
- ② 障害福祉サービス事業者等のうち、前年度及び前々年度において、集団指導の対象となった指定障害福祉サービス事業者等及び指定相談支援事業者等及び指定特定相談支援事業者等を対象に実施する。
- ③（略）

5 指導方法等

(1) 集団指導

- ①（略）
- ② 指導方法
集団指導は、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。
なお、集団指導に欠席した障害福祉サービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

(2) 実地指導

- ① 指導通知
都道府県及び市町村は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

ア～エ（略）
- ②～④（略）

6 監査への変更

実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 自立支援給付に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

7 (略)

(別添2) (略)

(別紙)

- 主眼事項及び着眼点 (指定居宅介護) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定重度訪問介護) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定同行援護) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定行動援護) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定療養介護) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定生活介護) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定短期入所) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定重度障害者等包括支援) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定障害者支援施設等) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定自立訓練 (機能訓練)) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定自立訓練 (生活訓練)) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定就労移行支援) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定就労継続支援A型) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定就労継続支援B型) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定共同生活援助) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定地域移行支援) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定地域定着支援) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定計画相談支援) 別添のとおり
- 主眼事項及び着眼点 (指定自立支援医療機関) 別添のとおり

6 指導後の措置等

(1) 実地指導後の措置

実地指導の結果、文書による指導を行う必要がなく、適正な事業運営が確保されていると認められる場合は、翌年度は集団指導の対象とする。

(2) 監査への変更

実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」に定めるところにより監査を行うことができる。

- ① 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- ② 自立支援給付に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

7 (略)

(別添2) (略)

(別紙)

- 主眼事項及び着眼点 (指定居宅介護) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定重度訪問介護) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定同行援護) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定行動援護) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定療養介護) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定生活介護) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定短期入所) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定重度障害者等包括支援) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定障害者支援施設等) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定自立訓練 (機能訓練)) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定自立訓練 (生活訓練)) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定就労移行支援) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定就労継続支援A型) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定就労継続支援B型) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定共同生活援助) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定地域移行支援) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定地域定着支援) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定計画相談支援) (略)
- 主眼事項及び着眼点 (指定自立支援医療機関) (略)

(別 紙)

主眼事項及び着眼点 (指定居宅介護)

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
第 1 基本方針	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定居宅介護の提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。</p>	法第 43 条 平 18 厚令 171 第 3 条第 2 項 平 18 厚令 171 第 3 条第 3 項 平 18 厚令 171 第 4 条第 1 項
第 2 人員に関する基準		法第 43 条 第 1 項
1 従業者の員数	指定居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、2.5 以上となっているか。	平 18 厚令 171 第 5 条第 1 項
2 サービス提供責任者	指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するものうち事業の規模に応じて 1 人以上の者をサービス提供責任者としているか。(ただし、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。)	平 18 厚令 171 第 5 条第 2 項
3 管理者	指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。(ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。)	平 18 厚令 171 第 6 条
第 3 設備に関する基準 設備及び備品等	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。	法第 43 条 第 2 項 平 18 厚令 171 第 8 条第 1 項

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
第 4 運営に関する基準		法第 43 条 第 2 項
1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	平 18 厚令 171 第 9 条第 1 項
	(2) 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第 77 条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	平 18 厚令 171 第 9 条第 2 項
2 契約支給量の報告等	(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、契約支給量その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。	平 18 厚令 171 第 10 条第 1 項
	(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。	平 18 厚令 171 第 10 条第 2 項
	(3) 指定居宅介護事業者は指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	平 18 厚令 171 第 10 条第 3 項
	(4) 指定居宅介護事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1) から (3) に準じて取り扱っているか。	平 18 厚令 171 第 10 条第 4 項
3 提供拒否の禁止	指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく指定居宅介護の提供を拒んでいないか。	平 18 厚令 171 第 11 条
4 連絡調整に対する協力	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平 18 厚令 171 第 12 条
5 サービス提供困難時の対応	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平 18 厚令 171 第 13 条
6 受給資格の確認	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	平 18 厚令 171 第 14 条

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
7 介護給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 15 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 15 条第 2 項</p>
8 心身の状況等の把握	<p>指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 16 条</p>
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 17 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 17 条第 2 項</p>
10 身分を証する書類の携行	<p>指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 18 条</p>
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 19 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 19 条第 2 項</p>
12 指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定居宅介護事業者が指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 20 条第 1 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
13 利用者負担額等の受領	<p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p> <p>(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合に、支給決定障害者等から受けることのできる、それに要した交通費の額の支払いを受けているか。</p> <p>(4) 指定居宅介護事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定居宅介護事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 20 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 21 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 21 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 21 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 21 条第 4 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 21 条第 5 項</p>
14 利用者負担額に係る管理	<p>指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第 29 条第 3 項(法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(利用者負担額合計額)を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 22 条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
15 介護給付費の額に係る通知等	<p>この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p> <p>(1) 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 23 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 23 条第 2 項</p>
16 指定居宅介護の基本取扱方針	<p>(1) 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 24 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 24 条第 2 項</p>
17 指定居宅介護の具体的取扱方針	<p>指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は次に掲げるところとなっているか。</p> <p>① 指定居宅介護の提供に当たっては、居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。</p> <p>② 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>③ 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。</p> <p>④ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 25 条</p> <p>平 18 厚令 171 第 25 条第 1 号</p> <p>平 18 厚令 171 第 25 条第 2 号</p> <p>平 18 厚令 171 第 25 条第 3 号</p> <p>平 18 厚令 171 第 25 条第 4 号</p>
18 居宅介護計画の作成	<p>(1) サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 26 条第 1 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>19 同居家族に対するサービス提供の禁止</p> <p>20 緊急時等の対応</p> <p>21 支給決定障害者等に関する市町村への通知</p> <p>22 管理者及びサービス提供責任者の責務</p> <p>23 運営規程</p>	<p>(2) サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 26 条第 2 項</p>
	<p>(3) サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 26 条第 3 項</p>
	<p>(4) 居宅介護計画に変更があった場合、(1) 及び (2) に準じて取り扱っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 26 条第 4 項</p>
	<p>指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはいないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 27 条</p>
	<p>従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 28 条</p>
	<p>指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 29 条</p>
	<p>(1) 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者に平成 18 年厚生労働省令第 171 号（指定障害福祉サービス基準）第 2 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、18 に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 30 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 30 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 30 条第 3 項</p>
<p>指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間</p> <p>④ 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額</p> <p>⑤ 通常の事業の実施地域</p> <p>⑥ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑦ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p>	<p>平 18 厚令 171 第 31 条</p>	

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
24 介護等の総合的な提供	<p>⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨ その他運営に関する重要事項</p> <p>指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることはないか。</p>	平 18 厚令 171 第 32 条
25 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 33 条第 1 項 平 18 厚令 171 第 33 条第 2 項 平 18 厚令 171 第 33 条第 3 項
26 衛生管理等	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p>	平 18 厚令 171 第 34 条第 1 項 平 18 厚令 171 第 34 条第 2 項
27 掲示	<p>指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 35 条
28 秘密保持等	<p>(1) 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	平 18 厚令 171 第 36 条第 1 項 平 18 厚令 171 第 36 条第 2 項 平 18 厚令 171 第 36 条第 3 項

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
29 情報の提供等	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 37 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 37 条第 2 項</p>
30 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 38 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 38 条第 2 項</p>
31 苦情解決	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 39 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 39 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 39 条第 3 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
32 事故発生時の 対応	<p>(4) 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 39 条第 4 項
	<p>(5) 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 39 条第 5 項
	<p>(6) 指定居宅介護事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3) から (5) までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 39 条第 6 項
	<p>(7) 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 39 条第 7 項
	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p>	平 18 厚令 171 第 40 条第 1 項
	<p>(2) 指定居宅介護事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 40 条第 2 項
	<p>(3) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 40 条第 3 項
33 会計の区分	<p>指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 41 条

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
34 記録の整備	(1) 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	平 18 厚令 171 第 42 条第 1 項
第 5 基準該当障害福祉サービスに関する基準	(2) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から 5 年間保存しているか。	平 18 厚令 171 第 42 条第 2 項
1 従業者の員数	(1) 基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、3 人以上となっているか。	法第 30 条第 1 項第 2 号イ
2 管理者	(2) 離島その他の地域であって平成 18 年厚生労働省告示第 540 号に規定する「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」において基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、(1) にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1 人以上となっているか。	平 18 厚令 171 第 44 条第 1 項 平 18 厚令 171 第 44 条第 2 項 平 18 厚告 540
3 設備及び備品等	(3) 基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち 1 人以上の者をサービス提供責任者としているか。	平 18 厚令 171 第 44 条第 3 項
4 同居家族に対するサービス提供の制限	基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。)	平 18 厚令 171 第 45 条
5 設備及び備品等	事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。	平 18 厚令 171 第 46 条
6 同居家族に対するサービス提供の制限	(1) 従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせていないか。 ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。 ① 当該居宅介護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合	平 18 厚令 171 第 47 条第 1 項

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
5 運営に関する基準	<p>② 当該居宅介護がサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合</p> <p>③ 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね2分の1を超えない場合</p> <p>(2) (1) のただし書により、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る居宅介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(第1の(3)及び第4(13の(1)、14、15の(1)、19及び24を除く。)を準用)</p>	<p>平18厚令171第47条第2項</p> <p>平18厚令171第48条第1項準用(第4条第1項及び第9条から第43条まで(第21条第1項、第22条、第23条第1項、第27条、第32条及び第43条を除く。))</p>
第6 変更の届出等	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅介護の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>法第46条第1項施行規則第34条の23</p> <p>法第46条第2項施行規則第34条の23</p>
第7 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い 1 基本事項	<p>(1) 指定居宅介護に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第1により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p>	<p>法第29条第3項</p> <p>平18厚告523の一 平18厚告539</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
2 居宅介護サービス費	<p>(ただし、その額が現に当該指定居宅介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅介護に要した費用の額となっているか。)</p> <p>(2) (1)の規定により、指定居宅介護に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 居宅における身体介護が中心である場合、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合及び通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合については、区分1以上に該当する利用者に対して、第2の1に規定する指定居宅介護事業所の従業者が第1の(3)に規定する指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合については、次の①及び②のいずれにも該当する支援の度合（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）にある利用者に対して、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護又は基準該当居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>① 区分2以上に該当していること。</p> <p>② 平成26年厚生労働省令第5号「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」別表第一における次のイからホまでに掲げる項目のいずれかについて、それぞれイからホまでに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。</p> <p>イ 歩行「全面的な支援が必要」</p> <p>ロ 移乗「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>ハ 移動「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>ニ 排尿「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>ホ 排便「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p>	<p>法第29条第3項</p> <p>平18厚告523の二</p> <p>平18厚告523別表第1の1の注1</p> <p>平18厚告523別表第1の1の注2 平26厚令5別表第一</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(3) 家事援助が中心である場合については、区分1以上に該当する利用者のうち、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（家族等）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、家事援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(4) 居宅介護従業者が、指定居宅介護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、居宅介護計画に位置付けられた内容の指定居宅介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p> <p>(5) 居宅における身体介護が中心である場合については、平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ただし、次の①又は②に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ①又は②に掲げる単位数を算定しているか。 ① 平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の二に定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 所定単位数の100分の70に相当する単位数 ② 平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の四に定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 次のイ又はロに掲げる所要時間に応じ、それぞれイ又はロに掲げる単位数 イ 所要時間3時間未満の場合 平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」第2の1に規定する所定単位数 ロ 所要時間3時間以上の場合 627単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数</p>	<p>平18厚告523別表第1の1の注3</p> <p>平18厚告523別表第1の1の注4</p> <p>平18厚告523別表第1の1の注5 平18厚告548の一</p> <p>平18厚告548の二</p> <p>平18厚告548の四</p> <p>平18厚告523別表第2の1</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(6) 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合については、平成 18 年厚生労働省告示第 548 号「厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、次の①又は②に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ①又は②に掲げる単位数を算定しているか。</p> <p>① 平成 18 年厚生労働省告示第 548 号「厚生労働大臣が定める者」の三に定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数</p> <p>② 平成 18 年厚生労働省告示第 548 号「厚生労働大臣が定める者」の四に定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合</p> <p>次のイ又はロに掲げる所要時間に応じ、それぞれイ又はロに掲げる単位数</p> <p>イ 所要時間 3 時間未満の場合 平成 18 年厚生労働省告示第 523 号の別表「介護給付費等単位数表」の第 2 の 1 に規定する所定単位数</p> <p>ロ 所要時間 3 時間以上の場合 627 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数</p> <p>(7) 家事援助が中心である場合については、平成 18 年厚生労働省告示第 548 号「厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が、家事援助が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、平成 18 年厚生労働省告示第 548 号「厚生労働大臣が定める者」の五に定める者が家事援助が中心である指定居宅介護等を行った場合にあつては、所定単位数に代えて、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>(8) 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合については、平成 18 年厚生労働省告示第 548 号「厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 1 の 1 の注 6 平 18 厚告 548 の一</p> <p>平 18 厚告 548 の三</p> <p>平 18 厚告 548 の四</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 2 の 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 1 の 1 の注 7 平 18 厚告 548 の一及び五</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 1 の 1 の注 8 平 18 厚告 548 の一及び六</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>ただし、平成 18 年厚生労働省告示第 548 号「厚生労働大臣が定める者」の六に定める者が、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合にあつては、所定単位数に代えて、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>(9) 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合については、平成 18 年厚生労働省告示第 548 号「厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が、通院等のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助を行った場合に、1 回につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、平成 18 年厚生労働省告示第 548 号「厚生労働大臣が定める者」の六に定める者が、通院等のための乗車又は降車の介助が中心である指定居宅介護等を行った場合にあつては、所定単位数に代えて、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>(10) 平成 18 年厚生労働省告示第 546 号「厚生労働大臣が定める要件」に定める要件を満たす場合であつて、同時に 2 人の居宅介護従業者が 1 人の利用者に対して指定居宅介護等を行った場合に、それぞれの居宅介護従業者が行う指定居宅介護等につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(11) 夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）又は早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）に指定居宅介護を行った場合にあつては、1 回につき所定単位数の 100 分の 25 に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）に指定居宅介護等を行った場合にあつては、1 回につき所定単位数の 100 分の 50 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(12) 平成 18 年厚生労働省告示第 543 号に定める「厚生労働大臣が定める基準」の一に適合しているものとして都道府県知事、指定都市又は中核市の市長に届け出た指定居宅介護事業所が、指定居宅介護を行った場合にあつては、当該基準に掲げる区分に従い 1 回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 1 の 1 の注 9 平 18 厚告 548 の一及び六</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 1 の 1 の注 10 平 18 厚告 546</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 1 の 1 の注 11</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 1 の 1 の注 12 平 18 厚告 543 の一</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>3 初回加算</p> <p>4 利用者負担上 限額管理加算</p>	<p>①特定事業所加算（Ⅰ） 所定単位数の100分の20に相当する単位数</p> <p>②特定事業所加算（Ⅱ） 所定単位数の100分の10に相当する単位数</p> <p>③特定事業所加算（Ⅲ） 所定単位数の100分の10に相当する単位数</p> <p>④特定事業所加算（Ⅳ） 所定単位数の100分の5に相当する単位数</p> <p>(13) 平成 21 年厚生労働省告示第 176 号に規定する「厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して、指定居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所の居宅介護従業者が指定居宅介護等を行った場合にあつては、1 回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(14) 居宅における身体介護が中心である場合及び通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合については、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、当該指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合にあつては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算しているか。</p> <p>(15) 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間（共同生活援助サービス費(5)を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。）を除く。）又は指定通所支援若しくは指定入所支援を受けている間は、居宅介護サービス費を、算定していないか。</p> <p>指定居宅介護事業所等において、新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った場合又は当該指定居宅介護事業所等のその他の居宅介護従業者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>指定居宅介護事業者が第4の14に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第1の1 の注13 平 21 厚告 176</p> <p>平 18 厚告 523 別表第1の1 の注14</p> <p>平 18 厚告 523 別表第1の1 の注15</p> <p>平 18 厚告 523 別表第1の2 の注</p> <p>平 18 厚告 523 別表第1の3 の注</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
5 喀痰吸引等支援体制加算	<p>指定居宅介護事業所等において、喀痰吸引等（社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）が必要な者に対して、登録特定行為事業者（同法附則第20条第2項において準用する同法第19条に規定する登録特定行為事業者をいう。）の認定特定行為業務従事者（同法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従業者をいう。）が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位を加算しているか。ただし、2の(12)の①の特定事業所加算(I)を算定している場合は、算定していないか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 1 の 4 の注
6 福祉専門職員等連携加算	<p>利用者に対して、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所、指定障害者支援施設等、医療機関等の社会福祉士等と同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同で行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく指定居宅介護等を行ったときは、初回の指定居宅介護等が行われた日から起算して90日の間、3回を限度として、1回につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 1 の 4 の 2 の注
7 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」の二に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>① 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から6までにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数</p> <p>② 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から6までにより算定した単位数の単位数の1000分の123に相当する単位数</p> <p>③ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) ②により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>④ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ②により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 1 の 5 の注</p> <p>平 18 厚告 543 の二</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>8 福祉・介護職員処遇改善特別加算</p>	<p>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」の三に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、1 から 6 までにより算定した単位数の 1000 分の 41 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、7 の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定していないか。</p>	<p>18 厚告 523 別表第 1 の 6 の注</p> <p>平 18 厚告 543 の三</p>

主眼事項及び着眼点（指定重度訪問介護）

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第1 基本方針</p>	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定重度訪問介護の提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(3) 指定重度訪問介護の事業は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。</p>	<p>法第43条</p> <p>平18厚令171第3条第2項</p> <p>平18厚令171第3条第3項</p> <p>平18厚令171第4条第2項</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p> <p>2 サービス提供責任者</p> <p>3 管理者</p>	<p>指定重度訪問介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、2.5以上となっているか。</p> <p>指定重度訪問介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定重度訪問介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としているか。（ただし、事業の規模に応じて、常勤換算方法によることができる。）</p> <p>指定重度訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。（ただし、指定重度訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定重度訪問介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。）</p>	<p>法第43条第1項</p> <p>平18厚令171第7条準用（第5条第1項）</p> <p>平18厚令171第7条準用（第5条第2項）</p> <p>平18厚令171第7条準用（第6条）</p>
<p>第3 設備に関する基準</p> <p>設備及び備品等</p>	<p>事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか 指定重度訪問介護の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。</p>	<p>法第43条第2項</p> <p>平18厚令171第8条第2項準用（第8条第1項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 契約支給量の報告等</p> <p>3 提供拒否の禁止</p> <p>4 連絡調整に対する協力</p> <p>5 サービス提供困難時の対応</p>	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、支給決定障害者が指定重度訪問介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定重度訪問介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護を提供するときは、当該指定重度訪問介護の内容、契約支給量その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定重度訪問介護事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。</p> <p>指定重度訪問介護事業者は、正当な理由がなく指定重度訪問介護の提供を拒んでいないか。</p> <p>指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p> <p>指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定重度訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定重度訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>法第43条第2項 平18厚令171第43条第1項準用（第9条第1項）</p> <p>平18厚令171第43条第1項準用（第9条第2項）</p> <p>平18厚令171第43条第1項準用（第10条第1項）</p> <p>平18厚令171第43条第1項準用（第10条第2項）</p> <p>平18厚令171第43条第1項準用（第10条第3項）</p> <p>平18厚令171第43条第1項準用（第10条第4項）</p> <p>平18厚令171第43条第1項準用（第11条）</p> <p>平18厚令171第43条第1項準用（第12条）</p> <p>平18厚令171第43条第1項準用（第13条）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
6 受給資格の確認	指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用（第 14 条）
7 介護給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、重度訪問介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、重度訪問介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用（第 15 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用（第 15 条第 2 項）</p>
8 心身の状況等の把握	指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用（第 16 条）
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用（第 17 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用（第 17 条第 2 項）</p>
10 身分を証する書類の携行	指定重度訪問介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用（第 18 条）
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護を提供した際は、当該指定重度訪問介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定重度訪問介護の提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定重度訪問介護を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用（第 19 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用（第 19 条第 2 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
12 指定重度訪問介護事業者が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者が、指定重度訪問介護を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 20 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 20 条 第 2 項)</p>
13 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定重度訪問介護に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、法定代理受領を行わない指定重度訪問介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定重度訪問介護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、支給決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定重度訪問介護を提供する場合に、支給決定障害者から受けることのできる、それに要した交通費の額の支払いを受けているか。</p> <p>(4) 指定重度訪問介護事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定重度訪問介護事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 21 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 21 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 21 条 第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 21 条 第 4 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 21 条 第 5 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
14 利用者負担額に係る管理	<p>指定重度訪問介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定重度訪問介護事業者が提供する指定重度訪問介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定重度訪問介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定重度訪問介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定重度訪問介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	平 18 厚 令 171 第 43 条 第 1 項 準 用（第 22 条）
15 介護給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定重度訪問介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、法定代理受領を行わない指定重度訪問介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定重度訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。</p>	<p>平 18 厚 令 171 第 43 条 第 1 項 準 用（第 23 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚 令 171 第 43 条 第 1 項 準 用（第 23 条 第 2 項）</p>
16 指定重度訪問介護の基本取扱方針	<p>(1) 指定重度訪問介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、その提供する指定重度訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平 18 厚 令 171 第 43 条 第 1 項 準 用（第 24 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚 令 171 第 43 条 第 1 項 準 用（第 24 条 第 2 項）</p>
17 指定重度訪問介護の具体的取扱方針	<p>指定重度訪問介護事業所の従業者が提供する指定重度訪問介護の方針は次に掲げるところとなっているか。</p> <p>① 指定重度訪問介護の提供に当たっては、重度訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。</p> <p>② 指定重度訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p>	<p>平 18 厚 令 171 第 43 条 第 1 項 準 用（第 25 条）</p> <p>平 18 厚 令 171 第 43 条 第 1 項 準 用（第 25 条 第 1 号）</p> <p>平 18 厚 令 171 第 43 条 第 1 項 準 用（第 25 条 第 2 号）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
18 重度訪問介護計画の作成	<p>③ 指定重度訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。</p> <p>④ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。</p> <p>(1) サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した重度訪問介護計画を作成しているか。</p> <p>(2) サービス提供責任者は、重度訪問介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度訪問介護計画を交付しているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、重度訪問介護計画作成後においても、当該重度訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該重度訪問介護計画の変更を行っているか。</p> <p>(4) 重度訪問介護計画に変更があった場合、(1) 及び (2) に準じて取り扱っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 25 条 第 3 号)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 25 条 第 4 号)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 26 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 26 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 26 条 第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 26 条 第 4 項)</p>
19 同居家族に対するサービス提供の禁止	<p>指定重度訪問介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する重度訪問介護の提供をさせてはならないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 27 条)</p>
20 緊急時等の対応	<p>従業者は、現に指定重度訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 28 条)</p>
21 支給決定障害者に関する市町村への通知	<p>指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護を受けている支給決定障害者が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 29 条)</p>
22 管理者及びサービス提供責任者の責務	<p>(1) 指定重度訪問介護事業所の管理者は、当該指定重度訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業所の管理者は、当該指定重度訪問介護事業所の従業者に平成 18 年厚生労働省令第 171 号 (指定障害福祉サービス基準) 第 2 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 30 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 30 条 第 2 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
23 運営規程	<p>(3) サービス提供責任者は、18 に規定する業務のほか、指定重度訪問介護事業所に対する指定重度訪問介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行っているか。</p> <p>指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定重度訪問介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨ その他運営に関する重要事項 	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 30 条 第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 31 条)</p>
24 介護等の総合的な提供	<p>指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動中の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることはないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 32 条)</p>
25 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、利用者に対し、適切な指定重度訪問介護を提供できるよう、指定重度訪問介護事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護事業所ごとに、当該指定重度訪問介護事業所の従業者によって指定重度訪問介護を提供しているか。</p> <p>(3) 指定重度訪問介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 33 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 33 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 33 条 第 3 項)</p>
26 衛生管理等	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 34 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 34 条 第 2 項)</p>
27 掲示	<p>指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 35 条)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
28 秘密保持等	<p>(1) 指定重度訪問介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定重度訪問介護事業者は、他の指定重度訪問介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 36 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 36 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 36 条第 3 項)</p>
29 情報の提供等	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定重度訪問介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、当該指定重度訪問介護事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 37 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 37 条第 2 項)</p>
30 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定重度訪問介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 38 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 38 条第 2 項)</p>
31 苦情解決	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、その提供した指定重度訪問介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 39 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 39 条第 2 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
32 事故発生時の対応	<p>(3) 指定重度訪問介護事業者は、その提供した指定重度訪問介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定重度訪問介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平18厚令171第43条第1項準用(第39条第3項)</p>
	<p>(4) 指定重度訪問介護事業者は、その提供した指定重度訪問介護に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定重度訪問介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平18厚令171第43条第1項準用(第39条第4項)</p>
	<p>(5) 指定重度訪問介護事業者は、その提供した指定重度訪問介護に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定重度訪問介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平18厚令171第43条第1項準用(第39条第5項)</p>
	<p>(6) 指定重度訪問介護事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p>	<p>平18厚令171第43条第1項準用(第39条第6項)</p>
	<p>(7) 指定重度訪問介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。</p>	<p>平18厚令171第43条第1項準用(第39条第7項)</p>
	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、利用者に対する指定重度訪問介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p>	<p>平18厚令171第43条第1項準用(第40条第1項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
33 会計の区分	<p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定重度訪問介護事業者は、利用者に対する指定重度訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定重度訪問介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 40 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 40 条第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 41 条)</p>
34 記録の整備	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、利用者に対する指定重度訪問介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定重度訪問介護を提供した日から 5 年間保存しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 42 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 1 項 準用 (第 42 条第 2 項)</p>
第 5 基準該当障害福祉サービスに関する基準		<p>法第 30 条 第 1 項第 2 号イ</p>
1 従業者の員数	<p>(1) 基準該当重度訪問介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、3 人以上となっているか。</p> <p>(2) 離島その他の地域であって平成 18 年厚生労働省告示第 540 号に規定する「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」において基準該当重度訪問介護を提供する基準該当重度訪問介護事業者にあつては、(1)にかかわらず、基準該当重度訪問介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1 人以上となっているか。</p> <p>(3) 基準該当重度訪問介護事業所ごとに、従業者のうち 1 人以上の者をサービス提供責任者としているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 48 条第 2 項 準用 (第 44 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 48 条第 2 項 準用 (第 44 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚告 540</p> <p>平 18 厚令 171 第 48 条第 2 項 準用 (第 44 条第 3 項)</p>
2 管理者	<p>基準該当重度訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。(ただし、基準該当重度訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当重度訪問介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 48 条第 2 項 準用 (第 45 条)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
3 設備及び備品等	事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居重度訪問介護の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。	平 18 厚令 171 第 48 条第 2 項 準用 (第 46 条)
4 同居家族に対するサービス提供の制限	<p>(1) 従業者に、その同居の家族である利用者に対する重度訪問介護の提供をさせていないか。</p> <p>ただし、同居の家族である利用者に対する重度訪問介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。</p> <p>① 当該重度訪問介護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定重度訪問介護のみによっては必要な重度訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合</p> <p>② 当該重度訪問介護がサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合</p> <p>③ 当該重度訪問介護を提供する従業者の当該重度訪問介護に従事する時間の合計が、当該従業者が重度訪問介護に従事する時間の合計のおおむね 2 分の 1 を超えない場合</p> <p>(2) (1) のただし書により、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当重度訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る重度訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当重度訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 48 条第 2 項 準用 (第 47 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 48 条第 2 項 準用 (第 47 条第 2 項)</p>
5 運営に関する基準	(第 1 の (3) 及び第 4 (13 の (1)、14、15 の (1)、19 及び 24 を除く。) を準用)	平 18 厚令 171 第 48 条第 2 項 準用 (第 4 条第 2 項及び第 9 条から第 43 条まで (第 21 条第 1 項、第 22 条、第 23 条第 1 項、第 27 条、第 32 条及び第 43 条を除く。))
第 6 変更の届出等	(1) 指定重度訪問介護事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第 34 条の 23 にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定重度訪問介護の事業を再開したときは、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第 46 条第 1 項 施行規則第 34 条の 23

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第 7 介護給付費 又は訓練等給 付費の算定及 び取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 重度訪問介護 サービス費</p>	<p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、当該指定重度訪問介護の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(1) 指定重度訪問介護に要する費用の額は、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号の別表「介護給付費等単位数表」の第 2 により算定する単位数に平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定重度訪問介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定重度訪問介護に要した費用の額となっているか。)</p> <p>(2) (1)の規定により、指定重度訪問介護に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 区分 4 以上に該当し、次の①から②までのいずれかに該当する利用者に対して、重度訪問介護（居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として 1 日の範囲内で用務を終えるものに限る。）時における移動中の介護を総合的に行うもの）に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者（指定重度訪問介護事業者）が当該事業を行う事業所（指定重度訪問介護事業所）に置かれる従業者又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（基準該当重度訪問介護事業所）に置かれる従業者が、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス（指定重度訪問介護）又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス（指定重度訪問介護等）を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>法第 46 条第 2 項 施行規則第 34 条の 23</p> <p>法第 29 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚告 523 の一 平 18 厚告 539</p> <p>法第 29 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚告 523 の二</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 2 の 1 の注 1</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>① 次のイ及びロのいずれにも該当していること。</p> <p>イ 2肢以上に麻痺等があること。</p> <p>ロ 平成26年厚生労働省令第5号「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」の別表第一における次のaからdまでに掲げる項目について、それぞれaからdまでに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。</p> <p>a 歩行 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>b 移乗 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>c 排尿 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>d 排便 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>② 平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」の四を満たしていること。</p> <p>(2) 平成18年9月30日において現に日常生活支援（廃止前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第169号）別表介護給付費等単位数表（旧介護給付費等単位数表）の1の注5に規定する日常生活支援）の支給決定を受けている利用者のうち、次の①又は②のいずれにも該当する者に対して、指定重度訪問介護を行った場合に、障害支援区分の認定が効力を有する期間内に限り、所定単位数を算定しているか。</p> <p>① 区分3以上に該当していること。</p> <p>② 日常生活支援及び旧介護給付費等単位数表の5の注1に規定する指定外出介護等の支給量の合計が125時間を超えていること。</p> <p>(3) 指定重度訪問介護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けられた内容の指定重度訪問介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p> <p>(4) 平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の七に定める者が、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平26厚令5 別表第一</p> <p>平18厚告543 の四</p> <p>平18厚告523 別表第2の1 の注2</p> <p>平18厚告523 別表第2の1 の注3</p> <p>平18厚告523 別表第2の1 の注4 平18厚告548 の七</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(5) 平成 18 年厚生労働省告示第 548 号「厚生労働大臣が定める者」の八に定める者が、(1) の①に掲げる者であって平成 18 年厚生労働省告示第 523 号の別表の第 8 の注 1 に規定する利用者の支援の度合に相当する心身の状態にある者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(6) 平成 18 年厚生労働省告示第 548 号「厚生労働大臣が定める者」の八に定める者が、区分 6 に該当する者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の 100 分の 8.5 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(7) 平成 18 年厚生労働省告示第 546 号「厚生労働大臣が定める要件」に定める要件を満たす場合であって、同時に 2 人の重度訪問介護従業者が 1 人の利用者に対して指定重度訪問介護等を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(8) 夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）又は早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）に指定重度訪問介護等を行った場合にあっては、1 回につき所定単位数の 100 分の 25 に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）に指定重度訪問介護等を行った場合にあっては、1 回につき所定単位数の 100 分の 50 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(9) 平成 18 年厚生労働省告示第 543 号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」の五に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度訪問介護事業所において、指定重度訪問介護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1 回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 ①特定事業所加算（Ⅰ） 所定単位数の 100 分の 20 に相当する単位数 ②特定事業所加算（Ⅱ） 所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数 ③特定事業所加算（Ⅲ） 所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数</p>	<p>平 18 厚 告 523 別表第 2 の 1 の注 5 平 18 厚 告 548 の八 平 18 厚 告 523 別表第 8 の注 1</p> <p>平 18 厚 告 523 別表第 2 の 1 の注 6 平 18 厚 告 548 の八</p> <p>平 18 厚 告 523 別表第 2 の 1 の注 7 平 18 厚 告 546</p> <p>平 18 厚 告 523 別表第 2 の 1 の注 8</p> <p>平 18 厚 告 523 別表第 2 の 1 の注 9 平 18 厚 告 543 の五</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
3 移動介護加算	<p>(10) 平成 18 年厚生労働省告示第 176 号に規定する「厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して、指定重度訪問介護事業所又は基準該当重度訪問介護事業所（指定重度訪問介護事業所等）の重度訪問介護従業者が、指定重度訪問介護等を行った場合にあつては、1 回につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 2 の 1 の注 10 平 18 厚告 176</p>
	<p>(11) 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が重度訪問介護計画の変更を行い、当該指定重度訪問介護事業所等の重度訪問介護従業者が当該利用者の重度訪問介護計画において計画的に訪問することになっていない指定重度訪問介護等を緊急に行った場合にあつては、利用者 1 人に対し、1 月につき 2 回を限度として、1 回につき 100 単位を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 2 の 1 の注 11</p>
	<p>(12) 利用者が重度訪問介護以外の障害福祉サービスを受けている間（共同生活援助サービス費(5)を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受けている利用者に限る。）又は経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間を除く）に、重度訪問介護サービス費を算定していないか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 2 の 1 の注 12</p>
	<p>(1) 利用者に対して、外出時における移動中の介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けられた内容の外出時における移動中の介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 2 の 2 の注 1</p>
	<p>(2) 平成 18 年厚生労働省告示第 546 号に定める「厚生労働大臣が定める要件」を満たす場合であつて、同時に 2 人の重度訪問介護従業者が 1 人の利用者に対して移動中の介護を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う移動中の介護につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 2 の 2 の注 2 平 18 厚告 546</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
4 初回加算	<p>指定重度訪問介護従業者等において、新規に重度訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定重度訪問介護等を行った日の属する月に指定重度訪問介護等を行った場合又は当該指定重度訪問介護事業所等のその他の重度訪問介護従業者が初回若しくは初回の指定重度訪問介護等を行った日の属する月に指定重度訪問介護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 2 の 3 の注</p>
5 利用者負担上限額管理加算	<p>指定重度訪問介護事業者が、第 4 の 14 に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 2 の 4 の注</p>
6 喀痰吸引等支援体制加算	<p>指定重度訪問介護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の(9)の①の特定事業所加算(I)を算定している場合は、算定していないか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 2 の 5 の注</p>
7 行動障害支援連携加算	<p>利用者に対して、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所又は指定障害者支援施設等の従業者であって支援計画シート及び支援手順書を作成した者(作成者)に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該作成者と共同して行い、かつ、重度訪問介護計画を作成した場合であって、当該作成者と連携し、当該重度訪問介護計画に基づく指定重度訪問介護等を行ったときは、初回の指定重度訪問介護等が行われた日から起算して 30 日の間、1 回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 2 の 5 の 2 の注</p>
8 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」の六に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 2 の 6 の注 平 18 厚告 543 の六 準用 (二)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>9 福祉・介護職員処遇改善特別加算</p>	<p>① 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から7までにより算定した単位数の単位数の1000分の140に相当する単位数 ② 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から7までにより算定した単位数の単位数の1000分の78に相当する単位数 ③ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ②により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 ④ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ②により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」の七に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、1から7までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、8の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定していないか。</p>	<p>18厚告523別表第2の7の注 平18厚告543の七 準用(三)</p>

主眼事項及び着眼点（指定同行援護）

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第1 基本方針</p>	<p>(1) 指定同行援護事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定同行援護の提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(3) 指定同行援護の事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。</p>	<p>法第43条</p> <p>平18厚令171第3条第2項</p> <p>平18厚令171第3条第3項</p> <p>平18厚令171第4条第3項</p>
<p>第2 人員に関する基準</p>		<p>法第43条第1項</p>
<p>1 従業者の員数</p>	<p>指定同行援護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、2.5以上となっているか。</p>	<p>平18厚令171第7条準用（第5条第1項）</p>
<p>2 サービス提供責任者</p>	<p>指定同行援護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定同行援護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としているか。（ただし、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。）</p>	<p>平18厚令171第7条準用（第5条第2項）</p>
<p>3 管理者</p>	<p>指定同行援護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。（ただし、指定同行援護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定同行援護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。）</p>	<p>平18厚令171第7条準用（第6条）</p>
<p>第3 設備に関する基準 設備及び備品等</p>	<p>事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定同行援護の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。</p>	<p>法第43条第2項</p> <p>平18厚令171第8条第2項準用（第8条第1項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 契約支給量の報告等</p> <p>3 提供拒否の禁止</p> <p>4 連絡調整に対する協力</p> <p>5 サービス提供困難時の対応</p>	<p>(1) 指定同行援護事業者は、支給決定障害者等が指定同行援護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定同行援護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護を提供するときは、当該指定同行援護の内容、契約支給量その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定同行援護事業者は指定同行援護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定同行援護事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。</p> <p>指定同行援護事業者は、正当な理由がなく指定同行援護の提供を拒んでいないか。</p> <p>指定同行援護事業者は、指定同行援護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p> <p>指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定同行援護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定同行援護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>法第43条第2項 平18厚令171第43条第2項準用（第9条第1項）</p> <p>平18厚令171第43条第2項準用（第9条第2項）</p> <p>平18厚令171第43条第2項準用（第10条第1項）</p> <p>平18厚令171第43条第2項準用（第10条第2項）</p> <p>平18厚令171第43条第2項準用（第10条第3項）</p> <p>平18厚令171第43条第2項準用（第10条第4項）</p> <p>平18厚令171第43条第2項準用（第11条）</p> <p>平18厚令171第43条第2項準用（第12条）</p> <p>平18厚令171第43条第2項準用（第13条）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
6 受給資格の確認	指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等をお確かめしているか。	平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 14 条)
7 介護給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定同行援護事業者は、同行援護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定同行援護事業者は、同行援護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 15 条第 1 項) 平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 15 条第 2 項)
8 心身の状況等の把握	指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 16 条)
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 (2) 指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 17 条第 1 項) 平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 17 条第 2 項)
10 身分を証する書類の携行	指定同行援護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 18 条)
11 サービスの提供の記録	(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護を提供した際は、当該指定同行援護の提供日、内容その他必要な事項を、指定同行援護の提供の都度記録しているか。 (2) 指定同行援護事業者は、(1) の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定同行援護を提供したことについて確認を受けているか。	平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 19 条第 1 項) 平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 19 条第 2 項)

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
12 指定同行援護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定同行援護事業者が、指定同行援護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限定されているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 20 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 20 条 第 2 項)</p>
13 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定同行援護に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、法定代理受領を行わない指定同行援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定同行援護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定同行援護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定同行援護を提供する場合に、支給決定障害者等から受けることのできる、それに要した交通費の額の支払いを受けているか。</p> <p>(4) 指定同行援護事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定同行援護事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 21 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 21 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 21 条 第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 21 条 第 4 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 21 条 第 5 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
14 利用者負担額に係る管理	<p>指定同行援護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定同行援護事業者が提供する指定同行援護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定同行援護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定同行援護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項(法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(利用者負担額合計額)を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定同行援護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	平18厚令171第43条第2項準用(第22条)
15 介護給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定同行援護事業者は、法定代理受領により市町村から指定同行援護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、法定代理受領を行わない指定同行援護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定同行援護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	平18厚令171第43条第2項準用(第23条第1項) 平18厚令171第43条第2項準用(第23条第2項)
16 指定同行援護の基本取扱方針	<p>(1) 指定同行援護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、その提供する指定同行援護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	平18厚令171第43条第2項準用(第24条第1項) 平18厚令171第43条第2項準用(第24条第2項)
17 指定同行援護の具体的取扱方針	<p>指定同行援護事業所の従業者が提供する指定同行援護の方針は次に掲げるところとなっているか。</p> <p>① 指定同行援護の提供に当たっては、同行援護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。</p> <p>② 指定同行援護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p>	平18厚令171第43条第2項準用(第25条) 平18厚令171第43条第2項準用(第25条第1号) 平18厚令171第43条第2項準用(第25条第2号)

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
18 同行援護計画の作成	<p>③ 指定同行援護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。</p> <p>④ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。</p> <p>(1) サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した同行援護計画を作成しているか。</p> <p>(2) サービス提供責任者は、(1)の同行援護計画を成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該同行援護計画を交付しているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、同行援護計画作成後においても、当該同行援護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該同行援護計画の変更を行っているか。</p> <p>(4) 同行援護計画に変更があった場合、(1)及び(2)に準じて取り扱っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 25 条 第 3 号)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 25 条 第 4 号)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 26 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 26 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 26 条 第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 26 条 第 4 項)</p>
19 同居家族に対するサービス提供の禁止	<p>指定同行援護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する同行援護の提供をさせてはならないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 27 条)</p>
20 緊急時等の対応	<p>従業者は、現に指定同行援護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 28 条)</p>
21 支給決定障害者等に関する市町村への通知	<p>指定同行援護事業者は、指定同行援護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 29 条)</p>
22 管理者及びサービス提供責任者の責務	<p>(1) 指定同行援護事業所の管理者は、当該指定同行援護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業所の管理者は、当該指定同行援護事業所の従業者に平成 18 年厚生労働省令第 171 号 (指定障害福祉サービス基準) 第 2 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 30 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 30 条 第 2 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
23 運営規程	<p>(3) サービス提供責任者は、18に規定する業務のほか、指定同行援護事業所に対する指定同行援護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行っているか。</p> <p>指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定同行援護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨ その他運営に関する重要事項</p>	<p>平18厚令171第43条第2項準用(第30条第3項)</p> <p>平18厚令171第43条第2項準用(第31条)</p>
24 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定同行援護事業者は、利用者に対し、適切な指定同行援護を提供できるよう、指定同行援護事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所ごとに、当該指定同行援護事業所の従業者によって指定同行援護を提供しているか。</p> <p>(3) 指定同行援護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>平18厚令171第43条第2項準用(第33条第1項)</p> <p>平18厚令171第43条第2項準用(第33条第2項)</p> <p>平18厚令171第43条第2項準用(第33条第3項)</p>
25 衛生管理等	<p>(1) 指定同行援護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p>	<p>平18厚令171第43条第2項準用(第34条第1項)</p> <p>平18厚令171第43条第2項準用(第34条第2項)</p>
26 掲示	<p>指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>平18厚令171第43条第2項準用(第35条)</p>
27 秘密保持等	<p>(1) 指定同行援護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p>	<p>平18厚令171第43条第2項準用(第36条第1項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
28 情報の提供等	<p>(2) 指定同行援護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定同行援護事業者は、他の指定同行援護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p> <p>(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定同行援護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、当該指定同行援護事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 36 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 36 条 第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 37 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 37 条 第 2 項)</p>
29 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定同行援護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定同行援護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 38 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 38 条 第 2 項)</p>
30 苦情解決	<p>(1) 指定同行援護事業者は、その提供した指定同行援護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 39 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 39 条 第 2 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
31 事故発生時の対応	<p>(3) 指定同行援護事業者は、その提供した指定同行援護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定同行援護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平18厚令171第43条第2項準用(第39条第3項)</p>
	<p>(4) 指定同行援護事業者は、その提供した指定同行援護に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定同行援護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平18厚令171第43条第2項準用(第39条第4項)</p>
	<p>(5) 指定同行援護事業者は、その提供した指定同行援護に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定同行援護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平18厚令171第43条第2項準用(第39条第5項)</p>
	<p>(6) 指定同行援護事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p>	<p>平18厚令171第43条第2項準用(第39条第6項)</p>
	<p>(7) 指定同行援護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</p>	<p>平18厚令171第43条第2項準用(第39条第7項)</p>
	<p>(1) 指定同行援護事業者は、利用者に対する指定同行援護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p>	<p>平18厚令171第43条第2項準用(第40条第1項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
32 会計の区分	<p>(2) 指定同行援護事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定同行援護事業者は、利用者に対する指定同行援護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定同行援護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 40 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 40 条 第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 41 条)</p>
33 記録の整備	<p>(1) 指定同行援護事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、利用者に対する指定同行援護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定同行援護を提供した日から 5 年間保存しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 42 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 42 条 第 2 項)</p>
第 5 基準該当障害福祉サービスに関する基準		法第 30 条 第 1 項第 2 号イ
1 従業員の員数	<p>(1) 基準該当同行援護当事業所ごとに置くべき従業員の員数は、3 人以上となっているか。</p> <p>(2) 離島その他の地域であって平成 18 年厚生労働省告示第 540 号に規定する「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」において基準該当同行援護を提供する基準該当同行援護事業者にあつては、(1) にかかわらず、基準該当同行援護事業所ごとに置くべき従業員の員数は、1 人以上となっているか。</p> <p>(3) 基準該当同行援護事業所ごとに、従業員のうち 1 人以上の者をサービス提供責任者としているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 48 条第 2 項 準用 (第 44 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 48 条第 2 項 準用 (第 44 条 第 2 項) 平 18 厚告 540</p> <p>平 18 厚令 171 第 48 条第 2 項 準用 (第 44 条 第 3 項)</p>
2 管理者	<p>基準該当同行援護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、基準該当同行援護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当同行援護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。)</p>	平 18 厚令 171 第 48 条第 2 項 準用 (第 45 条)

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
3 設備及び備品等	事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当同行援護の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。	平 18 厚令 171 第 48 条第 2 項 準用 (第 46 条)
4 同居家族に対するサービス提供の制限	<p>(1) 従業者に、その同居の家族である利用者に対する同行援護の提供をさせていないか。</p> <p>ただし、同居の家族である利用者に対する同行援護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。</p> <p>① 当該同行援護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定同行援護のみによっては必要な同行援護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合</p> <p>② 当該同行援護がサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合</p> <p>③ 当該同行援護を提供する従業者の当該同行援護に従事する時間の合計が、当該従業者が同行援護に従事する時間の合計のおおむね 2 分の 1 を超えない場合</p> <p>(2) (1) のただし書により、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当同行援護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る同行援護計画の実施状況等からみて、当該基準該当同行援護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 48 条第 2 項 準用 (第 47 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 48 条第 2 項 準用 (第 47 条第 2 項)</p>
5 運営に関する基準	(第 1 の (3) 及び第 4 (13 の (1)、14、15 の (1)、19 及び 24 を除く。) を準用)	平 18 厚令 171 第 48 条第 2 項 準用 (第 4 条第 3 項及び第 9 条から第 43 条まで (第 21 条第 1 項、第 22 条、第 23 条第 1 項、第 27 条、第 32 条及び第 43 条を除く。))
第 6 変更の届出等	(1) 指定同行援護事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第 34 条の 23 にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定同行援護の事業を再開したときは、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第 46 条第 1 項 施行規則第 34 条の 23

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第 7 介護給付費 又は訓練等給 付費の算定及 び取扱い</p> <p>1 基本事項</p>	<p>(2) 指定同行援護事業者は、当該指定同行援護の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(1) 指定同行援護に要する費用の額は、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号の別表「介護給付費等単位数表」の第 3 により算定する単位数に平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定同行援護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定同行援護に要した費用の額となっているか。)</p> <p>(2) (1) の規定により、指定同行援護に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>法第 46 条第 2 項 施行規則第 34 条の 23</p> <p>法第 29 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚告 523 の一 平 18 厚告 539</p> <p>法第 29 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚告 523 の二</p>
<p>2 同行援護サービス費</p>	<p>(1) 身体介護を伴う場合にあつては次の①及び②のいずれにも、身体介護を伴わない場合にあつては次の①に該当する利用者に対して、同行援護（外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者の外出時に必要な援助をいう。）に係る指定障害福祉サービスを行う者（指定同行援護事業者）が、当該事業を行う事業所（指定同行援護事業所）に置かれる従業者（同行援護従業者）又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(基準該当同行援護事業所)に置かれる従業者(同行援護従業者)が同行援護に係る指定障害福祉サービス(指定同行援護)又は同行援護に基準該当障害福祉サービス(指定同行援護等)を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>① 平成 18 年厚生労働省告示第 543 号「厚生労働大臣が掲げる基準」の別表第一の調査項目の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況を当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が 1 点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが 1 点以上となっていること。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 3 の 1 の注 1</p> <p>平 18 厚告 543 の八 平 18 厚告 543 別表第一</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>② 次のア及びイのいずれにも該当する支援の度合（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）にあること。</p> <p>ア 区分2以上に該当していること。</p> <p>イ 平成26年厚生労働省令第5号「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」の別表第一における次のaからeまでに掲げる項目のいずれかについて、それぞれaからeまでに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。</p> <p>a 歩行 「全面的な支援が必要」</p> <p>b 移乗 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>c 移動 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>d 排尿 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>e 排便 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>(2) 指定同行援護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、同行援護計画に位置付けられた内容の指定同行援護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p> <p>(3) 身体介護を伴う場合については、平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の九に定める者が、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、同告示の十に定める者が指定同行援護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>(4) 身体介護を伴わない場合については、平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の九に定める者が、指定同行援護等を行ったに、場合所定単位数を算定しているか。ただし、同告示の十に定める者が指定同行援護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>(5) 平成18年厚生労働省告示第546号「厚生労働大臣が定める要件」に定める要件を満たす場合であって、同時に2人の同行援護従業者が1人の利用者に対して指定同行援護等を行った場合に、それぞれの同行援護従業者が行う指定同行援護等につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平26厚令5 別表第一</p> <p>平18厚告523 別表第3の1 の注2</p> <p>平18厚告523 別表第3の1 の注3 平18厚告548 の九、十</p> <p>平18厚告523 別表第3の1 の注4 平18厚告548 の九、十</p> <p>平18厚告523 別表第3の1 の注5 平18厚告546</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(6) 夜間又は早朝に指定同行援護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜に指定同行援護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(7) 平成18年厚生労働省告示第543号に定める「厚生労働大臣が定める基準」の九に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定同行援護事業所において、指定同行援護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>① 特定事業所加算（Ⅰ） 所定単位数の100の20に相当する単位数</p> <p>② 特定事業所加算（Ⅱ） 所定単位数の100分の10に相当する単位数</p> <p>③ 特定事業所加算（Ⅲ） 所定単位数の100分の10に相当する単位数</p> <p>④ 特定事業所加算（Ⅳ） 所定単位数の100分の5に相当する単位数</p> <p>(8) 平成18年厚生労働省告示第176号に規定する「厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して、指定同行援護事業所又は基準該当同行援護事業所(指定同行援護事業所等)の同行援護従業者が指定同行援護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(9) 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定同行援護事業所等のサービス提供責任者が同行援護計画の変更を行い、当該指定同行援護事業所等の同行援護従業者が当該利用者の同行援護計画において計画的に訪問することとなっていない指定同行援護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算しているか。</p> <p>(10) 利用者が同行援護以外の障害福祉サービスを受けている間又は指定通所支援若しくは指定入所支援を受けている間は、同行援護サービス費を算定していないか。</p>	<p>平18厚告523別表第3の1の注6</p> <p>平18厚告523別表第3の1の注7 平18厚告543の九</p> <p>平18厚告523別表第3の1の注8 平18厚告176</p> <p>平18厚告523別表第3の1の注9</p> <p>平18厚告523別表第3の1の注10</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
3 初回加算	<p>指定同行援護事業所等において、新規に同行援護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定同行援護等を行った日の属する月に指定同行援護等を行った場合又は当該指定同行援護事業所等のその他の同行援護従業者が初回若しくは初回の指定同行援護等を行った日の属する月に指定同行援護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 3 の 2 の注
4 利用者負担上限額管理加算	<p>指定同行援護事業者が第 4 の 14 にある利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 3 の 3 の注
5 喀痰吸引等支援体制加算	<p>指定同行援護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、2 の (7) の ① の特定事業所加算 (I) を算定している場合は、算定していないか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 3 の 4 の注
6 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」の十に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>① 福祉・介護職員処遇改善加算 (I) 1 から 5 までにより算定した単位数の単位数の 1000 分の 221 に相当する単位数</p> <p>② 福祉・介護職員処遇改善加算 (II) 1 から 5 までにより算定した単位数の単位数の 1000 分の 123 に相当する単位数</p> <p>③ 福祉・介護職員処遇改善加算 (III) ② により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数</p> <p>④ 福祉・介護職員処遇改善加算 (IV) ② により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数</p>	平 18 厚告 523 別表第 3 の 5 の注 平 18 厚告 543 の十 準用 (二)

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>7 福祉・介護職員処遇改善特別加算</p>	<p>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」の十一に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、1 から 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 41 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、6 の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合には、算定していないか。</p>	<p>18 厚告 523 別表第 3 の 6 の注 平 18 厚告 543 の十一 準用（三）</p>

主眼事項及び着眼点（指定行動援護）

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第1 基本方針</p>	<p>(1) 指定行動援護事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定行動援護の提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(3) 指定行動援護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。</p>	<p>法第43条</p> <p>平18厚令171第3条第2項</p> <p>平18厚令171第3条第3項</p> <p>平18厚令171第4条第4項</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p> <p>2 サービス提供責任者</p> <p>3 管理者</p>	<p>指定行動援護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、2.5以上となっているか。</p> <p>指定行動援護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定行動援護の職務に従事するものうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としているか。（ただし、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。）</p> <p>指定行動援護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。（ただし、指定行動援護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定行動援護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。）</p>	<p>法第43条第1項</p> <p>平18厚令171第7条</p> <p>準用（第5条第1項）</p> <p>平18厚令171第7条</p> <p>準用（第5条第2項）</p> <p>平18厚令171第7条</p> <p>準用（第6条）</p>
<p>第3 設備に関する基準</p> <p>設備及び備品等</p>	<p>事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定行動援護の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。</p>	<p>法第43条第2項</p> <p>平18厚令171第8条第2項</p> <p>準用（第8条第1項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 契約支給量の報告等</p> <p>3 提供拒否の禁止</p> <p>4 連絡調整に対する協力</p> <p>5 サービス提供困難時の対応</p> <p>6 受給資格の確認</p>	<p>(1) 指定行動援護事業者は、支給決定障害者等が指定行動援護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定行動援護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を提供するときは、当該指定行動援護の内容、契約支給量その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は指定行動援護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定行動援護事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。</p> <p>指定行動援護事業者は、正当な理由がなく指定行動援護の提供を拒んでいないか。</p> <p>指定行動援護事業者は、指定行動援護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p> <p>指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定行動援護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定行動援護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。</p>	<p>法第43条第2項 平18厚令171第43条第2項準用（第9条第1項）</p> <p>平18厚令171第43条第2項準用（第9条第2項）</p> <p>平18厚令171第43条第2項準用（第10条第1項）</p> <p>平18厚令171第43条第2項準用（第10条第2項）</p> <p>平18厚令171第43条第2項準用（第10条第3項）</p> <p>平18厚令171第43条第2項準用（第10条第4項）</p> <p>平18厚令171第43条第2項準用（第11条）</p> <p>平18厚令171第43条第2項準用（第12条）</p> <p>平18厚令171第43条第2項準用（第13条）</p> <p>平18厚令171第43条第2項準用（第14条）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
7 介護給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定行動援護事業者は、行動援護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、行動援護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 15 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 15 条 第 2 項)</p>
8 心身の状況等の把握	<p>指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 16 条)</p>
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 17 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 17 条 第 2 項)</p>
10 身分を証する書類の携行	<p>指定行動援護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 18 条)</p>
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を提供した際は、当該指定行動援護の提供日、内容その他必要な事項を、指定行動援護の提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定行動援護を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 19 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 19 条 第 2 項)</p>
12 指定行動援護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定行動援護事業者が、指定行動援護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 20 条 第 1 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
13 利用者負担額等の受領	<p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p> <p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定行動援護に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、法定代理受領を行わない指定行動援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定行動援護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定行動援護を提供する場合に、支給決定障害者等から受けることのできる、それに要した交通費の額の支払いを受けているか。</p> <p>(4) 指定行動援護事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定行動援護事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 20 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 21 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 21 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 21 条第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 21 条第 4 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 21 条第 5 項)</p>
14 利用者負担額に係る管理	<p>指定行動援護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定行動援護事業者が提供する指定行動援護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定行動援護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定行動援護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第 29 条第 3 項 (法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。) の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額 (利用者負担額合計額) を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 22 条)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
15 介護給付費の額に係る通知等	<p>この場合において、当該指定行動援護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p> <p>(1) 指定行動援護事業者は、法定代理受領により市町村から指定行動援護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、法定代理受領を行わない指定行動援護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定行動援護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 23 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 23 条 第 2 項)</p>
16 指定行動援護の基本取扱方針	<p>(1) 指定行動援護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、その提供する指定行動援護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 24 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 24 条 第 2 項)</p>
17 指定行動援護の具体的取扱方針	<p>指定行動援護事業所の従業者が提供する指定行動援護の方針は次に掲げるところとなっているか。</p> <p>① 指定行動援護の提供に当たっては、行動援護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。</p> <p>② 指定行動援護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>③ 指定行動援護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。</p> <p>④ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 25 条)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 25 条 第 1 号)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 25 条 第 2 号)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 25 条 第 3 号)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 25 条 第 4 号)</p>
18 行動援護計画の作成	<p>(1) サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した行動援護計画を作成しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 26 条 第 1 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>19 同居家族に対するサービス提供の禁止</p> <p>20 緊急時等の対応</p> <p>21 支給決定障害者等に関する市町村への通知</p> <p>22 管理者及びサービス提供責任者の責務</p>	<p>(2) サービス提供責任者は、(1)の行動援護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該行動援護計画を交付しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 26 条 第 2 項)</p>
	<p>(3) サービス提供責任者は、行動援護計画作成後においても、当該行動援護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該行動援護計画の変更を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 26 条 第 3 項)</p>
	<p>(4) 行動援護計画に変更があった場合、(1)及び(2)に準じて取り扱っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 26 条 第 4 項)</p>
	<p>指定行動援護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する行動援護の提供をさせてはいないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 27 条)</p>
	<p>従業者は、現に指定行動援護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 28 条)</p>
	<p>指定行動援護事業者は、指定行動援護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 29 条)</p>
<p>23 運営規程</p>	<p>(1) 指定行動援護事業所の管理者は、当該指定行動援護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 30 条 第 1 項)</p>
	<p>(2) 指定行動援護事業所の管理者は、当該指定行動援護事業所の従業者に平成 18 年厚生労働省令第 171 号 (指定障害福祉サービス基準) 第 2 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 30 条 第 2 項)</p>
	<p>(3) サービス提供責任者は、18 に規定する業務のほか、指定行動援護事業所に対する指定行動援護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 30 条 第 3 項)</p>
<p>指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間</p> <p>④ 指定行動援護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額</p> <p>⑤ 通常の事業の実施地域</p> <p>⑥ 緊急時等における対応方法</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 31 条)</p>	

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
24 勤務体制の確保等	<p>⑦事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>⑧虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑨その他運営に関する重要事項</p> <p>(1) 指定行動援護事業者は、利用者に対し、適切な指定行動援護を提供できるよう、指定行動援護事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所ごとに、当該指定行動援護事業所の従業員によって指定行動援護を提供しているか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 33 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 33 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 33 条 第 3 項)</p>
25 衛生管理等	<p>(1) 指定行動援護事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 34 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 34 条 第 2 項)</p>
26 掲示	<p>指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 35 条)</p>
27 秘密保持等	<p>(1) 指定行動援護事業所の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、他の指定行動援護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 36 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 36 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 36 条 第 3 項)</p>
28 情報の提供等	<p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定行動援護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 37 条 第 1 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
29 利益供与等の禁止	<p>(2) 指定行動援護事業者は、当該指定行動援護事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p> <p>(1) 指定行動援護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定行動援護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 37 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 38 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 38 条 第 2 項)</p>
30 苦情解決	<p>(1) 指定行動援護事業者は、その提供した指定行動援護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、その提供した指定行動援護に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定行動援護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定行動援護事業者は、その提供した指定行動援護に関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定行動援護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 39 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 39 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 39 条 第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 43 条第 2 項 準用 (第 39 条 第 4 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
31 事故発生時の 対応	<p>(5) 指定行動援護事業者は、その提供した指定行動援護に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定行動援護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平18厚令171第43条第2項準用(第39条第5項)</p>
	<p>(6) 指定行動援護事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p>	<p>平18厚令171第43条第2項準用(第39条第6項)</p>
	<p>(7) 指定行動援護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</p>	<p>平18厚令171第43条第2項準用(第39条第7項)</p>
	<p>(1) 指定行動援護事業者は、利用者に対する指定行動援護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p>	<p>平18厚令171第43条第2項準用(第40条第1項)</p>
	<p>(2) 指定行動援護事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p>	<p>平18厚令171第43条第2項準用(第40条第2項)</p>
	<p>(3) 指定行動援護事業者は、利用者に対する指定行動援護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平18厚令171第43条第2項準用(第40条第3項)</p>
	32 会計の区分	<p>指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定行動援護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>
33 記録の整備	<p>(1) 指定行動援護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p>	<p>平18厚令171第43条第2項準用(第42条第1項)</p>
	<p>(2) 指定行動援護事業者は、利用者に対する指定行動援護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定行動援護を提供した日から5年間保存しているか。</p>	<p>平18厚令171第43条第2項準用(第42条第2項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
第 5 基準該当障害福祉サービスに関する基準		法第 30 条 第 1 項第 2 号イ
1 従業者の員数	<p>(1) 基準該行動援護当事業所ごとに置くべき従業者の員数は、3 人以上となっているか。</p> <p>(2) 離島その他の地域であって平成 18 年厚生労働省告示第 540 号に規定する「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」において基準該行動援護を提供する基準該行動援護事業者にあつては、(1) にかかわらず、基準該行動援護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1 人以上となっているか。</p> <p>(3) 基準該行動援護事業所ごとに、従業者のうち 1 人以上の者をサービス提供責任者としているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 48 条第 2 項準用 (第 44 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 48 条第 2 項準用 (第 44 条第 2 項) 平 18 厚告 540</p> <p>平 18 厚令 171 第 48 条第 2 項準用 (第 44 条第 3 項)</p>
2 管理者	<p>基準該行動援護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、基準該行動援護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該行動援護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 48 条第 2 項準用 (第 45 条)</p>
3 設備及び備品等	<p>事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該行動援護の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 48 条第 2 項準用 (第 46 条)</p>
4 同居家族に対するサービス提供の制限	<p>(1) 従業者に、その同居の家族である利用者に対する行動援護の提供をさせていないか。 ただし、同居の家族である利用者に対する行動援護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。</p> <p>① 当該行動援護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定行動援護のみによっては必要な行動援護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合</p> <p>② 当該行動援護がサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合</p> <p>③ 当該行動援護を提供する従業者の当該行動援護に従事する時間の合計が、当該従業者が行動援護に従事する時間の合計のおおむね 2 分の 1 を超えない場合</p>	<p>平 18 厚令 171 第 48 条第 2 項準用 (第 47 条第 1 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
5 運営に関する基準	<p>(2) (1) のただし書により、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当行動援護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る行動援護計画の実施状況等からみて、当該基準該当行動援護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(第1の(3)及び第4(13の(1)、14、15の(1)、19及び24を除く。)を準用)</p>	<p>平18厚令171第48条第2項準用(第47条第2項)</p> <p>平18厚令171第48条第2項準用(第4条第4項及び第9条から第43条まで(第21条第1項、第22条、第23条第1項、第27条、第32条及び第43条を除く。))</p>
第6 変更の届出等	<p>(1) 指定行動援護事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定行動援護の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、当該指定行動援護の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>法第46条第1項 施行規則第34条の23</p> <p>法第46条第2項 施行規則第34条の23</p>
第7 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い		<p>法第29条第3項</p>
1 基本事項	<p>(1) 指定行動援護に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第4により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(ただし、その額が現に当該指定行動援護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定行動援護に要した費用の額となっているか。)</p>	<p>平18厚告523の一 平18厚告539</p> <p>法第29条第3項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
2 行動援護サービス費	<p>(2) (1)の規定により、指定行動援護に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 次の①及び②のいずれにも該当する支援の度合（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）にある利用者に対して、行動援護（当該利用者が居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等をいう。）に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者（指定行動援護事業者）が当該事業を行う事業所（指定行動援護事業所）に置かれる従業者又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（基準該当行動援護事業所）に置かれる従業者が行動援護に係る指定障害福祉サービス（指定行動援護）又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービス（指定行動援護等）を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>① 区分3以上に該当していること。</p> <p>② 平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」の十二の基準を満たしていること。</p> <p>(2) 指定行動援護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、行動援護計画及び支援計画シート等（行動援護計画等）に位置付けられた内容の指定行動援護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p> <p>(3) 指定行動援護等の提供に当たって、支援計画シート等が作成されていない場合、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。ただし、平成30年3月31日までの間は支援計画シート等を作成していない場合であっても、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(4) 平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の十一に定める者が、指定行動援護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(5) 平成18年厚生労働省告示第546号「厚生労働大臣が定める要件」を満たす場合であって、同時に2人の行動援護従業者が1人の利用者に対して指定行動援護等を行った場合に、それぞれの行動援護従業者が行う指定行動援護等につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚告523の二</p> <p>18厚告523別表第4の1の注1</p> <p>平18厚告543の十二準用（四）</p> <p>平18厚告523別表第4の1の注2</p> <p>平18厚告523別表第4の1の注2の2</p> <p>平18厚告523別表第4の1の注3</p> <p>平18厚告548の十一</p> <p>平18厚告523別表第4の1の注4</p> <p>平18厚告546</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(6) 行動援護サービス費は、1日1回のみ の算定となっているか。</p> <p>(7) 平成18年厚生労働省告示第543号に定 める「厚生労働大臣が定める基準」の十三 に適合しているものとして都道府県知事に 届け出た指定行動援護事業所において、指 定行動援護を行った場合にあっては、当該 基準に掲げる区分に従い、1回につき次に 掲げる単位数を所定単位数に加算している か。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算 定している場合にあっては、次に掲げるそ の他の加算は算定していないか。</p> <p>① 特定事業所加算(I) 所定単位数の100分の20に相当する 単位数</p> <p>② 特定事業所加算(II) 所定単位数の100分の10に相当する 単位数</p> <p>③ 特定事業所加算(III) 所定単位数の100分の10に相当する 単位数</p> <p>④ 特定事業所加算(IV) 所定単位数の100分の5に相当する単 位数</p> <p>(8) 平成21年厚生労働省告示第176号に規 定する「厚生労働大臣が定める地域」に居 住している利用者に対して、指定行動援護 事業所又は基準該当行動援護事業所(指定 行動援護事業所等)の行動援護従業者が指 定行動援護等を行った場合にあっては、1 回につき所定単位数の100分の15に相当 する単位数を所定単位数に加算している か。</p> <p>(9) 利用者又はその家族等からの要請に基づ き、指定行動援護事業所等のサービス提供 責任者が行動援護計画等の変更を行い、当 該指定行動援護事業所等の行動援護従業者 が当該利用者の行動援護計画等において計 画的に訪問することとなっていない指定行 動援護等を緊急に行った場合にあっては、 利用者1人に対し、1月につき2回を限度 として、1回につき100単位を加算してい るか。ただし、平成30年3月31日までの 間は支援計画シート等を作成していない場 合であっても、所定単位数を算定している か。</p> <p>(10) 利用者が行動援護以外の障害福祉サー ビスを受けている間又は指定通所支援若しく は指定入所支援を受けている間に、行動援 護サービス費を算定していないか。</p>	<p>平18厚告523 別表第4の1 の注5</p> <p>平18厚告523 別表第4の1 の注6</p> <p>平18厚告543 の十三</p> <p>平18厚告523 別表第4の1 の注7</p> <p>平21厚告176</p> <p>平18厚告523 別表第4の1 の注8</p> <p>平18厚告523 別表第4の1 の注9</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
3 初回加算	<p>指定行動援護事業所等において、新規に行動援護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の行動援護等を行った日の属する月に指定行動援護等を行った場合又は当該指定行動援護事業所等のその他の行動援護従業者が初回若しくは初回の指定行動援護等を行った日の属する月に指定行動援護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成30年3月31日までの間は支援計画シート等を作成していない場合であっても、所定単位数を算定しているか。</p>	平18厚告523別表第4の2の注
4 利用者負担上限額管理加算	<p>指定行動援護事業者が、第4の14に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	平18厚告523別表第4の3の注
5 喀痰吸引等支援体制加算	<p>指定行動援護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の(7)の①の特定事業所加算(I)を算定している場合は、算定していないか。</p>	平18厚告523別表第4の4の注
6 行動障害支援指導連携加算	<p>支援計画シート等を作成した者(作成者)が、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該サービス提供責任者と共同して行い、かつ、当該サービス提供責任者に対して、重度訪問介護計画を作成する上での必要な指導及び助言を行ったときは、指定重度訪問介護等に移行する日の属する月(翌月に移行をすることが確実に見込まれる場合であっては、移行する日が翌月の初日等であるときにあつては、移行する日が属する月の前月)につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p>	平18厚告523別表第4の4の2の注
7 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」の十四に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p>	平18厚告523別表第3の5の注 平18厚告543の十四 準用(二)

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>8 福祉・介護職員処遇改善特別加算</p>	<p>① 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1 から 6 までにより算定した単位数の単位数の 1000 分の 185 に相当する単位数 ② 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1 から 6 までにより算定した単位数の単位数の 1000 分の 103 に相当する単位数 ③ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） ② により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数 ④ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ） ② により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数</p> <p>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」の十五に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、1 から 6 までにより算定した単位数の 1000 分の 34 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、7 の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合には、算定していないか。</p>	<p>18 厚告 523 別表第 3 の 6 の注 平 18 厚告 543 の十五 準用（三）</p>

主眼事項及び着眼点（指定療養介護）

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第1 基本方針</p>	<p>(1) 指定療養介護事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定療養介護を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定療養介護を提供しているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定療養介護の提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定療養介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(4) 指定療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法施行規則第2条の2に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行っているか。</p>	<p>法第43条</p> <p>平18厚令171第3条第1項</p> <p>平18厚令171第3条第2項</p> <p>平18厚令171第3条第3項</p> <p>平18厚令171第49条 平18厚令19第2条の2</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 指定療養介護事業所の従業者の員数</p> <p>(1) 医師</p> <p>(2) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者）</p> <p>(3) 生活支援員</p>	<p>指定療養介護事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。</p> <p>健康保険法第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上となっているか。</p> <p>指定療養介護の単位（指定療養介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの）ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上となっているか。</p> <p>指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上いるか。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができる。</p> <p>また、1人以上は常勤となっているか。</p>	<p>法第43条第1項</p> <p>平18厚令171第50条</p> <p>平18厚令171第50条第1項第1号</p> <p>平18厚令171第50条第1項第2号 平18厚令171第50条第3項</p> <p>平18厚令171第50条第1項第3号 平18厚令171第50条第5号項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
(4) サービス管理責任者	<p>指定療養介護事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。</p> <p>① 利用者の数が 60 以下 1 以上</p> <p>② 利用者の数が 61 以上 1 に利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p> <p>また、1 人以上は常勤となっているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 50 条第 1 項第 4 号</p> <p>平 18 厚令 171 第 50 条第 6 項</p>
(5) 利用者数の算定	<p>(2) から(4)の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 50 条第 2 項</p>
(6) 職務の専従	<p>(3) 及び(4)に規定する指定療養介護事業所の従業者は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者となっているか。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 50 条第 4 項</p>
(7) 管理者	<p>指定療養介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 51 条</p>
第 3 設備に関する基準 1 設備	<p>(1) 医療法に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えているか。</p> <p>(2) (1)に規定する設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものとなっているか。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>法第 43 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 52 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 52 条第 2 項</p>
(経過措置)	<p>法附則第 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた指定特定身体障害者授産施設、旧精神障害者福祉ホーム（障害者総合支援法施行令附則第 8 条の 2 に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において、指定療養介護の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、多目的室を設けないことができる。</p>	<p>平 18 厚令 171 附則第 22 条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続きの説明及び同意</p> <p>2 契約支給量の報告等</p> <p>3 提供拒否の禁止</p> <p>4 連絡調整に対する協力</p> <p>5 受給資格の確認</p> <p>6 介護給付費の支給の申請に係る援助</p>	<p>(1) 指定療養介護事業者は、支給決定障害者等が指定療養介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該療養介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>(1) 指定療養介護事業者は、入所又は退所の際には、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(3) 指定療養介護事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)及び(2)に準じて取り扱っているか。</p> <p>指定療養介護事業者は、正当な理由がなく、指定療養介護の提供を拒んでいないか。</p> <p>指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p> <p>指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。</p> <p>(1) 指定療養介護事業者は、療養介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p>	<p>法第43条第2項 平18厚令171第76条 準用（第9条第1項）</p> <p>平18厚令171第76条 準用（第9条第2項）</p> <p>平18厚令171第53条第1項</p> <p>平18厚令171第53条第2項</p> <p>平18厚令171第53条第3項</p> <p>平18厚令171第76条 準用（第11条）</p> <p>平18厚令171第76条 準用（第12条）</p> <p>平18厚令171第76条 準用（第14条）</p> <p>平18厚令171第76条 準用（第15条第1項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
7 心身の状況等の把握	<p>(2) 指定療養介護事業者は、療養介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p> <p>指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用 (第 15 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用 (第 16 条)</p>
8 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用 (第 17 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用 (第 17 条 第 2 項)</p>
9 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、当該指定療養介護の提供日、内容その他必要な事項を、記録しているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定療養介護を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 53 条の 2 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 53 条の 2 第 2 項</p>
10 指定療養介護事業者等が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定療養介護事業者が、指定療養介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。ただし、11の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用 (第 20 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用 (第 20 条 第 2 項)</p>
11 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 54 条 第 1 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
12 利用者負担額に係る管理	<p>(2) 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けているか。</p>	平 18 厚令 171 第 54 条第 2 項
	<p>(3) 指定療養介護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。</p> <p>① 日用品費</p> <p>② ①のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p>	平 18 厚令 171 第 54 条第 3 項
	<p>(4) 指定療養介護事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 54 条第 4 項
	<p>(5) 指定療養介護事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</p>	平 18 厚令 171 第 54 条第 5 項
	<p>指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する平成18年厚生労働省告示第527号に定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（利用者負担額等合計額）を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 55 条 平 18 厚告 527

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
13 介護給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 56 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 56 条第 2 項</p>
14 指定療養介護の取扱方針	<p>(1) 指定療養介護事業者は、療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 57 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 57 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 57 条第 3 項</p>
15 療養介護計画の作成等	<p>(1) 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画（療養介護計画）の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 58 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 58 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 58 条第 3 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
16 サービス管理責任者の責務	<p>(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しているか。</p> <p>この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p>	平 18 厚 令 171 第 58 条 第 4 項
	<p>(5) サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議を開催し、療養介護計画の原案の内容について意見を求めているか。</p>	平 18 厚 令 171 第 58 条 第 5 項
	<p>(6) サービス管理責任者は、療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p>	平 18 厚 令 171 第 58 条 第 6 項
	<p>(7) サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しているか。</p>	平 18 厚 令 171 第 58 条 第 7 項
	<p>(8) サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。) (モニタリング) を行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行っているか。</p>	平 18 厚 令 171 第 58 条 第 8 項
	<p>(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>① 定期的に利用者に面接すること。</p> <p>② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>	平 18 厚 令 171 第 58 条 第 9 項
	<p>(10) 療養介護計画に変更のあった場合、(2) から(7)に準じて取り扱っているか。</p>	平 18 厚 令 171 第 58 条 第 10 項
	<p>サービス管理責任者は、15 に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p>	平 18 厚 令 171 第 59 条

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
17 相談及び援助	<p>② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</p> <p>③ 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。</p> <p>指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	平 18 厚 令 171 第 60 条
18 機能訓練	<p>指定療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行っているか。</p>	平 18 厚 令 171 第 61 条
19 看護及び医学的管理の下における介護	<p>(1) 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。</p> <p>(3) 指定療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。</p> <p>(4) 指定療養介護事業者は、(1)から(3)に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上の支援を適切に行っているか。</p> <p>(5) 指定療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていないか。</p>	<p>平 18 厚 令 171 第 62 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚 令 171 第 62 条 第 2 項</p> <p>平 18 厚 令 171 第 62 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚 令 171 第 62 条 第 4 項</p> <p>平 18 厚 令 171 第 62 条 第 5 項</p>
20 その他のサービスの提供	<p>(1) 指定療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚 令 171 第 63 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚 令 171 第 63 条 第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
21 緊急時等の対応	<p>従業者は、現に指定療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	平 18 厚令 171 第 64 条
22 支給決定障害者に関する市町村への通知	<p>指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。</p>	平 18 厚令 171 第 65 条
23 管理者の責務	<p>(1) 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の従業者に平成 18 年厚生労働省令第 171 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第 3 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 66 条第 1 項 平 18 厚令 171 第 66 条第 2 項
24 運営規程	<p>指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 利用定員</p> <p>④ 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>⑤ サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>⑥ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑦ 非常災害対策</p> <p>⑧ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑩ その他運営に関する重要事項</p>	平 18 厚令 171 第 67 条
25 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護を提供できるよう、指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。</p>	平 18 厚令 171 第 68 条第 1 項

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
26 定員の遵守	<p>(2) 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供しているか。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>(3) 指定療養介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行っていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 68 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 68 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 69 条</p>
27 非常災害対策	<p>(1) 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 70 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 70 条第 2 項</p>
28 衛生管理等	<p>(1) 指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 71 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 71 条第 2 項</p>
29 掲示	<p>指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 72 条</p>
30 秘密保持等	<p>(1) 指定療養介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用（第 36 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用（第 36 条第 2 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
31 情報の提供等	<p>(3) 指定療養介護事業者は、他の指定療養介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p> <p>指定療養介護事業者は、指定療養介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定療養介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用（第 36 条第 3 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用（第 37 条第 1 項）</p>
32 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定療養介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定療養介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用（第 38 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用（第 38 条第 2 項）</p>
33 苦情解決	<p>(1) 指定療養介護事業者は、その提供した指定療養介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定療養介護事業者は、その提供した指定療養介護に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定療養介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用（第 39 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用（第 39 条第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用（第 39 条第 3 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
34 事故発生時の 対応	<p>(4) 指定療養介護事業者は、その提供した指定療養介護に関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定療養介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用（第 39 条第 4 項）</p>
	<p>(5) 指定療養介護事業者は、その提供した指定療養介護に関し、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定療養介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用（第 39 条第 5 項）</p>
	<p>(6) 指定療養介護事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用（第 39 条第 6 項）</p>
	<p>(7) 指定療養介護事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用（第 39 条第 7 項）</p>
	<p>(1) 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用（第 40 条第 1 項）</p>
	<p>(2) 指定療養介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用（第 40 条第 2 項）</p>
	<p>(3) 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用（第 40 条第 3 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
35 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 73 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 73 条第 2 項</p>
36 地域との連携等	<p>指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 74 条</p>
37 記録の整備	<p>(1) 指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から 5 年間保存しているか。</p> <p>① 療養介護計画</p> <p>② サービスの提供の記録</p> <p>③ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録</p> <p>④ 身体拘束等の記録</p> <p>⑤ 苦情の内容等の記録</p> <p>⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>平 18 厚令 171 第 75 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 75 条第 2 項</p>
第 5 変更の届出等	<p>(1) 指定療養介護事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 23 にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定療養介護の事業を再開したときは、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>法第 46 条第 1 項 施行規則第 34 条の 23</p> <p>法第 46 条第 2 項 施行規則第 34 条の 23</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第6 介護給付費 又は訓練等給 付費の算定及 び取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 療養介護サー ビス費</p>	<p>(1) 指定療養介護に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第5により算定する単位数に、十円を乗じて得た額を算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定療養介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定療養介護に要した費用の額となっているか。)</p> <p>(2) (1)の規定により、指定療養介護に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 平成18年厚生労働省告示第523号別表第5の1のイに規定する療養介護サービス費（Ⅰ）から（Ⅳ）までについては、次の①から③のいずれかに該当する利用者に対して、指定療養介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ① 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であること。 ② 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者（重症心身障害者）であること。 ③ 平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律第5条による改正前の児童福祉法（旧児童福祉法）第43条の4に規定する重症心身障害児施設）に入所した者又は指定医療機関（旧児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関）に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用するものであること。</p> <p>(2) 平成18年厚生労働省告示第523号別表第5の1のイに規定する療養介護サービス費（Ⅴ）については、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の一に定める者であって、区分4以下に該当する者又は区分1から区分6までのいずれにも該当しない者に対して、指定療養介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>法第29条 第3項</p> <p>平18厚告523 の一 平18厚告539</p> <p>法第29条 第3項</p> <p>平18厚告523の 二</p> <p>平18厚告523 別表第5の1の 注1</p> <p>平18厚告523 別表第5の1の 注2 平18厚告556 の一</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(3) 療養介護サービス費（Ⅰ）については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を2で除して得た数以上であり、かつ、区分6に該当する者が利用者（(2)(8)(9)で定める者を除く。）の数の合計数の100分の50以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、運営規程に定められている利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>(4) 療養介護サービス費（Ⅱ）については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を3で除して得た数以上である、又は特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を3で除して得た数以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>(5) 療養介護サービス費（Ⅲ）については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を4で除して得た数以上であるもの、又は特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を4で除して得た数以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚 告 523 別表第 5 の 1 の 注 3 平 18 厚 告 551 一のイ</p> <p>平 18 厚 告 523 別表第 5 の 1 の 注 4 平 18 厚 告 551 一のロ</p> <p>平 18 厚 告 523 別表第 5 の 1 の注 5 平 18 厚 告 551 一のハ</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(6) 療養介護サービス費 (IV) については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を6で除して得た数以上であるもの、又は特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を6で除して得た数以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(7) 療養介護サービス費 (V) については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を6で除して得た数以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>(8) 経過的療養介護サービス費 (I) については、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関から転換する指定療養介護事業所の中で、特例指定療養介護事業所であつて、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を2で除して得た数以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であつて、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用するものに対して、指定療養介護の提供を行った場合に、当分の間、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>(9) 療養介護サービス費又は経過的療養介護サービス費の算定に当たって、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれ①又は②に掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定しているか。</p>	<p>平18厚告523 別表第5の1の注6 平18厚告511一の二</p> <p>平18厚告523 別表第5の1の注7 平18厚告551一のホ</p> <p>平18厚告523 別表第5の1の注8 平18厚告551一のへ</p> <p>平18厚告523 別表第5の1の注9 平18厚告550の一</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>3 地域移行加算</p> <p>4 福祉専門職員配置等加算</p>	<p>① 利用者の数又は従業者の員数が次に該当する場合 ア 指定療養介護の利用者の数が、平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の一のイの表の上欄に掲げる基準に該当する場合 同表の下欄に掲げる割合 イ 指定療養介護事業所の従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号の一のロの表の上欄に掲げる基準に該当する場合 同表の下欄に掲げる割合</p> <p>② 指定療養介護の提供に当たって、療養介護計画が作成されていない場合 100分の95</p> <p>入院期間が1月を超えると見込まれる利用者の退院に先立って、第2の1の規定により指定療養介護事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退院後の生活について相談指導を行い、かつ、当該利用者が退院後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退院後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入院中1回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退院後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退院後1回を限度として所定単位数を加算しているか。 (ただし、当該利用者が、退院後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。)</p> <p>(1) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、指定障害福祉サービス基準第50条第1項第3号又は附則第3条の規定により置くべき生活支援員(生活支援員)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第5の2の注</p> <p>平18厚告523別表第5の3の注1</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
5 人員配置体制 加算	<p>(2) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は算定しないか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 3 の 注 2</p>
	<p>(3) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(2)の福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は算定していないか。</p> <p>① 生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が 100 分の 75 以上であること。</p> <p>② 生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3 年以上従事している従業者の割合が 100 分の 30 以上であること。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 3 の 注 3</p>
	<p>(1) 人員配置体制加算(Ⅰ)については、第 6 の 2 の (8) に適合する指定療養介護の単位であって、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号の一のトの基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位(平成 24 年 3 月 31 日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関が指定療養介護事業所に転換する場合に限る。)において、平成 24 年 3 月 31 日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成 24 年 4 月 1 日以降指定療養介護事業所を利用するものに対して指定療養介護の提供を行った場合に、当分の間、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 4 の 注 1 平 18 厚告 551 の一のト</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
6 障害福祉サービスの体験利用支援加算	<p>(2) 人員配置体制加算(Ⅱ)については、第6の2の(4)に適合する指定療養介護の単位であって、平成18年厚生労働省告示第551号の一のチの基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たもの(平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関から転換する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位に限る。)において、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用するもの者に対して、指定療養介護の提供を行った場合に、当分の間、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を加算しているか。</p> <p>指定療養介護事業所において指定療養介護を利用する利用者が、指定地域移行支援(指定相談基準第1条第9号に規定する指定地域移行支援)の障害福祉サービスの体験的な利用支援(指定相談基準第22条に規定する障害福祉サービスの体験的な利用支援)を利用する場合において、指定療養介護事業所に置くべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定しているか。</p> <p>① 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合</p> <p>② 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者(法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者)との連絡調整その他の相談援助を行った場合</p>	<p>平18厚告523別表第5の4の注2 平18厚告551の一のチ</p> <p>平18厚告523別表第5の5の注</p>
7 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」の十六に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。8において同じ。)が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>① 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 2から6までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数</p>	<p>平18厚告523別表第5の6の注 平18厚告543の十六(同二準用)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>8 福祉・介護職員処遇改善特別加算</p>	<p>② 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 2から6までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数</p> <p>③ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ②により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>④ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ②により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」の十七に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、2から6までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、7の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定していないか。</p>	<p>平18厚告523 別表第5の7の注 平18厚告543の十七(同三準用)</p>

主眼事項及び着眼点（指定生活介護）

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第1 基本方針</p>	<p>(1) 指定生活介護事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定生活介護を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定生活介護を提供しているか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定生活介護の提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定生活介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(4) 指定生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法施行規則第2条の4に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。</p>	<p>法第43条</p> <p>平18厚令171第3条第1項</p> <p>平18厚令171第3条第2項</p> <p>平18厚令171第3条第3項</p> <p>平18厚令171第77条 平18厚令19第2条の4</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 指定生活介護事業所の従業者の員数</p> <p>(1) 医師</p> <p>(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p>	<p>指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。</p> <p>利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数となっているか。</p> <p>① 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位（その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの。）ごとに、常勤換算方法で、アからウまでに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数となっているか。</p> <p>ア 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上</p> <p>イ 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上</p> <p>ウ 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上</p>	<p>法第43条第1項</p> <p>平18厚令171第78条第1項</p> <p>平18厚令171第78条第1項第1号</p> <p>平18厚令171第78条第1項第2号イ 平18厚令171第78条第3項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令	
(3) サービス管理責任者	② 看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上となっているか。	平 18 厚令 171 第 78 条第 1 項 第 2 号ロ	
	③ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数となっているか。 ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。	平 18 厚令 171 第 78 条第 1 項 第 2 号ハ 平 18 厚令 171 第 78 条第 4 項	
	④ 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上となっているか。 また、1人以上は常勤となっているか。	平 18 厚令 171 第 78 条第 1 項 第 2 号ニ 平 18 厚令 171 第 78 条第 6 項	
	指定生活介護事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。 ① 利用者の数が 60 以下 1 以上 ② 利用者の数が 61 以上 1 に利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上 また、1人以上は常勤となっているか。	平 18 厚令 171 第 78 条第 1 項 第 3 号 平 18 厚令 171 第 78 条第 7 項	
	(4) 利用者数の算定	利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。	平 18 厚令 171 第 78 条第 2 項
	(5) 職務の専従	指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者となっているか。 ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。	平 18 厚令 171 第 78 条第 5 項
(6) 管理者	指定生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 ただし、指定生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。	平 18 厚令 171 第 80 条 準用 (第 51 条)	

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
(7) 従たる事業所を設置する場合の特例	指定生活介護事業所における主たる事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。	平 18 厚令 171 第 79 条
(経過措置)	指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指定生活介護の事業を行う場合において、平成 18 年厚生労働省令第 171 号（指定障害福祉サービス基準）の施行日において現に存する分場（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）を指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援 A 型事業所又は指定就労継続支援 B 型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については、当分の間、(7)の規定は適用しない。 この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者となっているか。	平 18 厚令 171 附則第 23 条
第 3 設備に関する基準 1 設備	① 訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けているか。 ただし、相談室及び多目的室は利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。 ② これらの設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものとなっているか。 ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。	法第 43 条 第 2 項 平 18 厚令 171 第 81 条第 1 項 平 18 厚令 171 第 81 条第 3 項 平 18 厚令 171 第 81 条第 4 項
(1) 訓練・作業室	① 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。 ② 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。	平 18 厚令 171 第 81 条第 2 項 第 1 号イ、ロ
(2) 相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。	平 18 厚令 171 第 81 条第 2 項 第 2 号
(3) 洗面所	利用者の特性に応じたものであるか。	平 18 厚令 171 第 81 条第 2 項 第 3 号

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
(4) 便所	利用者の特性に応じたものであるか。	平 18 厚令 171 第 81 条第 2 項 第 4 号
(経過措置)	<p>法附則第 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた指定特定身体障害者授産施設、旧精神障害者福祉ホーム（障害者総合支援法施行令附則第 8 条の 2 に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において、指定生活介護の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、多目的室を設けないことができる。</p>	平 18 厚令 171 附則第 22 条
第 4 運営に関する基準		法第 43 条 第 2 項
1 内容及び手続きの説明及び同意	<p>(1) 指定生活介護事業者は、支給決定障害者が指定生活介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定生活介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業者は、社会福祉法第 77 条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p>	平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 9 条 第 1 項）
2 契約支給量の報告等	<p>(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供するときは、当該指定生活介護の内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超過していないか。</p> <p>(3) 指定生活介護事業者は、指定生活介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定生活介護事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 10 条 第 1 項） 平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 10 条 第 2 項） 平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 10 条 第 3 項） 平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 10 条 第 4 項）

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
3 提供拒否の禁止	指定生活介護事業者は、正当な理由がなく指定生活介護の提供を拒んでいないか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 11 条）
4 連絡調整に対する協力	指定生活介護事業者は、指定生活介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 12 条）
5 サービス提供困難時の対応	指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 13 条）
6 受給資格の確認	指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 14 条）
7 介護給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定生活介護事業者は、生活介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業者は、生活介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 15 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 15 条第 2 項）</p>
8 心身の状況等の把握	指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 16 条）
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 17 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 17 条第 2 項）</p>
10 サービスの提供の記録	(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、当該指定生活介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定生活介護の提供の都度記録しているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 19 条第 1 項）

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
11 指定生活介護事業者が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(2) 指定生活介護事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定生活介護を提供したことについて確認を受けているか。</p> <p>(1) 指定生活介護事業者が指定生活介護を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。 ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 19 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 20 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 20 条 第 2 項)</p>
12 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定生活介護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けているか。</p> <p>① 食事の提供に要する費用 (次のイ又はロに定めるところによる) イ 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額 ロ 事業所等に通う者等のうち、障害者総合支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者及び同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者にあつては、その配偶者に限る。)の所得割の額を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあつては、16万円未満)であるもの又は第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額</p> <p>② 創作的活動にかかる材料費</p> <p>③ 日用品費</p>	<p>平 18 厚令 171 第 82 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 82 条 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 82 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 82 条 第 4 項 平 18 厚告 545 二のイ</p> <p>平 18 政令 10 第 17 条 第 1 ～ 4 号</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
13 利用者負担額に係る管理	<p>④ ①から③のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(4) 指定生活介護事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定生活介護事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</p> <p>指定生活介護事業者は、支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定生活介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第 29 条第 3 項（法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 82 条第 5 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 82 条第 6 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 22 条）</p>
14 介護給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定生活介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定生活介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 23 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 23 条第 2 項）</p>
15 指定生活介護の取扱方針	<p>(1) 指定生活介護事業者は、生活介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 57 条第 1 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
16 生活介護計画の作成等	<p>(2) 指定生活介護事業所の従業者は、指定生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定生活介護事業者は、その提供する指定生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>(1) 指定生活介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定生活介護に係る個別支援計画（生活介護計画）の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) サービス管理責任者は、生活介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定生活介護の目標及びその達成時期、指定生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて生活介護計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p> <p>(5) サービス管理責任者は、生活介護計画の作成に係る会議を開催し、生活介護計画の原案の内容について意見を求めているか。</p> <p>(6) サービス管理責任者は、生活介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 57 条 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 57 条 第 3 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 58 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 58 条 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 58 条 第 3 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 58 条 第 4 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 58 条 第 5 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 58 条 第 6 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
17 サービス管理責任者の責務	<p>(7) サービス管理責任者は、生活介護計画を作成した際には、当該生活介護計画を利用者に交付しているか。</p> <p>(8) サービス管理責任者は、生活介護計画の作成後、生活介護計画の実施状況の把握(モニタリング)(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画の変更を行っているか。</p> <p>(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>① 定期的に利用者に面接すること。</p> <p>② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(10) 生活介護計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。</p> <p>サービス管理責任者は、生活介護計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。</p> <p>③ 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 58 条 第 7 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 58 条 第 8 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 58 条 第 9 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 58 条 第 10 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 59 条)</p>
18 相談及び援助	<p>指定生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 60 条)</p>
19 介護	<p>(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 83 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 83 条 第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
20 生産活動	(3) 指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。	平 18 厚令 171 第 83 条第 3 項
	(4) 指定生活介護事業者は、(1)から(3)に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。	平 18 厚令 171 第 83 条第 4 項
	(5) 指定生活介護事業者は、常時 1 人以上の従業者を介護に従事させているか。	平 18 厚令 171 第 83 条第 5 項
	(6) 指定生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。	平 18 厚令 171 第 83 条第 6 項
	(1) 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮するよう努めているか。	平 18 厚令 171 第 84 条第 1 項
	(2) 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。	平 18 厚令 171 第 84 条第 2 項
21 工賃の支払	(3) 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。	平 18 厚令 171 第 84 条第 3 項
	(4) 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 84 条第 4 項
	指定生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。	平 18 厚令 171 第 85 条
	22 食事	(1) 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ているか。
(2) 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。		平 18 厚令 171 第 86 条第 2 項

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(3) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。</p> <p>(4) 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 86 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 86 条第 4 項</p>
23 緊急時等の対応	<p>従業者は、現に指定生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 28 条）</p>
24 健康管理	<p>指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 87 条</p>
25 支給決定障害者に関する市町村への通知	<p>指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 88 条</p>
26 管理者の責務	<p>(1) 指定生活介護事業所の管理者は、当該指定生活介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業所の管理者は、当該指定生活介護事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第 4 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 66 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 66 条第 2 項）</p>
27 運営規程	<p>指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間</p> <p>④ 利用定員</p> <p>⑤ 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>⑥ 通常の事業の実施地域</p> <p>⑦ サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑨ 非常災害対策</p> <p>⑩ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑫ その他運営に関する重要事項</p>	<p>平 18 厚令 171 第 89 条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
28 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定生活介護を提供できるよう、指定生活介護事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、当該指定生活介護事業所の従業員によって指定生活介護を提供しているか。 ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>(3) 指定生活介護事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 68 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 68 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 68 条 第 3 項)</p>
29 定員の遵守	<p>指定生活介護事業者は、利用定員を超えて指定生活介護の提供を行っていないか。 ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 69 条)</p>
30 非常災害対策	<p>(1) 指定生活介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しているか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 70 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 70 条 第 2 項)</p>
31 衛生管理等	<p>(1) 指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 90 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 90 条 第 2 項</p>
32 協力医療機関	<p>指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 91 条</p>
33 掲示	<p>指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 92 条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
34 秘密保持等	<p>(1) 指定生活介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定生活介護事業者は、他の指定生活介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 36 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 36 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 36 条 第 3 項)</p>
35 情報の提供等	<p>(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定生活介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 37 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 37 条 第 2 項)</p>
36 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定生活介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定生活介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 38 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 38 条 第 2 項)</p>
37 苦情解決	<p>(1) 指定生活介護事業者は、その提供した指定生活介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 39 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 39 条 第 2 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
38 事故発生時の対応	<p>(3) 指定生活介護事業者は、その提供した指定生活介護に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 39 条 第 3 項)</p>
	<p>(4) 指定生活介護事業者は、その提供した指定生活介護に関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定生活介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 39 条 第 4 項)</p>
	<p>(5) 指定生活介護事業者は、その提供した指定生活介護に関し、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 94 条 準用 (第 39 条 第 5 項)</p>
	<p>(6) 指定生活介護事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 39 条 第 6 項)</p>
	<p>(7) 指定生活介護事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 39 条 第 7 項)</p>
	<p>(1) 指定生活介護事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 40 条 第 1 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
39 会計の区分	<p>(2) 指定生活介護事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定生活介護事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定生活介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 40 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 40 条 第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 41 条)</p>
40 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為 (身体拘束等) を行っていないか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 73 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 73 条 第 2 項)</p>
41 地域との連携等	<p>指定生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 74 条)</p>
42 記録の整備	<p>(1) 指定生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定生活介護を提供した日から 5 年間保存しているか。</p> <p>① 生活介護計画</p> <p>② サービスの提供の記録</p> <p>③ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録</p> <p>④ 身体拘束等の記録</p> <p>⑤ 苦情の内容等の記録</p> <p>⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 75 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 75 条 第 2 項)</p>
第 5 基準該当障害福祉サービスに関する基準		<p>法第 30 条 第 1 項第 2 号イ</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
1 基準該当生活介護の基準	<p>基準該当生活介護事業者（指定障害福祉サービス基準第 219 条に規定する特定基準該当生活介護を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとなっているか。</p> <p>(1) 指定通所介護事業者（平成 11 年厚生省令第 37 号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「指定居宅サービス等基準」という。）第 93 条第 1 項 に規定する指定通所介護事業者）又は指定地域密着型通所介護事業者（平成 18 年厚生労働省令第 34 号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第 20 条第 1 項 に規定する指定地域密着型通所介護事業者）（指定通所介護事業者等）であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準第 92 条に規定する指定通所介護）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第 19 条に規定する指定地域密着型通所介護事業）（指定通所介護等）を提供するものであること。</p> <p>(2) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第 93 条第 1 項 に規定する指定通所介護事業所）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 20 条第 1 項 に規定する指定地域密着型通所介護事業所）（指定通所介護事業所等）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準第 95 条第 2 項第 1 号又は指定地域密着型サービス基準第 22 条第 2 項第 1 号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。）の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が 3 平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>(4) 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>	平 18 厚令 171 第 94 条

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例</p>	<p>次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第 62 条に規定する指定小規模多機能型居宅介護）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第 170 条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第 63 条第 1 項 又は第 171 条第 1 項に規定する通いサービス）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当生活介護事業所とみなしているか。</p> <p>この場合において、1 を当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等について適用していないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 94 の 2 条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令								
	<p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第 63 条第 1 項 又は第 171 条第 1 項に規定する登録者）の数と基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準第 163 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは同基準 172 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第 71 条の 4 において準用する指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 63 条第 7 項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所）にあっては、十八人）以下とすること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準第 163 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは同基準 172 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第 71 条の 4 において準用する指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限）を登録定員の 2 分の 1 から 15 人（登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12 人）までの範囲内とすること。</p> <table border="1" data-bbox="571 1825 949 1953"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26 人又は 27 人</td> <td>16 人</td> </tr> <tr> <td>28 人</td> <td>17 人</td> </tr> <tr> <td>29 人</td> <td>18 人</td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26 人又は 27 人	16 人	28 人	17 人	29 人	18 人	
登録定員	利用定員									
26 人又は 27 人	16 人									
28 人	17 人									
29 人	18 人									

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>3 利用者負担額等の受領</p> <p>第6 多機能型に関する特例</p> <p>1 利用定員に関する特例</p>	<p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号又は第175条第2項第1号に規定する居間及び食堂）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</p> <p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは同基準172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>(5) 基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>（第4の12の（2）から（6）を準用）</p> <p>(1) 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労移行支援事業所、多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所（「多機能型事業所」と総称）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次に掲げる人数とすることができる。</p>	<p>平18厚令171第95条準用（第82条第2項から第6項）法第43条</p> <p>平18厚令174第89条第1項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>① 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く） 6人以上</p> <p>② 多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 6人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあつては、宿泊型自立訓練の利用定員が 10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が 6人以上とする。</p> <p>③ 多機能型就労継続支援 A型事業所及び多機能型就労継続支援 B型事業所 10人以上</p> <p>(2) (1)にかかわらず、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。</p> <p>(3) 多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。）につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。</p> <p>(4) 離島その他の地域であつて平成 18 年厚生労働省告示第 540 号「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」に定める地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、(1)中「20 人」とあるのは「10 人」とできる。 この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労継続支援 B 型事業所に限る。）については、当該多機能型事業所の利用定員を、1 人以上とすることができる。</p>	<p>平 18 厚令 174 第 89 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 174 第 89 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 174 第 89 条第 4 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
2 従業者の員数等に関する特例	<p>(1) 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が 20 人未満である場合は、第 2 の 1 の(2)の④にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1 人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(2) 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。)は、第 2 の 1 の(3)にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち平成 18 年 9 月厚生労働省告示第 544 号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」の二に定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所としてみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに掲げる数とし、この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>① 利用者の数の合計が 60 以下 1 以上 ② 利用者の数の合計が 61 以上 1 に、利用者の数の合計が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p> <p>(3) 第 6 の 1 の(4)後段により多機能型事業所の利用定員を 1 人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第 2 の 1 の(2)の④にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、次の①に掲げる利用者の数を 6 で除した数と②に掲げる利用者の数を 10 で除した数の合計数以上とすることができる。これにより置くべきものとされる生活支援員のうち 1 人以上は常勤でなければならない。</p> <p>① 生活介護、自立訓練(機能訓練)及び自立訓練(生活訓練)の利用者 ② 就労継続支援 B 型の利用者</p>	<p>平 18 厚令 171 第 215 条第 1 項 平 18 厚令 174 第 90 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 215 条第 2 項 平 18 厚令 174 第 90 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 174 第 90 条第 3 項</p>
3 設備の特例	<p>多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 216 条 平 18 厚令 174 第 91 条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
第 7 変更の届出等	<p>(1) 指定生活介護事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 23 にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定生活介護の事業を再開したときは、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>法第 46 条第 1 項 施行規則第 34 条の 23</p> <p>法第 46 条第 2 項 施行規則第 34 条の 23</p>
第 8 介護給付費 又は訓練等給 付費の算定及 び取扱い 1 基本事項	<p>(1) 指定生活介護に要する費用の額は、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号の別表「介護給付費等単位数表」の第 6 により算定する単位数に、平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定生活介護に要した費用の額となっているか。)</p> <p>(2) (1)の規定により、指定生活介護に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>法第 29 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚告 523 の一 平 18 厚告 539</p> <p>法第 29 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚告 523 の二</p>
2 生活介護サービス費	<p>(1) 生活介護サービス費及び基準該当生活介護サービス費については、次のいずれかに該当する利用者に対して、指定生活介護等、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う生活介護又は指定障害福祉サービス基準第 219 条に規定する特定基準該当生活介護（以下、「特定基準該当生活介護」という。）を行った場合に、利用定員（多機能型事業所である指定生活介護事業所にあつては、一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等にあつては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。）及び障害支援区分に応じ、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 1</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>① 施設入所者のうち、区分 4（50 歳以上の者にあつては、区分 3）以上に該当するもの</p> <p>② 施設入所者以外の者のうち、区分 3（50 歳以上の者にあつては区分 2）以上に該当するもの</p> <p>③ 平成 18 年厚生労働省告示第 556 号「厚生労働大臣が定める者」の二に定める者のうち、施設入所者であつて、区分 3（50 歳以上の者にあつては、区分 2）以下に該当するもの又は区分 1 から区分 6 までのいずれにも該当しないもの</p> <p>④ 平成 18 年厚生労働省告示第 556 号「厚生労働大臣が定める者」の三に定める者のうち、施設入所者以外の者であつて、区分 2（50 歳以上の者にあつては区分 1）以下に該当するもの又は区分 1 から区分 6 までのいずれにも該当しないもの</p> <p>⑤ 平成 18 年厚生労働省告示第 556 号「厚生労働大臣が定める者」の四に定める者であつて、区分 1 から区分 6 までのいずれにも該当しないもの</p> <p>(2) 基準該当生活介護サービス費（Ⅰ）については、指定障害福祉サービス基準第 94 条に規定する基準該当生活介護事業者が基準該当生活介護事業所において、基準該当生活介護を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(3) 基準該当生活介護サービス費（Ⅱ）については、指定障害福祉サービス基準第 94 条の 2 の規定による基準該当生活介護事業所において、基準該当生活介護を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(4) 経過的な生活介護サービス費については、平成 18 年厚生労働省告示第 556 号「厚生労働大臣が定める者」の五に定める者に対して、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二のイに適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、指定生活介護等を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 556 の二</p> <p>平 18 厚告 556 の三</p> <p>平 18 厚告 556 の四</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 2</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 3</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 4 平 18 厚告 556 の五 平 18 厚告 551 の二のイ</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(5) 生活介護サービス費の算定に当たって、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれ①又は②に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>① 利用者の数又は従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の二のイ又はロの表の上欄に掲げる基準に該当する場合 同表の下欄に掲げる割合</p> <p>② 指定生活介護等の提供に当たって、生活介護計画等（生活介護計画、特定基準該当障害福祉サービス計画又は施設障害福祉サービス計画）が作成されていない場合 100分の95</p> <p>(6) 生活介護サービス費及び基準該当生活介護サービス費については、運営規程に定める営業時間が、平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の二のハの表の上欄に掲げる基準に該当する場合 同表の下欄に掲げる割合</p> <p>(7) 一体的な運営が行われている利用定員が81人以上の指定生活介護事業所等（指定生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等）において、指定生活介護等を行った場合には、所定単位数の1000分の991に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>(8) 生活介護サービス費の算定に当たって、医師が配置されていない場合は、1日につき12単位を減算しているか。</p> <p>(9) 利用者が生活介護以外の障害福祉サービスを受けている間に、生活介護サービス費を算定していないか。</p>	<p>平18厚告523別表第6の1の注5</p> <p>平18厚告523別表第6の1の注5(1) 平18厚告550の二のイ、ロ</p> <p>平18厚告523別表第6の1の注5(2)</p> <p>平18厚告523別表第6の1の注6 平18厚告550の二のハ</p> <p>平18厚告523別表第6の1の注7</p> <p>平18厚告523別表第6の1の注8</p> <p>平18厚告523別表第6の1の注9</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>3 人員配置体制加算</p>	<p>(1) 人員配置体制加算 (I) については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」二のロに適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分 5 若しくは区分 6 に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の 100 分の 60 以上である指定生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位（指定生活介護等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。）において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者（2 の(1)の①又は②のいずれかに該当する者に限る。）に対して、1 日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。）を加算しているか。</p> <p>(2) 人員配置体制加算 (II) については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二のハに適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分 5 若しくは区分 6 に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者が利用者の数の合計数の 100 分の 50 以上である指定生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1 日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。）を加算しているか。ただし、この場合において、人員配置体制加算 (I) を算定している場合は算定していないか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 2 の注 1 平 18 厚告 551 の二のロ</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 2 の注 2 平 18 厚告 551 の二のハ</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
4-1 福祉専門職員配置等加算	<p>(3) 人員配置体制加算(Ⅲ)については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二に該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じて、利用者に対して、1日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を加算しているか。ただし、この場合において、人員配置体制加算(Ⅰ)又は人員配置体制加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定していないか。</p>	<p>平18厚告523別表第6の2の注3 平18厚告551の二の二</p>
	<p>(1) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、指定障害福祉サービス基準第78条第1項第2号、第220条第1項第4号若しくは附則第4条第1項又は指定障害者施設基準第4条第1項若しくは附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員(生活支援員)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第6の3の注1</p>
	<p>(2) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。</p>	<p>平18厚告523別表第6の3の注2</p>
<p>(3) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(2)の福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定していないか。</p>	<p>平18厚告523別表第6の3の注3</p>	

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
4-2 常勤看護職員等配置加算	<p>① 生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>② 生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p> <p>看護職員を常勤換算方法で1人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。ただし、2の(5)の①に該当する場合は、算定しない。</p>	平18厚告523別表第6の3の2の注
5 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	<p>視覚障害者等（視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者）である指定生活介護等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が、当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、第2の1に定める人員配置に加え、常勤換算方法で利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平18厚告523別表第6の4の注
6 初期加算	<p>指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、指定生活介護等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平18厚告523別表第6の5の注
7 訪問支援特別加算	<p>指定生活介護事業所等において継続して指定生活介護等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定生活介護等の利用がなかった場合において、第2の1により指定生活介護事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種（生活介護従業者）が、生活介護計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定生活介護事業所等における指定生活介護等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、生活介護計画等に位置付けられた内容の指定生活介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。</p>	平18厚告523別表第6の6の注

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
8 欠席時対応加算	<p>指定生活介護事業所等において指定生活介護等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定生活介護等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定生活介護従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 6 の 7 の注
9 リハビリテーション加算	<p>次の①から⑤までのいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、リハビリテーション実施計画が作成されている利用者に対して、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>① 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。</p> <p>② 利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が指定生活介護等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。</p> <p>③ 利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。</p> <p>④ 指定障害者支援施設等に入所する利用者について、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。</p> <p>⑤ ④に掲げる利用者以外の利用者について、指定生活介護事業所等の従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。</p>	平 18 厚告 523 別表第 6 の 8 の注
10 利用者負担上限額管理加算	<p>指定生活介護事業者又は指定障害者支援施設等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 6 の 9 の注

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
11 食事提供体制加算	<p>低所得者等であって生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員等による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、平成 30 年 3 月 31 日までの間、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 10 の注</p>
12 延長支援加算	<p>平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二のホに適合するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、生活介護計画等に基づき指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等を受けた利用者に対し、当該指定生活介護等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 11 の注 平 18 厚告 551 の二のホ</p>
13 送迎加算	<p>(1) 平成 24 年厚生労働省告示第 268 号「厚生労働大臣が定める送迎」の一に定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設（国又は地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) (1) に定める送迎を実施しており、かつ、区分 5 若しくは区分 6 に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の 100 分の 60 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、利用者に対して、その居宅等と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合には、さらに片道につき所定単位数に 14 単位を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 12 の注 1 平 24 厚告 268 の一</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 12 の注 2</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
14 障害福祉サービスの体験利用支援加算	<p>指定障害者支援施設等において指定生活介護を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に加えて算定しているか。</p> <p>(1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合</p> <p>(2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合</p>	平 18 厚告 523 別表第 6 の 13 の注
15 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号「厚生労働大臣が定める基準」の十八に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16 において同じ。)が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>① 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 2 から 14 までにより算定した単位数の単位数の 1000 分の 31 に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 50 に相当する単位数)</p> <p>② 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 2 から 14 までにより算定した単位数の 1000 分の 17 に相当する単位数</p> <p>③ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ②により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数</p> <p>④ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ②により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数</p>	平 18 厚告 523 別表第 6 の 14 の注 平 18 厚告 543 の十八(同二準用)
16 福祉・介護職員処遇改善特別加算	<p>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号「厚生労働大臣が定める基準」の十九に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等を又は基準該当生活介護を行った場合に、2 から 14 までにより算定した単位数の 1000 分の 6 に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 9 に相当する単位数)を所定単位数に加算しているか。ただし、15 の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定していないか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 6 の 15 の注 平 18 厚告 543 の十九(同三準用)

主眼事項及び着眼点（指定短期入所）

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第 1 基本方針</p>	<p>(1) 指定短期入所事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定短期入所の提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(3) 指定短期入所の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行っているか。</p>	<p>法第 43 条</p> <p>平 18 厚令 171 第 3 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 3 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 114 条</p>
<p>第 2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p>	<p>(1) 法第 5 条第 8 項に規定する施設が指定短期入所事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所(併設事業所)を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次に掲げる場合に応じた数となっているか。</p> <p>① 指定障害者支援施設その他の法第 5 条第 8 項に規定する施設（入所によるものに限り、②に掲げるものを除く。）（入所施設等）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上</p> <p>② 指定自立訓練（生活訓練）事業者（宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）、指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（指定自立訓練（生活訓練）事業者等）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数</p>	<p>法第 43 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 115 条第 1 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練に係るものに限る。）、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（指定自立訓練（生活訓練）等）を提供する時間帯 指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。） 次の a 又は b に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ a 又は b に定める数</p> <p>a 当該日の指定短期入所の利用者の数が 6 以下 1 以上</p> <p>b 当該日の指定短期入所の利用者の数が 7 以上 1 に当該日の指定短期入所の利用者の数が 6 を超えて 6 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p> <p>（2）法第 5 条第 8 項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（空床利用型事業所）に置くべき従業者の員数は、次に掲げる場合に応じた数となっているか。</p> <p>① 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上</p> <p>② 指定自立訓練（生活訓練）事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数</p>	<p>平 18 厚令 171 第 115 条 第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等を提供する時間帯 当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。） 次の a 又は b に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ a 又は b に掲げる数</p> <p>a 当該日の指定短期入所の利用者の数が 6 以下 1 以上</p> <p>b 当該日の指定短期入所の利用者の数が 7 以上 1 に当該日の指定短期入所の利用者の数が 6 を超えて 6 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p> <p>(3) 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（単独型事業所）に置くべき生活支援員の員数は次に掲げる場合に応じた数となっているか。</p> <p>① 指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援 A 型事業所、指定就労継続支援 B 型事業所、指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（指定生活介護事業所等）において、指定短期入所の事業を行う場合 ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。</p> <p>ア 指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労継続支援 A 型、指定就労継続支援 B 型、指定共同生活援助、外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定通所施設のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p>	<p>平 18 厚令 171 第 115 条 第 3 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>2 管理者</p> <p>第3 設備に関する基準 設備及び備品等</p>	<p>イ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、アに掲げる時間以外の時間の場合 次のa又はbに掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ a又はbに掲げる数</p> <p>a 当該日の利用者の数が6以下 1以上</p> <p>b 当該日の利用者の数が7以上 1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>② 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合 ①のa又はbに掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ①のa又はbに掲げる数</p> <p>指定短期入所事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし、指定短期入所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定短期入所事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。）</p> <p>(1) 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第5条第8項に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものとなっているか。</p> <p>(2) 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備(居室を除く)を指定短期入所の事業の用に供することとしているか。</p> <p>(3) 空床利用型事業所にあつては、当該施設として必要とされる設備を有することで足りているか。</p> <p>(4) 単独型事業所にあつては、居室、食堂、浴室、洗面所及び便所その他運営上必要な設備を設けているか。</p> <p>(5) (4)に規定する設備の基準は次のとおりとなっているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 116 条 準用(第 51 条)</p> <p>法第 43 条 第 2 項 平 18 厚令 171 第 117 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 117 条 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 117 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 117 条 第 4 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 117 条 第 5 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第 4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 提供拒否の禁止</p> <p>3 連絡調整に対する協力</p>	<p>① 居室</p> <p>ア 居室の定員は 4 人以下となっているか。</p> <p>イ 地階に設けていないか。</p> <p>ウ 利用者 1 人当たりの床面積は、収納設備等を除き、8 平方メートル以上となっているか。</p> <p>エ 寝台又はこれに代わる設備を備えているか。</p> <p>オ ブザー又はこれに代わる設備を設けているか。</p> <p>② 食堂</p> <p>ア 食事の提供に支障がない広さを有しているか。</p> <p>イ 必要な備品を備えているか。</p> <p>③ 浴室</p> <p>利用者の特性に応じたものであるか。</p> <p>④ 洗面所</p> <p>ア 居室のある階ごとに設けているか。</p> <p>イ 利用者の特性に応じたものであるか。</p> <p>⑤ 便所</p> <p>ア 居室のある階ごとに設けているか。</p> <p>イ 利用者の特性に応じたものであるか。</p> <p>(1) 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等が指定短期入所の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定短期入所の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、社会福祉法第 77 条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>指定短期入所事業者は、正当な理由がなく指定短期入所の提供を拒んでいないか。</p> <p>指定短期入所事業者は、指定短期入所の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p>	<p>法第 43 条 第 2 項 平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 9 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 9 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 11 条)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 12 条)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
4 サービス提供 困難時の対応	指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定短期入所事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 13 条)
5 受給資格の 確認	指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 14 条)
6 介護給付費の 支給の申請に係 る援助	(1) 指定短期入所事業者は、短期入所に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定短期入所事業者は、短期入所に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 15 条第 1 項) 平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 15 条第 2 項)
7 心身の状況等 の把握	指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 16 条)
8 指定障害福祉 サービス事業者 等との連携等	(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 (2) 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 17 条第 1 項) 平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 17 条第 2 項)
9 サービスの提 供の記録	(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、当該指定短期入所の提供日、内容その他必要な事項を、指定短期入所の提供の都度記録しているか。 (2) 指定短期入所事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定短期入所を提供したことについて確認を受けているか。	平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 19 条第 1 項) 平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 19 条第 2 項)

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
10 指定短期入所の開始及び終了	<p>(1) 指定短期入所事業者は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供しているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 118 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 118 条 第 2 項</p>
11 入退所の記録の記載等	<p>(1) 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（受給者証記載事項）を、支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 119 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 119 条 第 2 項</p>
12 指定短期入所事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定短期入所事業者が指定短期入所を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 ただし、13 の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条 準用 (第 20 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条 準用 (第 20 条 第 2 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
12 の 2 利用者負担額にかかるとの管理	<p>指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定短期入所事業者が提供する指定短期入所及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定短期入所及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定短期入所及び他の指定障害福祉サービス等につき法第 29 条第 3 項（法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定短期入所事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 125 条準用（第 22 条）
13 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者等から受けることができる次に掲げる費用の支払いを支給決定障害者等から受けているか。</p> <p>① 食事の提供に要する費用 （次のイ又はロに定めるところによる） イ 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額 ロ 指定短期入所事業所の利用者のうち、障害者総合支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 17 条第 1 号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあつては、その配偶者に限る。）の所得割の額を合算した額が 28 万円未満（特定支給決定障害者にあつては、16 万円未満）であるもの又は第 2 号から第 4 号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額</p> <p>② 光熱水費 ③ 日用品費</p>	<p>平 18 厚令 171 第 120 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 120 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 120 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 120 条第 4 項 平 18 厚告 545 二のイ 平 18 政令 10 第 17 条第 1～4 号</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
14 介護給付費の額に係る通知等	<p>④ ①から③に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(4) (3)の①及び②に掲げる費用については、平成18年厚生労働省告示第545号「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」に定めるところによるものとなっているか。</p> <p>(5) 指定短期入所事業者は、(1)から(3)までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(6) 指定短期入所事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p> <p>(1) 指定短期入所事業者は、法定代理受領により市町村から指定短期入所に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定短期入所の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>平18厚令171第120条第4項 平18厚告545</p> <p>平18厚令171第120条第5項</p> <p>平18厚令171第120条第6項</p> <p>平18厚令171第125条準用(第23条第1項)</p> <p>平18厚令171第125条準用(第23条第2項)</p>
15 指定短期入所の取扱方針	<p>(1) 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平18厚令171第121条第1項</p> <p>平18厚令171第121条第2項</p> <p>平18厚令171第121条第3項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
16 サービスの提供	<p>(1) 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、その利用者に対して、支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはいないか。</p> <p>(4) 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行っているか。</p> <p>(5) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 122 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 122 条 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 122 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 122 条 第 4 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 122 条 第 5 項</p>
17 緊急時等の対応	<p>従業者は、現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条 準用 (第 28 条)</p>
18 支給決定障害者等に関する市町村への通知	<p>指定短期入所事業者は、指定短期入所を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条 準用 (第 29 条)</p>
19 運営規程	<p>指定短期入所事業者は、次に掲げる事業(第2の1の(2)の規定の適用を受ける施設にあっては③を除く。)の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 利用定員 ④ 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額 ⑤ サービス利用に当たっての留意事項 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 非常災害対策 ⑧ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩ その他運営に関する重要事項 	<p>平 18 厚令 171 第 123 条</p>
20 定員の遵守	<p>指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供していないか。</p> <p>ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 124 条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
21 秘密保持等	<p>① 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数</p> <p>② 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員（指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居及びユニットの入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数</p> <p>③ 単独型事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数</p> <p>(1) 指定短期入所事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、従業者及び管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、他の指定短期入所事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用（第 36 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用（第 36 条第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用（第 36 条第 3 項）</p>
22 情報の提供等	<p>(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定短期入所事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、当該指定短期入所事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用（第 37 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用（第 37 条第 2 項）</p>
23 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定短期入所事業者は、一般相談支援若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定短期入所事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、一般相談支援若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用（第 38 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用（第 38 条第 2 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
24 苦情解決	<p>(1) 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定短期入所の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定短期入所事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 39 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 39 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 39 条第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 39 条第 4 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 39 条第 5 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 39 条第 6 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
25 事故発生時の対応	<p>(7) 指定短期入所事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</p> <p>(1) 指定短期入所事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 39 条第 7 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 40 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 40 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 40 条第 3 項)</p>
26 会計の区分	<p>指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 41 条)</p>
27 記録の整備	<p>(1) 指定短期入所事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該指定短期入所を提供した日から 5 年間保存しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 42 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 42 条第 2 項)</p>
28 相談及び援助	<p>指定短期入所事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 60 条)</p>
29 管理者の責務	<p>(1) 指定短期入所事業所の管理者は、当該指定短期入所事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業所の管理者は、当該短期入所事業所の従業者に平成 18 年厚生労働省令第 171 号「指定障害福祉サービス基準」第 6 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 66 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 66 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 6 章</p>
30 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定短期入所事業者は、利用者に対し、適切な指定短期入所を提供できるよう、指定短期入所事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 68 条第 1 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
31 非常災害対策	<p>(2) 指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所ごとに、当該指定短期入所事業所の従業者によって指定短期入所を提供しているか。 ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>(1) 指定短期入所事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 68 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 68 条第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 70 条第 1 項)</p>
32 衛生管理等	<p>(2) 指定短期入所事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>(1) 指定短期入所事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 70 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 90 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 90 条第 2 項)</p>
33 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体拘束等)を行っていないか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 73 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 73 条第 2 項)</p>
34 地域との連携等	<p>指定短期入所事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 74 条)</p>
35 健康管理	<p>指定短期入所事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 87 条)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
36 協力医療機関	指定短期入所事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。	平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 91 条)
37 掲示	指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 92 条)
第 5 基準該当障害福祉サービスに関する基準		法第 30 条 第 1 項第 2 号イ
1 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例	<p>基準該当短期入所事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとなっているか。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、指定障害福祉サービス基準第 94 条の 2 の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準第 163 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは同基準 172 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第 71 条の 4 において準用する指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第 63 条第 5 項又は第 171 条第 6 項に規定する宿泊サービスをいう。）を提供するものであること。</p>	平 18 厚令 171 第 125 条の 2

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>2 利用者負担額等の受領</p> <p>第6 変更の届出等</p>	<p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）を通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、同基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同基準第71条の4において準用する同基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の数の合計数の1日当たり上限をいう。）の3分の1から9人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）までの範囲内とすること。</p> <p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第2号ハ又は第175条第2項第2号ハに規定する個室をいう。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。</p> <p>(4) 基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(第4の13の(2)から(6)を準用)</p> <p>(1) 指定短期入所事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定生活介護の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>平18厚令171第125条の3準用（第120条第2項から第6項）</p> <p>法第46条第1項</p> <p>施行規則第34条の23</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第7 介護給付費 又は訓練等給 付費の算定 及び取扱い</p> <p>1 基本事項</p>	<p>(2) 指定短期入所事業者は、当該指定短期入所の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>法第46条第2項 施行規則第34条の23</p> <p>法第29条 第3項</p>
	<p>(1) 指定短期入所に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第7により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定短期入所に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定短期入所に要した費用の額となっているか。)</p> <p>(2) (1)の規定により、指定短期入所に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）については、区分1以上に該当する利用者（障害児を除く。）に対して、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）については、区分1以上に該当する利用者（障害児を除く。）が、指定生活介護等、指定自立訓練（機能訓練）等、指定自立訓練（生活訓練）等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援A型等、指定就労継続支援B型等を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>(3) 福祉型短期入所サービス費（Ⅲ）については、平成18年厚生労働省告示第572号「厚生労働大臣が定める区分」に規定する区分1（障害児支援区分1）以上に該当する障害児に対して、指定短期入所を行った場合に、同告示に定める障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚告523 の一 平18厚告539</p> <p>法第29条 第3項</p> <p>平18厚告523 の二</p> <p>平18厚告523 別表第7の1 の注1</p> <p>平18厚告523 別表第7の1 の注2</p> <p>平18厚告523 別表第7の1 の注3 平18厚告572</p>
<p>2 短期入所サービス費</p>		

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)については、障害児支援区分1以上に該当する利用者が、指定通所支援を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>(5) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)については、平成18年厚生労働省告示第523号別表第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児)に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のイに適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(6) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)については、平成18年厚生労働省告示第523号別表第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のロに適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(7) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、平成18年厚生労働省告示第236号「厚生労働大臣が定める基準」に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のロに適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第7の1の注4</p> <p>平18厚告523別表第7の1の注5 平18厚告551の二の二のイ</p> <p>平18厚告523別表第7の1の注6 平18厚告551の二の二のロ</p> <p>平18厚告523別表第7の1の注7 平18厚告236 平18厚告551の二の二のロ</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(8) 医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）については、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号別表第 5 の 1 の注 1 の（1）若しくは（2）に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のイに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(9) 医療型特定短期入所サービス費（Ⅱ）については、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号別表第 5 の 1 の注 1 の（1）若しくは（2）に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のハに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみ指定短期入所を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(10) 医療型特定短期入所サービス費（Ⅲ）については、区分 1 又は障害児支援区分 1 以上に該当し、かつ、平成 18 年厚生労働省告示第 236 号「厚生労働大臣が定める基準」に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる利用者又は区分 1 若しくは障害児支援区分 1 以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のハに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(11) 医療型特定短期入所サービス費（Ⅳ）については、指定生活介護等、指定自立訓練（機能訓練）等、指定自立訓練（生活訓練）等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援 A 型等、指定就労継続訓練 B 型等又は指定通所支援を利用した日において、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号別表第 5 の 1 の注 1 の（1）若しくは（2）に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のイに適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の注 8 平 18 厚告 551 の二の二のイ</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の注 9 平 18 厚告 551 の二の二のハ</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の注 10 平 18 厚告 551 の二の二のハ</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の注 11 平 18 厚告 551 の二の二のイ</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(12) 医療型特定短期入所サービス費（V）については、指定生活介護等、指定自立訓練（機能訓練）等、指定自立訓練（生活訓練）等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援A型等、指定就労継続支援B型等又は指定通所支援を利用した日において、平成18年厚生労働省告示第523号別表第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣の定める施設基準」の二の二のロに適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(13) 医療型特定短期入所サービス費（VI）については、指定生活介護等、指定自立訓練（機能訓練）等、指定自立訓練（生活訓練）等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援A型等、指定就労継続支援B型等又は指定通所支援を利用した日において、区分1又は障害児支援区分1に該当し、かつ、平成18年厚生労働省告示第236号「厚生労働大臣が定める基準」に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のロに適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日に付き所定単位数を加算しているか。</p> <p>(14) 基準該当短期入所サービス費（I）については、基準該当短期入所事業者が基準該当短期入所事業所において基準該当短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の注 12 平 18 厚告 551 の二の二のロ</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の注 13 平 18 厚告 236 平 18 厚告 551 の二の二のロ</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の注 14</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
3 短期利用加算	<p>(15) 基準該当短期入所サービス費（Ⅱ）については、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号別表第 6 の 1 の注 3 に規定する基準該当生活介護、平成 24 年厚生労働省令第 15 号「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」の第 54 条の 8 の規定による基準該当児童発達支援若しくは同令の第 71 条の 4 において準用する同令の第 54 条の 8 の規定による基準該当放課後等デイサービス又は平成 15 年厚生労働省令第 132 号「厚生労働省関係構造改革特別区域法第 34 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令」の第 4 条第 1 項に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）若しくは基準該当自立訓練（生活訓練）を利用した日において、基準該当短期入所事業所において基準該当短期入所を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定する。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の注 15</p>
	<p>(16) 短期入所サービス費の算定にあたって、利用者の数又は従業者の員数が平成 18 年厚生労働省告示第 550 号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに指定単位数に乘じる割合」の三の表の上欄に定める基準に該当する場合に、同表の下欄に定める割合を指定単位数に乘じて得た数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の注 16 平 18 厚告 550 の三</p>
	<p>(17) 利用者が短期入所以外の障害福祉サービス又は指定通所支援若しくは指定入所支援再演を受けている間（2 の(2) 若しくは(4) 又は(11)、(12)若しくは(13)を算定する場合を除く）は、短期入所サービス費を算定していないか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の注 17</p>
	<p>指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合に、指定短期入所の利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間について、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 2 の注</p>
4 重度障害者支援加算	<p>(1) 指定短期入所事業所において、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号別表第 8 の 1 の注 1 に規定する利用者の支援の度合いに相当する支援の度合いにある者に対して指定短期入所を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、2 の(5)から(7)までに規定する医療型短期入所サービス費又は 2 の(8)から(13)までに規定する医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定していないか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 3 の注 1</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
5 単独型加算	<p>(2) 重度障害者支援加算が算定されている指定短期入所事業所において、平成 18 年厚生労働省告示第 548 号「厚生労働大臣が定める者」の十二に定める者が、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号別表第 8 の 1 の注 1 の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、指定短期入所の提供を行った場合に、さらに 1 日につき 10 単位を加算しているか。</p> <p>(1) 指定障害福祉サービス基準第 115 条第 3 項に規定する単独型事業所において、指定短期入所を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、2 の(5)から(7)までに規定する医療型短期入所サービス費又は 2 の(8)から(13)までに規定する医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定していないか。</p> <p>(2) 単独型事業所において、2 の(2)に規定する福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)又は 2 の(4)に規定する福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)の算定対象となる利用者に対して、入所した日及び退所した日以外の日において、18 時間を超えて利用者に対する支援を行った場合に、当該利用者について、さらに所定単位数に 100 単位を加算する。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 3 の注 2</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 4 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 4 の注 2</p>
6 医療連携体制加算	<p>(1) 医療型連携体制加算(Ⅰ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、2 の(5)から(7)までに規定する医療型短期入所サービス費若しくは 2 の(8)から(13)までに規定する医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者、平成 20 年厚生労働省告示第 59 号「診療報酬の算定方法」別表第一医療診療報酬点数表の精神科訪問看護・指導料(Ⅱ)若しくは平成 20 年厚生労働省告示第 67 号「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」別表の訪問看護基本療養費(Ⅱ)(以下「精神科訪問看護・指導料等」)の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは平成 18 年厚生労働省告示第 523 号別表第 10 の 1 の注 1 に規定する指定自立訓練(機能訓練)等の行う指定障害者支援施設等において指定短期入所を行う場合の利用者については、算定していないか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 5 の注 1</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
7 栄養士配置加算	<p>(2) 医療型連携体制加算(Ⅱ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の(5)から(7)までに規定する医療型短期入所サービス費若しくは2の(8)から(13)までに規定する医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは平成18年厚生労働省告示第523号別表第10の1の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等を行う指定障害者支援施設において指定短期入所を行う場合の利用者については、算定していないか。</p>	平18厚告523別表第7の5の注2
	<p>(3) 医療連携体制加算(Ⅲ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日に付き所定単位数を加算しているか。ただし、2の(5)から(7)までに規定する医療型短期入所サービス費若しくは2の(8)から(13)までに規定する医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定していないか。</p>	平18厚告523別表第7の5の注3
	<p>(4) 医療連携体制加算(Ⅳ)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の(5)から(7)までに規定する医療型短期入所サービス費若しくは2の(8)から(13)までに規定する医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者については算定していないか。</p>	平18厚告523別表第7の5の注4
	<p>(1) 栄養士配置加算(Ⅰ)については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所について、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、第6の2の(5)から(13)の医療型短期入所サービス費を算定している場合は算定していないか。</p> <p>① 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること</p> <p>② 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。</p>	平18厚告523別表第7の6の注1

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(2) 栄養士配置加算(Ⅱ)については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所について、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)又は第6の2の(5)から(13)の医療型短期入所サービス費を算定している場合は算定していないか。</p> <p>① 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>② 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 6 の注 2</p>
<p>8 利用者負担上限額管理加算</p>	<p>指定障害福祉サービス基準第 118 条第 1 項に規定する指定短期入所事業者が、指定障害福祉サービス基準第 125 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 22 条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 7 の注</p>
<p>9 食事提供体制加算</p>	<p>低所得者等に対して、指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所において、食事の提供を行った場合に、平成 2730 年 3 月 31 日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 8 の注</p>
<p>10 緊急短期入所体制確保加算</p>	<p>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号の二十に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所(空床利用型事業所を除く。)において、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 9 の注 平 18 厚告 543 の二十</p>
<p>11 緊急短期入所受入加算</p>	<p>(1) 緊急短期入所受入加算(Ⅰ)については、2の(1)から(4)までの福祉型短期入所サービス費を算定している場合であって、指定短期入所事業所が、平成 18 年厚生労働省告示第 556 号の七に定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由より、指定短期入所を緊急に行った場合に、利用を開始した日について、所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 10 の注 1 平 18 厚告 556 の七</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
12 特別重度支援加算	<p>(2) 緊急短期入所受入加算(Ⅱ)については、2の(5)から(7)までの医療型短期入所サービス費若しくは2の(8)から(13)までの医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、平成18年厚生労働省告示第556号の7に定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、利用を開始した日について、所定単位数を加算しているか。</p> <p>(1) 特別重度支援加算(Ⅰ)については、2の(5)から(7)までの医療型短期入所サービス費若しくは2の(8)から(13)までの医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、厚生労働省告示第556号の8に定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 特別重度支援加算(Ⅱ)については、2の(5)から(7)までの医療型短期入所サービス費若しくは2の(8)から(13)までの医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、平成18年厚生労働省告示第556号の6に定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、(1)を算定している場合には算定していないか。</p>	<p>平18厚告523別表第7の10の注2 平18厚告556の七</p> <p>平18厚告523別表第7の11の注1 平18厚告556の八</p> <p>平18厚告523別表第7の11の注2 平18厚告556の六</p>
13 送迎加算	<p>平成24年厚生労働省告示第268号の二に定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定短期入所事業所を除く。)において、利用者に対して、その居宅等と指定短期入所事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第7の12の注 平24厚告268の二</p>
14 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」の二十一に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。)が、利用者に対し、指定短期入所又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p>	<p>平18厚告523別表第7の13の注 平18厚告543の二十一準用(二)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>15 福祉・介護職員処遇改善特別加算</p>	<p>① 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 2 から 13 までにより算定した単位数の 1000 分の 50 に相当する単位数(指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において行う場合(単独型事業所を除く。))にあつては 1000 分の 41 に相当する単位数、指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合にあつては 1000 分の 54 に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合にあつては 1000 分の 124 に相当する単位数又は単独型事業所において行う場合にあつては 1000 分の 31 に相当する単位数)</p> <p>② 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 2 から 13 までにより算定した単位数の 1000 分の 28 に相当する単位数(指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において行う場合にあつては 1000 分の 23 に相当する単位数、共同生活援助事業所(単独型事業所を除く)において行う場合にあつては 1000 分の 30 に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合にあつては 1000 分の 69 に相当する単位数又は単独型事業所において行う場合にあつては 1000 分の 17 に相当する単位数)</p> <p>③ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) ②により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数</p> <p>④ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ②により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数</p> <p>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号「厚生労働大臣が定める基準」の二十二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所又は基準該当短期入所を行った場合に、2 から 13 までにより算定した単位数の 1000 分の 9 に相当する単位数(指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所(単独型事業所を除く)において行う場合については 1000 分の 8 に相当する単位数、共同生活援助事業所(単独型事業所を除く)において行う場合については 1000 分の 10 に相当する単位数、外部サービス利用型共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合については 1000 分の 23 に相当する単位数、単独型事業所において行う場合については 1000 分の 6 に相当する単位数)を加算しているか。ただし、14 の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては算定していないか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 14 の注</p> <p>平 18 厚告 543 の二十二準用(三)</p>

主眼事項及び着眼点（指定重度障害者等包括支援）

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
第 1 基本方針	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定重度障害者等包括支援の提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援の事業は、常時介護を要する利用者であって、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものであるか。</p>	<p>法第 43 条</p> <p>平 18 厚令 171 第 3 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 3 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 126 条</p>
第 2 人員に関する基準		法第 43 条第 1 項
1 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者の員数	指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く）又は指定障害者支援施設の基準を満たしているか。	平 18 厚令 171 第 127 条第 1 項
(1) サービス提供責任者	<p>① 指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、サービス提供責任者を 1 以上置いているか。</p> <p>② サービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供にかかるサービス管理を行う者として、次のいずれにも該当する者か。 ア 第 6 の 2 の (1) に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者に対する入浴、排泄、食事等の介護その他これに準ずる業務に 3 年以上従事した経験を有する者 イ 相談支援専門員</p> <p>③ 1 人以上は専任かつ常勤となっているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 127 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 127 条第 3 項</p> <p>平 18 厚告 547</p> <p>平 18 厚令 171 第 127 条第 4 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
(2) 管理者	指定重度障害者等包括支援事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし、指定重度障害者等包括支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定重度障害者等包括支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。	平 18 厚令 171 第 128 条 準用(第 6 条)
第 3 設備に関する基準 設備及び備品等	指定重度障害者等包括支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定重度障害者等包括支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	法第 43 条 第 2 項 平 18 厚令 171 第 129 条 準用(第 8 条 第 1 項)
第 4 運営に関する基準 1 実施主体	指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設となっているか。	法第 43 条 第 2 項 平 18 厚令 171 第 130 条
2 事業所の体制	(1) 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に随時対応できる体制を有しているか。 (2) 指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、2 以上の障害福祉サービスを提供出来る体制を有しているか。 (3) 指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有しているか。	平 18 厚令 171 第 131 条 第 1 項 平 18 厚令 171 第 131 条 第 2 項 平 18 厚令 171 第 131 条 第 3 項
3 障害福祉サービスの提供に係る基準	(1) 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。)を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、平成 18 年厚生労働省令第 74 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」又は平成 18 年厚生労働省令第 177 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」に規定する基準を満たしているか。	平 18 厚令 171 第 132 条 第 1 項 平 18 厚令 74 平 18 厚令 177

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、従事者に、その同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。）の提供をさせていないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 132 条 第 2 項</p>
	<p>(3) 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活介護に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、平成 18 年厚生労働省令第 171 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（障害福祉サービス基準）に規定する基準を満たしているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 132 条 第 3 項</p>
<p>4 内容及び手続きの説明及び同意</p>	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、支給決定障害者等が指定重度障害者等包括支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定重度障害者等包括支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用（第 9 条 第 1 項）</p>
	<p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、社会福祉法第 77 条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用（第 9 条 第 2 項）</p>
<p>5 契約支給量の報告等</p>	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を提供するときは、当該指定重度障害者等包括支援の内容、契約支給量その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用（第 10 条 第 1 項）</p>
	<p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超過していないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用（第 10 条 第 2 項）</p>
	<p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用（第 10 条 第 3 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
6 提供拒否の禁止	<p>(4) 指定重度障害者等包括支援事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。</p> <p>指定重度障害者等包括支援事業者は、正当な理由がなく、指定重度障害者等包括支援の提供を拒んでいないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 10 条 第 4 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 11 条)</p>
7 連絡調整に対する協力	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 12 条)</p>
8 サービス提供困難時の対応	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘察し、利用申込者に対し自ら適切な指定重度障害者等包括支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定重度障害者等包括支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 13 条)</p>
9 受給資格の確認	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 14 条)</p>
10 介護給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 15 条 第 1 項)</p>
11 心身の状況等の把握	<p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、重度障害者等包括支援に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p> <p>指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 15 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 16 条)</p>
12 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 17 条 第 1 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
13 身分を証する書類の携行	<p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 17 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 18 条)</p>
14 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を提供した際は、当該指定重度障害者等包括支援の提供日、内容その他必要な事項を、指定重度障害者等包括支援の提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定重度障害者等包括支援を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 19 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 19 条 第 2 項)</p>
15 指定重度障害者等包括支援事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者が、指定重度障害者等包括支援を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) 金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 ただし、16 の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 20 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 20 条 第 2 項)</p>
16 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定重度障害者等包括支援に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、法定代理受領を行わない指定重度障害者等包括支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 21 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 21 条 第 2 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
17 介護給付費の額に係る通知等	<p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定重度障害者等包括支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができるが、支払を受けているか。</p> <p>(4) 指定重度障害者等包括支援事業者は、(1)から(3)の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定重度障害者等包括支援事業者は、(3)に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p> <p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、法定代理受領により市町村から指定重度障害者等包括支援に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、法定代理受領を行わない指定重度障害者等包括支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定重度障害者等包括支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 21 条 第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 21 条 第 4 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 21 条 第 5 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 23 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 23 条 第 2 項)</p>
18 指定重度障害者等包括支援の取扱方針	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、サービス利用計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 133 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 133 条 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 133 条 第 3 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
19 サービス利用計画の作成	<p>(1) サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援サービス利用計画（サービス利用計画）を作成しているか。</p> <p>(2) サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により担当者から専門的な見地からの意見を求めているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、サービス利用計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該サービス利用計画を交付しているか。</p> <p>(4) サービス提供責任者は、サービス利用計画作成後においても、当該サービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス利用計画の変更を行っているか。</p> <p>(5) サービス提供責任者は、サービス利用計画の変更の際も(1)から(3)に準じて取り扱っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 134 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 134 条 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 134 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 134 条 第 4 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 134 条 第 5 項</p>
20 緊急時等の対応	<p>従業者は、現に指定重度障害者等包括支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用(第 28 条)</p>
21 支給決定障害者等に関する市町村への通知	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用(第 29 条)</p>
22 管理者の責務	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業所の管理者は、当該指定重度障害者等包括支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業所の管理者は、当該指定重度障害者等包括支援事業所の従事者に、障害福祉サービス基準の第 7 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用(第 66 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用(第 66 条 第 2 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
23 運営規程	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数 ④ 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 緊急事等における対応方法 ⑦ 事業の主たる対象とする利用者 ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨ その他運営に関する重要事項 	平 18 厚令 171 第 135 条
24 衛生管理等	<ol style="list-style-type: none"> (1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 (2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 	平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 34 条 第 1 項) 平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 34 条 第 2 項)
25 掲示	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 35 条)
26 秘密保持等	<ol style="list-style-type: none"> (1) 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。 (3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、他の指定重度障害者等包括支援事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 	平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 36 条 第 1 項) 平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 36 条 第 2 項) 平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 36 条 第 3 項)
27 情報の提供等	<ol style="list-style-type: none"> (1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定重度障害者等包括支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 	平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 37 条 第 1 項)

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
28 利益供与等の禁止	<p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定重度障害者等包括支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしていないか。</p> <p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定重度障害者等包括支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 37 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 38 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 38 条 第 2 項)</p>
29 苦情解決	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供した指定重度障害者等包括支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供した指定重度障害者等包括支援に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定重度障害者等包括支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 39 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 39 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 39 条 第 3 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
30 事故発生時の 対応	<p>(4) 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供した指定重度障害者等包括支援に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定重度障害者等包括支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 39 条 第 4 項)</p>
	<p>(5) 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供した指定重度障害者等包括支援に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定重度障害者等包括支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 39 条 第 5 項)</p>
	<p>(6) 指定重度障害者等包括支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 39 条 第 6 項)</p>
	<p>(7) 指定重度障害者等包括支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 39 条 第 7 項)</p>
	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 40 条 第 1 項)</p>
	<p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 40 条 第 2 項)</p>
	<p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 40 条 第 3 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
31 会計の区分	指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定重度障害者等包括支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 41 条)
32 記録の整備	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定重度障害者等包括支援を提供した日から 5 年間保存しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 42 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 (第 42 条 第 2 項)</p>
第 5 変更の届出等	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 23 にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定重度障害者等包括支援の事業を再開したときは、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定障害福祉サービス指定重度障害者等包括支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか</p>	<p>法第 46 条第 1 項 施行規則第 34 条の 23</p> <p>法第 46 条第 2 項 施行規則第 34 条の 23</p>
第 6 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い		法第 29 条 第 3 項
1 基本事項	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援に要する費用の額は、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号の別表「介護給付費等単位数表」の第 8 により算定する単位数に、平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定重度障害者等包括支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定重度障害者等包括支援事業に要した費用の額となっているか。)</p> <p>(2) (1)の規定により、指定重度障害者等包括支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 の一</p> <p>法第 29 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚告 523 の二</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
2 重度障害者等 包括支援サー ビス費	<p>(1) 重度障害者等包括支援サービス費については、区分 6（障害児にあっては、これに相当する支援の割合）に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次の①又は②のいずれかに該当する利用者に対して、指定重度障害者等包括支援事業所において、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>① 指定障害福祉サービス等の費用の額の算定に関する基準の別表の第 2 の 1 の注 1 に規定する利用者の支援の割合に相当する支援の割合にある者であって、四肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次のア又はイのいずれかに該当するものであること。 ア 人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 イ 最重度の知的障害のある者</p> <p>② 平成 18 年厚生労働省告示第 543 号「厚生労働大臣が定める基準」の二十三に定める基準を満たしていること。</p> <p>(2) 利用者が重度障害者等包括支援以外の障害福祉サービスを受けている間又は指定通所支援若しくは指定入所支援を受けている間は、重度障害者等包括支援サービス費を算定していないか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 8 の 1 の注 1</p> <p>平 18 厚告 543 の二十四二十三準用（四）</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 8 の 1 の注 2</p>
3 喀痰吸引等支 援体制加算	<p>指定重度障害者包括支援事業所において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で喀痰吸引等を行った場合に限られているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 8 の 2 の注</p>
4 福祉・介護職 員処遇改善加算	<p>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号「厚生労働大臣が定める基準」の二十四に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>① 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 2 及び 3 により算定した単位数の 1000 分の 18 に相当する単位数</p> <p>② 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 2 及び 3 により算定した単位数の単位数の 1000 分の 10 に相当する単位数</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 8 の 3 の注</p> <p>平 18 厚告 543 の二十四準用（二）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>5 福祉・介護職員処遇改善特別加算</p>	<p>③ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ②により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>④ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ②により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」の二十五に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者包括支援を行った場合に、2及び3により算定した単位数の1000分の3に相当する単位数を加算しているか。ただし、4の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定していないか。</p>	<p>18厚告523別表第8の4の注</p> <p>平18厚告543の二十五準用(三)</p>

主眼事項及び着眼点（指定障害者支援施設等）

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>第 1 基本方針</p>	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p>	<p>法第 44 条 平 18 厚令 172 第 3 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 3 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 3 条第 3 項</p>
<p>第 2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p> <p>一 従業者の員数</p> <p>(1) 生活介護を行う場合</p> <p>① 医師</p> <p>② 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p>	<p>指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。</p> <p>生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。</p> <p>利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数となっているか。</p> <p>ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)及び(イ)に掲げる数を合計した数以上となっているか。</p> <p>(ア) ①から③までに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ①から③までに定める数</p> <p>① 平均障害支援区分が 4 未満 利用者（平成 18 年厚生労働省告示第 553 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第 184 号において準用する同令第 170 条の 2 に規定する厚生労働大臣が定める者等」の三に定める者を除く。②及び③において同じ。）の数を 6 で除した数</p> <p>② 平均障害支援区分が 4 以上 5 未満 利用者の数を 5 で除した数</p> <p>③ 平均障害支援区分が 5 以上 利用者の数を 3 で除した数</p>	<p>法第 44 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 1 号イ</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 1 号イ (1)</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 1 号イ (2) (一)</p> <p>平 18 厚告 553 の三</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>③ サービス管理責任者</p> <p>(2) 自立訓練（機能訓練）を行う場合</p> <p>① 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p>	<p>(イ) (ア) ①の告示の三に定める者である利用者の数を10で除した数</p> <p>イ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上となっているか。</p> <p>ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数となっているか。 ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。</p> <p>エ 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上となっているか。 また、1人以上は常勤となっているか。</p> <p>ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 また、1人以上は常勤となっているか。</p> <p>自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。 ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。</p> <p>イ 看護職員の数は、1以上となっているか。 また、1人以上は常勤となっているか。</p> <p>ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、1以上となっているか。 ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 4 条 第 1 項 第 1 号イ (2) (二)</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条 第 1 項 第 1 号イ (2) (三)</p> <p>第 1 号ハ</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条 第 1 項 第 1 号イ (2) (四)</p> <p>第 1 号ニ</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条 第 1 項 第 1 号イ (3)</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条 第 1 項 第 1 号ホ</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条 第 1 項 第 2 号イ</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条 第 1 項 第 2 号イ (1) (一)</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条 第 1 項 第 2 号イ (1) (二)</p> <p>第 2 号ニ</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条 第 1 項 第 2 号イ (1) (三)</p> <p>第 2 号ハ</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
② サービス管理責任者	<p>エ 生活支援員の数は、1 以上となっているか。また、1 人以上は常勤となっているか。</p> <p>ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が 60 以下 1 以上 イ 利用者の数が 61 以上 1 に利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上 また、1 人以上は常勤となっているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 2 号イ (1) (四) 第 2 号ホ 平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 2 号イ (2)</p>
③ 訪問による自立訓練(機能訓練)	<p>指定障害者支援施設等が、指定障害者支援施設等における自立訓練(機能訓練)に併せて利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練(機能訓練)を提供する場合は、①及び②に掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を 1 人以上置いているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 2 号ヘ 平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 2 号ロ</p>
(3) 自立訓練(生活訓練)を行う場合	<p>自立訓練(生活訓練)を行う場合に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 3 号イ</p>
① 生活支援員(看護職員)	<p>ア 常勤換算方法で、利用者の数を 6 で除した数以上となっているか。</p> <p>イ 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合については、アに代えて、生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を 6 で除した数以上となっているか。 この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ 1 以上とする。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 3 号イ (1) 平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 3 号ロ</p>
② サービス管理責任者	<p>ウ 生活支援員のうち 1 人以上は常勤となっているか。</p> <p>ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が 60 以下 1 以上 イ 利用者の数が 61 以上 1 に利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上 また、1 人以上は常勤となっているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 3 号ニ 平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 3 号イ (2)</p>
③ 訪問による自立訓練(生活訓練)	<p>指定障害者支援施設等が、指定障害者支援施設等における自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練(生活訓練)を行う場合は、①及び②に掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を 1 人以上置いているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 3 号ホ 平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 3 号ハ</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>(4) 就労移行支援を行う場合</p> <p>I 就労移行支援</p> <p>① 職業指導員及び生活支援員</p> <p>② 就労支援員</p> <p>③ サービス管理責任者</p> <p>II 認定指定障害者支援施設</p> <p>① 職業指導員及び生活支援員</p> <p>② サービス管理責任者</p>	<p>就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。</p> <p>ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。</p> <p>イ 職業指導員の数は1以上となっているか。</p> <p>ウ 生活支援員の数は、1以上となっているか。</p> <p>エ 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤となっているか。</p> <p>ア 常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上となっているか。</p> <p>イ 就労支援員のうち、1人以上は、常勤となっているか。</p> <p>ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。</p> <p>ア 利用者の数が60以下 1以上</p> <p>イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>また、1人以上は常勤となっているか。</p> <p>Iの規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の養成施設として認定されている指定障害者支援施設（認定指定障害者支援施設）が就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上となっているか。</p> <p>イ 職業指導員の数は、1以上となっているか。</p> <p>ウ 生活支援員の数は、1以上となっているか。</p> <p>エ 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤となっているか。</p> <p>ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。</p> <p>ア 利用者の数が60以下 1以上</p> <p>イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>また、1人以上は常勤となっているか。</p>	<p>平18厚令172第4条第1項第4号イ</p> <p>平18厚令172第4条第1項第4号イ(1)</p> <p>平18厚令172第4条第1項第4号ハ</p> <p>平18厚令172第4条第1項第4号イ(2)</p> <p>平18厚令172第4条第1項第4号ニ</p> <p>平18厚令172第4条第1項第4号イ(3)</p> <p>平18厚令172第4条第1項第4号ホ</p> <p>平18厚令172第4条第1項第4号ロ</p> <p>平18厚令172第4条第1項第4号ロ(1)</p> <p>平18厚令172第4条第1項第4号ハ</p> <p>平18厚令172第4条第1項第4号ロ(2)</p> <p>平18厚令172第4条第1項第4号ホ</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>(5) 就労継続支援B型を行う場合</p> <p>① 職業指導員及び生活支援員</p> <p>② サービス管理責任者</p> <p>(6) 施設入所支援を行う場合</p> <p>① 生活支援員</p> <p>② サービス管理責任者</p> <p>二 利用者数の算定</p>	<p>就労継続支援B型を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上となっているか。</p> <p>イ 職業指導員の数は、1以上となっているか。</p> <p>ウ 生活支援員の数は、1以上となっているか。</p> <p>エ 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤となっているか。</p> <p>ア又はイに掲げる利用者の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数になっているか。</p> <p>ア 利用者の数が60以下 1以上</p> <p>イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>また、1人以上は常勤となっているか。</p> <p>施設入所支援を行うために置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>施設入所支援の単位(施設入所支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの)ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。</p> <p>ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を受ける利用者又は平成18年厚生労働省告示第553号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184号において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等」の四に定める者に対してのみその提供が行われる単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上としているか。</p> <p>ア 利用者の数が60人以下 1以上</p> <p>イ 利用者の数が61人以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>当該指定障害者支援施設等において、昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねているか。</p> <p>利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。</p>	<p>平18厚令172第4条第1項第5号イ</p> <p>平18厚令172第4条第1項第5号イ(1)</p> <p>平18厚令172第4条第1項第5号ロ</p> <p>平18厚令172第4条第1項第5号イ(2)</p> <p>平18厚令172第4条第1項第5号ハ</p> <p>平18厚令172第4条第1項第6号イ</p> <p>平18厚令172第4条第1項第6号イ(1)</p> <p>平18厚令172第4条第1項第6号ロ</p> <p>平18厚告553の四</p> <p>平18厚令172第4条第1項第6号イ(2)</p> <p>平18厚令172第4条第2項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
三 職務の専従	<p>一に規定する指定障害者支援施設等の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者となっているか。</p> <p>ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	平 18 厚令 172 第 4 条第 3 項
1 - 2 従業者の員数に関する特例	<p>指定障害者支援施設等が、福祉型障害児入所施設の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、平成 24 年厚生労働省令第 16 号「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」第 4 条 に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、1 の一の (1) 及び (6) の基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	平 18 厚令 172 第 4 条の 2
2 複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数	<p>(1) 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスの利用定員の合計が 20 人未満である場合は、第 2 の 1 の一の (1) の②のエ、1 の一の (2) の①のイ及びエ、1 の一の (3) の①のウ、1 の一の (4) の I の①のエ、1 の一の (4) の I の②のイ並びに 1 の一の (5) の①のエの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く）のうち 1 人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(2) 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、第 2 の 1 の一の (1) の③、1 の一の (2) の②、1 の一の (3) の②、1 の一の (4) の I の③、1 の一の (4) の II の②並びに 1 の一の (5) の②の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の①及び②に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち平成 18 年厚生労働省告示第 544 号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」の三で定めるものの利用者の数の区分に応じ、それぞれ①及び②に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>① 利用者の数の合計が 60 人以下 1 以上</p> <p>② 利用者の数の合計が 61 人以上 1 に、利用者の数の合計が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p>	<p>平 18 厚令 172 第 5 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 5 条第 2 項 平 18 厚告 544 の三</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>3 従たる事業所を設置する場合における特例</p> <p>第3 設備に関する基準</p> <p>1 設備 (1) 設備</p> <p>(2) 設備の基準</p> <p>① 訓練・作業室</p> <p>② 居室</p>	<p>指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事しているか。</p> <p>指定障害者支援施設等の設備は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けているか。 （相談室及び多目的室は、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。） （経過的指定障害者支援施設等については、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の用に供する訓練・作業室は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。）</p> <p>指定障害者支援施設等の設備の基準は、次のとおりとなっているか。 ア 専ら当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉のサービスの種類ごとの用に供するものであるか。 （ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。） イ 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。 ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。</p> <p>ア 一の居室の定員は4人以下とされているか。 イ 地階に設けていないか。 ウ 利用者1人あたりの床面積は、収納設備等を除き9.9平方メートル以上とされているか。 エ 寝台又はこれに代わる設備を備えているか。 オ 一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けているか。 カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えているか。 キ ブザー又はこれに代わる設備を設けているか。</p>	<p>平18厚令172第5条の2 第2項 項</p> <p>法第44条第2項</p> <p>平18厚令172第6条第1項</p> <p>平18厚令172第6条第4項</p> <p>平18厚令172附則第5条</p> <p>平18厚令172第6条第2項 平18厚令172第6条第2項第1号イ、ロ、ハ</p> <p>平18厚令172第6条第2項第2号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
③食堂	<p>ア 食事の提供に支障がない広さを有しているか。</p> <p>イ 必要な備品を備えているか。</p>	平 18 厚令 172 第 6 条第 2 項 第 3 号イ、ロ
④浴室	利用者の特性に応じたものとなっているか。	平 18 厚令 172 第 6 条第 2 項 第 4 号
⑤洗面所	<p>ア 居室のある階ごとに設けられているか。</p> <p>イ 利用者の特性に応じたものであるか。</p>	平 18 厚令 172 第 6 条第 2 項 第 5 号イ、ロ
⑥便所	<p>ア 居室のある階ごとに設けられているか。</p> <p>イ 利用者の特性に応じたものであるか。</p>	平 18 厚令 172 第 6 条第 2 項 第 6 号イ、ロ
⑦相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。	平 18 厚令 172 第 6 条第 2 項 第 7 号
⑧廊下幅	<p>ア 1.5メートル以上とされているか。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とされているか</p> <p>イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにされているか</p>	平 18 厚令 172 第 6 条第 2 項 第 8 号イ、ロ
(3) 認定指定障害者支援施設	認定指定障害者支援施設等が就労移行支援を行う場合の設備の基準は、(2)に規定するほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有しているか。	平 18 厚令 172 第 6 条第 3 項
(4) 設備に関する特例	指定障害者支援施設等が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、平成 24 年厚生労働省令第 16 号「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」第 5 条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1) から (3) の基準を満たしているものとみなすことができる。	平 18 厚令 172 第 6 条の 2

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>(経過措置) (1) 多目的室の経過措置</p> <p>(2) 居室の定員の経過措置</p> <p>(3) 居室面積の経過措置</p>	<p>平成 18 年厚生労働省令第 172 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」施行の日(施行日)において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設若しくは指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮又は精神障害者生活訓練施設若しくは精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物(基本的な設備が完成しているものを除く。)については、当分の間、第 3 の 1 の(1)に規定する多目的室を設けないことができる。</p> <p>施行日において現に存する指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第 3 の 1 の(2)の②の「4 人」とあるのは「原則として 4 人」とする。</p> <p>① 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設(旧身体障害者更生施設等指定基準附則第 3 条の適用を受けているものに限る。)、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮、旧身体障害者福祉法第 17 条の 32 第 1 項に規定する国立施設又は法第 5 条第 1 項に規定するのぞみの園において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第 3 の 1 の(2)の②のウの規定を適用する場合においては、「9. 9 平方メートル」とあるのは「6. 6 平方メートル」とする。</p> <p>② 施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第 3 の 1 の(2)の②のウの規定を適用する場合においては、「9. 9 平方メートル」とあるのは「4. 4 平方メートル」とする。</p>	<p>平 18 厚令 172 附則第 15 条</p> <p>平 18 厚令 172 附則第 16 条</p> <p>平 18 厚令 172 附則第 17 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 附則第 17 条 第 2 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
	<p>③ 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生施設等指定基準附則第2条第1項若しくは第4条第1項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮であって旧知的障害者更生施設等指定基準附則第2条から第4条までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第3の1の(2)の②のウの規定を適用する場合においては、「9.9平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とする。</p> <p>④ 平成24年4月1日において現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第5条による改正前の児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設等となるものに対する第3の1の(2)の②のウの規定の適用については、当分の間、「9.9平方メートル」とあるのは、「4.95平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。</p>	<p>平18厚令172附則第17条第3項</p> <p>平18厚令172附則第17条の2</p>
(4) ブザー又はこれに代わる設備の経過措置	<p>① 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第3の1の(2)の②のキのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。</p> <p>② 平成24年4月1日において現に存していた旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設等となるものについては、当分の間、第3の1の(2)の②のキの規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。</p>	<p>平18厚令172附則第18条</p> <p>平18厚令172附則第18条の2</p>
(5) 廊下幅の経過措置	<p>① 施行日において現に存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第3の1の(2)の⑧中「1.5メートル」とあるのは「1.35メートル」とする。</p>	<p>平18厚令172附則第19条第1項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>第 4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続きの説明及び同意</p> <p>2 契約支給量の報告等</p>	<p>② 施行日において現に存する指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第 3 の 1 の(2)の⑧の規定は、当分の間、適用しない。</p> <p>③ 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第 3 の 1 の(2)の⑧の規定は、当分の間、適用しない。</p> <p>④ 平成 24 年 4 月 1 日において現に存していた旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設等となるものについては、当分の間、第 3 の 1 の(2)の⑧の規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。</p> <p>(1) 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、社会福祉法第 77 条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、契約支給量その他の必要な事項(受給者証記載事項)を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。</p>	<p>平 18 厚令 172 附則第 19 条 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 附則第 19 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚令 172 附則第 20 条</p> <p>法第 44 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 7 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 7 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 8 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 8 条第 2 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
3 提供拒否の禁止	<p>(3) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。</p> <p>指定障害者支援施設等は、正当な理由がなく施設障害福祉サービスの提供を拒んでいないか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 8 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 8 条第 4 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 9 条</p>
4 連絡調整に対する協力	<p>指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は一般相談相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 10 条</p>
5 サービス提供困難時の対応	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援 B 型に係る通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援 B 型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者、指定就労移行支援事業者、指定就労継続支援 B 型事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 11 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 11 条第 2 項</p>
6 受給資格の確認	<p>指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 12 条</p>
7 介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 13 条第 1 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
8 心身の状況等の把握	<p>(2) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p> <p>指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 13 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 14 条</p>
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者等との連携に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 15 条第 1 項</p>
10 身分を証する書類の携行	<p>(2) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>指定障害者支援施設等は、利用者の居宅を訪問して、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を行う場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 15 条第 2 条</p> <p>平 18 厚令 172 第 16 条</p>
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者以外に対して、施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を、当該施設障害福祉サービスの提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、(1)及び(2)の規定による記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 17 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 17 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 17 条第 3 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
12 指定障害者支援施設等が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定障害者支援施設等が、施設障害福祉サービスを提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p>	<p>平 18 厚令 172 第 18 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 18 条第 2 項</p>
13 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けているか。</p> <p>① 生活介護を行う場合 次のアからエまでに掲げる経費</p> <p>ア 食事の提供に要する費用 (次の(ア)又は(イ)に定めるところによる。以下同じ。) (ア) 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額 (イ) 障害者総合支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者にあつては、その配偶者に限る。)の所得割の額を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあつては、16万円未満)であるもの又は同令第17条第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額</p> <p>イ 創作的活動にかかる材料費</p> <p>ウ 日用品費</p>	<p>平 18 厚令 172 第 19 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 19 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 19 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 19 条第 3 項 第 1 号</p> <p>平 18 厚令 172 第 19 条第 4 項</p> <p>平 18 厚告 545 二のイ</p> <p>平 18 政令 10 第 17 条 第 1 ～ 4 号</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
	<p>エ アからウのほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>② 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う場合 次のアからウまでに掲げる経費 ア 食事の提供に要する費用 イ 日用品費 ウ ア及びイのほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>③ 施設入所支援を行う場合 次のアからオまでに掲げる経費 ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費（特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、施行令第21条第1項第1号に規定する食事等の費用基準額（当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、食費等の負担限度額）を限度とする。） イ 平成18年厚生労働省告示第541号「厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準」に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらの準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用。 ウ 被服費 エ 日用品費 オ アからエまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</p>	<p>平18厚令172第19条第3項第2号</p> <p>平18厚令172第19条第3項第3号 平18政令第10第21条の3第1項</p> <p>平18厚告541</p> <p>平18厚令172第19条第5項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
14 利用者負担額に係る管理	<p>(5) 指定障害者支援施設等は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</p> <p>(1) 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に限る）が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス等及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該施設障害福祉サービス及び当該他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定障害者支援施設等は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受けるものを除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定障害者支援施設等は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 19 条 第 6 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 20 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 20 条 第 2 項</p>
15 介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 21 条 第 1 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
16 施設障害福祉サービスの取扱方針	<p>(2) 指定障害者支援施設等は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。</p> <p>(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 21 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 22 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 22 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 22 条第 3 項</p>
17 施設障害福祉サービス計画の作成等	<p>(1) 指定障害者支援施設等の管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（施設障害福祉サービス計画）の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 23 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 23 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 23 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 23 条第 4 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
18 サービス管理責任者の責務	<p>この場合において、当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p> <p>(5) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議を開催し、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めているか。</p> <p>(6) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p> <p>(7) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しているか。</p> <p>(8) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも3月に1回以上）、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行っているか。</p> <p>(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(10) 施設障害福祉サービス計画に変更があった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。</p> <p>サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 23 条第 5 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 23 条第 6 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 23 条第 7 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 23 条第 8 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 23 条第 9 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 23 条第 10 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 24 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
19 相談等	<p>② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。</p> <p>③ 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。</p> <p>(1) 指定障害者支援施設等は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、利用者が、当該指定障害者支援施設等以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 25 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 25 条第 2 項</p>
20 介護	<p>(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行なっているか。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。</p> <p>(5) 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。</p> <p>(6) 指定障害者支援施設等は、常時 1 人以上の従業者を介護に従事させているか。</p> <p>(7) 指定障害者支援施設等は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設等の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 26 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 26 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 26 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 26 条第 4 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 26 条第 5 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 26 条第 6 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 26 条第 7 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
21 訓練	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設等の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 27 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 27 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 27 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 27 条第 4 項</p>
22 生産活動	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 28 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 28 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 28 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 28 条第 4 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
23 工賃の支払等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、(1)の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額(工賃の平均額)を、3000円を下回るものとしていないか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めているか。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告しているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 29 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 29 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 29 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 29 条第 4 項</p>
24 実習の実施	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受け入れ先の確保に努めているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、(1)及び(2)の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 30 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 30 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 30 条第 3 項</p>
25 求職活動の支援等の実施	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 31 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 31 条第 2 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
26 職場への定着のための支援の実施	<p>(3) 指定障害者支援施設等は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。</p> <p>(1) 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 31 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 32 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 32 条 第 2 項</p>
27 就職状況の報告	<p>指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、都道府県知事に報告しているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 33 条</p>
28 食事	<p>(1) 指定障害者支援施設等（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んでいないか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供にあたり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用について説明を行い、その同意を得ているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。</p> <p>(4) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。</p> <p>(5) 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設等に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 34 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 34 条 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 34 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 34 条 第 4 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 34 条 第 5 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
29 社会生活上の 便宜の供与等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 35 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 35 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 35 条第 3 項</p>
30 健康管理	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年 2 回以上定期的に健康診断を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 36 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 36 条第 2 項</p>
31 緊急時等の対応	<p>従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 37 条</p>
32 施設入所支援 利用者の入院期間中の取扱い	<p>指定障害者支援施設等は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であつて、入院後おおむね 3 月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設等の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 38 条</p>
33 給付金として 支払を受けた金 銭の管理	<p>指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等の設置者が利用者に係る平成 23 年厚生労働省告示第 378 号「厚生労働大臣が定める給付金」に定める給付金（給付金）の支給を受けたときは、給付金として支払いを受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。</p> <p>① 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「利用者にかかる金銭」という）をその他の財産と区分すること。</p> <p>② 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。</p> <p>③ 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。</p> <p>④ 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者にかかる金銭を当該利用者に取得させること。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 38 条の 2</p> <p>平 23 厚告 378</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
34 支給決定障害者に関する市町村への通知	<p>指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。</p>	平 18 厚令 172 第 39 条
35 管理者による管理等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、当該指定障害者支援施設等の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設等の他の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設等以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等の管理者は、当該指定障害者支援施設等の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等の管理者は、当該指定障害者支援施設等の従業者に第 2 から第 4 を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 40 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 40 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 40 条第 3 項</p>
36 運営規程	<p>指定障害者支援施設等は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>① 指定障害者支援施設等の目的及び運営の方針</p> <p>② 提供する施設障害福祉サービスの種類</p> <p>③ 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>④ 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間</p> <p>⑤ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員</p> <p>⑥ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>⑦ 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域</p> <p>⑧ サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>⑨ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑩ 非常災害対策</p> <p>⑪ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>⑫ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑬ その他運営に関する重要事項</p>	平 18 厚令 172 第 41 条

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
37 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設等の従業者によって施設障害福祉サービスを提供しているか。 (ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 42 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 42 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 42 条第 3 項</p>
38 定員の遵守	<p>指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行っていないか。 ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 43 条</p>
39 非常災害対策	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 44 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 44 条第 2 項</p>
40 衛生管理等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、指定障害者支援施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 45 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 45 条第 2 項</p>
41 協力医療機関等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 46 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 46 条第 2 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
42 掲 示	指定障害者支援施設等は、指定障害者支援施設等の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	平 18 厚令 172 第 47 条
43 秘密保持等	<p>(1) 指定障害者支援施設等の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 49 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 49 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 49 条第 3 項</p>
44 情報の提供等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定障害者支援施設等が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 50 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 50 条第 2 項</p>
45 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 51 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 51 条第 2 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
46 苦情解決	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定障害者支援施設等は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 52 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 52 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 52 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 52 条第 4 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 52 条第 5 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 52 条第 6 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
47 事故発生時の対応	<p>(7) 指定障害者支援施設等は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。</p> <p>(1) 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 52 条第 7 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 54 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 54 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 54 条第 3 項</p>
48 会計の区分	<p>指定障害者支援施設等は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設等の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 55 条</p>
49 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 48 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 48 条第 2 項</p>
50 地域との連携等	<p>指定障害者支援施設等は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 53 条</p>
51 記録の整備	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しているか。</p> <p>① サービスの提供の記録</p> <p>② 施設障害福祉サービス計画</p> <p>③ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録</p>	<p>平 18 厚令 172 第 56 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 56 条第 2 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>第 5 変更の届出等</p>	<p>④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>指定障害者支援施設の設置者は、設置者の住所その他施行規則第 34 条の 26 で定める事項に変更があったときは、同条で定めるところにより、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>法第 46 条第 3 項 施行規則第 34 条の 26</p>
<p>第 6 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い</p> <p>○ 基本事項</p>	<p>(1) 施設入所支援に要する費用の額は、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号の別表「介護給付費等単位数表」の第 9 により算定する単位数に、平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (ただし、その額が現に当該施設入所支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に施設入所支援に要した費用の額となっているか。)</p> <p>(2) (1)の規定により、指定障害福祉サービス等に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>法第 29 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚告 523 の一 平 18 厚告 539</p> <p>法第 29 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚告 523 の二</p>
<p>1 施設入所支援サービス費</p>	<p>(1) 施設入所支援サービス費については、次の①から③までのいずれかに該当する利用者に対して、指定施設入所支援等を行った場合に、利用定員及び障害支援区分(障害支援区分 1 から 6 までのいずれにも該当しない者又は障害支援区分の判定を行っていない者にあつては、「区分 2 以下」)に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援等の単位(指定施設入所支援等であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの)の場合にあつては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>① 区分 4 (50 歳以上の者にあつては、区分 3) 以上に該当する者</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 1 の注 1</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
	<p>② 指定自立訓練（機能訓練）等、指定自立訓練（生活訓練）等（指定宿泊型自立訓練を除く）、指定就労移行支援又は就労継続支援B型等（指定自立訓練等）を受け、かつ、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況、その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者</p> <p>③ 平成 18 年厚生労働省告示第 556 号の二に定める者のうち、指定生活介護等を受ける者であって、区分 3（50 歳以上の者）にあっては区分 2）以下に該当するもの若しくは区分 1 から区分 6 までのいずれにも該当しないもの又は指定自立訓練等若しくは指定就労継続支援 A 型等を受ける者</p> <p>（2） 経過的施設入所支援サービス費については、平成 18 年厚生労働省告示第 556 号の五に定める者に対して、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号の三のイに定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、指定施設入所支援を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>（3） 施設入所支援サービス費の算定に当たって、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれ①又は②に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>① 利用者の数又は従業者の員数が平成 18 年厚生労働省告示第 550 号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の四のイ又はロの表の上欄に定める基準に該当する場合 同表下欄に定める割合</p> <p>② 指定施設入所支援等の提供に当たって、施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合 100 分の 95</p> <p>（4） 当該指定障害者支援施設等に管理栄養士若しくは栄養士の配置がされていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士の配置が常勤でない場合は、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を減算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 556 の二</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 1 の注 2 平 18 厚告 556 の五 平 18 厚告 551 の三のイ</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 1 の注 3</p> <p>平 18 厚告 550 の四</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 1 の注 4</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
2 夜勤職員配置体制加算	平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の三のロに適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、当該指定入所支援等の単位の利用定員に応じ、1 日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設等の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。）を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 9 の 2 の注 平 18 厚告 551 の三のロ
3 重度障害者支援加算	<p>(1) 重度障害者支援加算（Ⅰ）については、医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者又はこれに準ずる者が利用者（指定生活介護等を受ける者に限る。）の数の合計数の 100 分の 20 以上であって、指定障害者支援施設基準第 4 条又は附則第 3 条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第 4 条第 1 項第 1 号又は附則第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる看護職員又は生活支援員を 1 人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 重度障害者支援加算（Ⅰ）が算定されている指定障害者支援施設等において、区分 6 に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が 2 人以上利用しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、さらに、1 日につき所定単位数に 22 単位を加算しているか。</p> <p>(3) 重度障害者支援加算（Ⅱ）については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の三のハに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 3 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 3 の注 2</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 3 の注 3 平 18 厚告 551 の三のハ</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
	<p>(4) 重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定障害者支援施設等において、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の三の二に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の十三に定める者が、指定障害福祉サービス等の費用の額の算定に関する基準の別表第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者(当該厚生労働大臣が定める者1人につき5人を限度とする。)に対し、夜間又は深夜において指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき180単位をさらに加算しているか。</p> <p>(5) (4)の加算が算定されている指定障害者支援施設等については、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに1日につき所定単位数に700単位を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第9の3の注4 平18厚告551の三の二 平18厚告548の十三</p> <p>平18厚告523別表第9の3の注5</p>
4 夜間看護体制加算	<p>2の夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員(3の重度障害者支援加算(Ⅰ)の算定対象となる看護職員を除く。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第9の4の注</p>
4の2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	<p>視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第9の4の2の注</p>
5 入所時特別支援加算	<p>新たに入所者を受け入れた日から起算して30日以内の期間において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第9の5の注</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
6 入院・外泊時加算	<p>(1) 入院・外泊時加算（Ⅰ）については、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊（指定共同生活援助及び外部サービス利用型指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれの単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあってはそれぞれの単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定しているか。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定していないか。</p> <p>(2) 入院・外泊時加算（Ⅱ）については、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊を認めた場合に、施設従業者（指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定により指定障害者支援施設等に置くべき従業者をいう。）が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者に対する支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれの単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあってはそれぞれの単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定しているか。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定していないか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 6 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 6 の注 2</p>
7 入院時支援特別加算	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（指定障害者支援施設等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、施設従業者のうちいずれかの職種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 7 の注</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
8 地域移行加算	<p>入所期間が1月を超えると見込まれる利用者（指定生活介護等を受ける者に限る）の退所に先立って、施設従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該利用者が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算していないか。</p>	<p>平成18厚告523別表第9の8の注</p>
9 地域生活移行個別支援特別加算	<p>(1) 地域生活移行個別支援特別加算（Ⅰ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の三のホに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 地域生活移行個別支援特別加算（Ⅱ）については、地域生活移行個別支援特別加算（Ⅰ）が算定されている指定障害者支援施設等であって、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の九に定める者に対して、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合にあっては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第9の9の注1 平18厚告551の三のホ</p> <p>平18厚告523別表第9の9の注2 平18厚告556の九</p>
10 栄養マネジメント加算	<p>次の①から④までに掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>① 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>② 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>③ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。</p>	<p>平18厚告523別表第9の10の注</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
11 経口移行加算	<p>④ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。</p> <p>(1) 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 11 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 11 の注 2</p>
12 経口維持加算	<p>(1) 指定障害者支援施設等において、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指示を受けている場合に限る。（2）において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につきそれぞれ所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、経口移行加算を算定している場合は算定していないか。また、経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合は、経口維持加算（Ⅱ）は算定していないか。</p> <p>① 経口維持加算（Ⅰ） 経口により食事を摂取する者であつて、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められるものを対象としていること。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 12 の注 1</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
13 療養食加算	<p>② 経口維持加算（Ⅱ） 経口により食事を摂取する者であつて、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としていること。</p> <p>（2）管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して 180 日を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であつて、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定しているか。</p> <p>栄養士が配置されている指定障害者支援施設等において、平成 21 年厚生労働省告示第 177 号「厚生労働大臣が定める療養食」に定める療養食を提供した場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定していないか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 12 の注 2</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 13 の注 平 21 厚告 177</p>
14 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号「厚生労働大臣が定める基準」の二十六に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15 において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>（1）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1 から 13 までにより算定した単位数の 1000 分の 50 に相当する単位数</p> <p>（2）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1 から 13 までにより算定した単位数の 1000 分の 28 に相当する単位数</p> <p>（3）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （2）により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数</p> <p>（4）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （2）により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 14 の注 平 18 厚告 543 の二十六</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>15 福祉・介護職員処遇改善特別加算</p>	<p>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号「厚生労働大臣が定める基準」の二十七に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、1 から 13 までにより算定した単位数の 1000 分の 9 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、14 の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定していないか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 15 の注 平 18 厚告 543 の二十七</p>

主眼事項及び着眼点（指定自立訓練（機能訓練））

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第1 基本方針</p>	<p>(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定自立訓練（機能訓練）を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定自立訓練（機能訓練）を提供しているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定自立訓練（機能訓練）の提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(4) 指定自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法施行規則（規則）第6条の7第1号に規定する者に対して、規則第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。</p>	<p>法第43条</p> <p>平18厚令171第3条第1項</p> <p>平18厚令171第3条第2項</p> <p>平18厚令171第3条第3項</p> <p>平18厚令171第155条 平18厚令19第6条の7第1号、 第6条の6第1号</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者の員数</p> <p>(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p>	<p>指定自立訓練（機能訓練）事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。</p> <p>① 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。</p> <p>② 看護職員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上となっているか。 また1人以上は常勤となっているか。</p>	<p>法第43条第1項</p> <p>平18厚令171第156条第1項</p> <p>平18厚令171第156条第1項第1号イ</p> <p>平18厚令171第156条第1項第1号ロ 平18厚令171第156条第6項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
(2) サービス管理責任者	<p>③ 理学療法士又は作業療法士の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上となっているか。 ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 156 条 第 1 項 第 1 号ハ 平 18 厚令 171 第 156 条 第 4 項</p>
	<p>④ 生活支援員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上となっているか。 また、1人以上は常勤となっているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 156 条 第 1 項 第 1 号ニ 平 18 厚令 171 第 156 条 第 7 項</p>
	<p>指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。 ① 利用者の数が 60 以下 1 以上 ② 利用者の数が 61 以上 1 に利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上 また、1人以上は常勤となっているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 156 条 第 1 項 第 2 号 平 18 厚令 171 第 156 条 第 8 項</p>
	<p>指定自立訓練（機能訓練）事業所における指定自立訓練（機能訓練）に併せて、訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する場合は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、(1)及び(2)に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を 1 人以上置いているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 156 条 第 2 項</p>
	<p>(1)及び(2)の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 156 条 第 3 項</p>
	<p>指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者となっているか。 (ただし利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 156 条 第 5 項</p>
(6) 管理者	<p>指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、指定自立訓練（機能訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定自立訓練（機能訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 157 条 準用（第 51 条）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
(7) 従たる事業所を設置する場合の特例	指定自立訓練（機能訓練）事業所における主たる事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。	平 18 厚令 171 第 157 条 準用（第 79 条）
(経過措置)	指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う場合において、平成 18 年厚生労働省令第 171 号（指定障害福祉サービス基準）の施行日において現に存する分場（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）を指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援 A 型事業所又は指定就労継続支援 B 型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については、当分の間、(7)の規定は適用しない。 この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者となっているか。	平 18 厚令 171 附則第 23 条
第 3 設備に関する基準		法第 43 条 第 2 項
1 設備	① 訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けているか。 （ただし、相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。） ② これらの設備は、専ら当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の用に供するものとなっているか。 （ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）	平 18 厚令 171 第 158 条 準用（第 81 条第 1 項） 平 18 厚令 171 第 158 条 準用（第 81 条第 3 項） 平 18 厚令 171 第 158 条 準用（第 81 条第 4 項）
(1) 訓練・作業室	① 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。 ② 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。	平 18 厚令 171 第 158 条 準用（第 81 条第 2 項第 1 号イ、ロ）
(2) 相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。	平 18 厚令 171 第 158 条 準用（第 81 条第 2 項第 2 号）

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
(3) 洗面所	利用者の特性に応じたものであるか。	平 18 厚令 171 第 158 条 準用 (第 81 条 第 2 項 第 3 号)
(4) 便所	利用者の特性に応じたものであるか。	平 18 厚令 171 第 158 条 準用 (第 81 条 第 2 項 第 4 号)
(経過措置)	法附則第 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた指定特定身体障害者授産施設、旧精神障害者福祉ホーム（障害者総合支援法施行令附則第 8 条の 2 に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において、指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、多目的室を設けなければならないことができる。	平 18 厚令 171 附則第 22 条
第 4 運営に関する基準		法第 43 条 第 2 項
1 内容及び手続きの説明及び同意	(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、支給決定障害者等が指定自立訓練（機能訓練）の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定自立訓練（機能訓練）の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 (2) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、社会福祉法第 77 条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	平 18 厚令 171 第 162 条 準用 (第 9 条 第 1 項) 平 18 厚令 171 第 162 条 準用 (第 9 条 第 2 項)
2 契約支給量の報告等	(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を提供するときは、当該指定自立訓練（機能訓練）の内容、契約支給量その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。 (2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。	平 18 厚令 171 第 162 条 準用 (第 10 条 第 1 項) 平 18 厚令 171 第 162 条 準用 (第 10 条 第 2 項)

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	(3) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 10 条 第 3 項）
3 提供拒否の禁止	(4) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1) から(3)に準じて取り扱っているか。	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 10 条 第 4 項）
4 連絡調整に対する協力	指定自立訓練（機能訓練）事業者は、正当な理由がなく指定自立訓練（機能訓練）の提供を拒んでいないか。	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 11 条）
5 サービス提供困難時の対応	指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 12 条）
6 受給資格の確認	指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定自立訓練（機能訓練）を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定自立訓練（機能訓練）事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 13 条）
7 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 14 条）
	(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、自立訓練（機能訓練）に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 15 条 第 1 項）
	(2) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、自立訓練（機能訓練）に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 15 条 第 2 項）
8 心身の状況等の把握	指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 16 条）

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 17 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 17 条 第 2 項）</p>
10 身分を証する書類の携行	<p>指定自立訓練（機能訓練）事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 18 条）</p>
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、当該指定自立訓練（機能訓練）の提供日、内容その他必要な事項を、指定自立訓練（機能訓練）の提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定自立訓練（機能訓練）を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 19 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 19 条 第 2 項）</p>
12 指定自立訓練（機能訓練）事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業者が、指定自立訓練（機能訓練）を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 20 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 20 条 第 2 項）</p>
13 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 159 条 第 1 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(2) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。</p> <p>① 食事の提供に要する費用 （次のイ又はロに定めるところによる） イ 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額 ロ 事業所等に通う者等のうち、障害者総合支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 17 条第 1 号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあつては、その配偶者に限る。）の所得割の額を合算した額が 28 万円未満（特定支給決定障害者にあつては、16 万円未満）であるもの又は同令第 17 条第 2 号から第 4 号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額</p> <p>② 日用品費</p> <p>③ ①又は②のほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(4) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 159 条 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 159 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 159 条 第 4 項 平 18 厚告 545 二のイ 平 18 政令 10 第 17 条第 1 ～ 4 号</p> <p>平 18 厚令 171 第 159 条 第 5 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 159 条 第 6 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
14 利用者負担額に係る管理	<p>指定自立訓練（機能訓練）事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定自立訓練（機能訓練）事業者が提供する指定自立訓練（機能訓練）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（機能訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定自立訓練（機能訓練）及び他の指定障害福祉サービス等につき法第 29 条第 3 項（法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 22 条）
15 訓練等給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、法定代理受領により市町村から指定自立訓練（機能訓練）に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定自立訓練（機能訓練）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 23 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 23 条第 2 項）</p>
16 指定自立訓練（機能訓練）の取扱方針	<p>(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、自立訓練（機能訓練）計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定自立訓練（機能訓練）の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者は、指定自立訓練（機能訓練）の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、その提供する指定自立訓練（機能訓練）の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 57 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 57 条第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 57 条第 3 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
17 自立訓練（機能訓練）計画の作成等	<p>(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定自立訓練（機能訓練）に係る個別支援計画（自立訓練（機能訓練）計画）の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) サービス管理責任者は、自立訓練（機能訓練）計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定自立訓練（機能訓練）の目標及びその達成時期、指定自立訓練（機能訓練）を提供する上での留意事項等を記載した自立訓練（機能訓練）計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所が提供する指定自立訓練（機能訓練）以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて自立訓練（機能訓練）計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p> <p>(5) サービス管理責任者は、自立訓練（機能訓練）計画の作成に係る会議を開催し、自立訓練（機能訓練）計画の原案の内容について意見を求めているか。</p> <p>(6) サービス管理責任者は、自立訓練（機能訓練）計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p> <p>(7) サービス管理責任者は、自立訓練（機能訓練）計画を作成した際には、当該自立訓練（機能訓練）計画を利用者に交付しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 58 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 58 条 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 58 条 第 3 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 58 条 第 4 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 58 条 第 5 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 58 条 第 6 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 58 条 第 7 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
18 サービス管理責任者の責務	<p>(8) サービス管理責任者は、自立訓練（機能訓練）計画の作成後、自立訓練（機能訓練）計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも3月に1回以上、自立訓練（機能訓練）計画の見直しを行い、必要に応じて自立訓練（機能訓練）計画の変更を行っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 58 条 第 8 項）
	<p>(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>① 定期的に利用者に面接すること。</p> <p>② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 58 条 第 9 項）
	<p>(10) 自立訓練（機能訓練）計画に変更のあった場合、(2) から(7)に準じて取り扱っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 58 条 第 10 項）
	<p>サービス管理責任者は、自立訓練（機能訓練）計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</p> <p>③ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 59 条）
19 相談及び援助	<p>指定自立訓練（機能訓練）事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 60 条）
20 訓練	<p>(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 160 条 第 1 項

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
21 地域生活への 移行のための支 援	(2) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。	平 18 厚令 171 第 160 条 第 2 項
	(3) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、常時 1 人以上の従業者を訓練に従事させているか。	平 18 厚令 171 第 160 条 第 3 項
	(4) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。	平 18 厚令 171 第 160 条 第 4 項
	(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行っているか。	平 18 厚令 171 第 161 条 第 1 項
22 食事	(2) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行っているか。	平 18 厚令 171 第 161 条 第 2 項
	(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ているか。	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 86 条 第 1 項）
	(2) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 86 条 第 2 項）
	(3) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 86 条 第 3 項）
(4) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定自立訓練（機能訓練）事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 86 条 第 4 項）	

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
23 緊急時等の対応	<p>従業者は、現に指定自立訓練（機能訓練）の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 28 条）</p>
24 健康管理	<p>指定自立訓練（機能訓練）事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 87 条）</p>
25 支給決定障害者に関する市町村への通知	<p>指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定自立訓練（機能訓練）の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 88 条）</p>
26 管理者の責務	<p>(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業所の管理者は、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（機能訓練）事業所の管理者は、当該自立訓練（機能訓練）事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第 9 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 66 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 66 条 第 2 項）</p>
27 運営規程	<p>指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間</p> <p>④ 利用定員</p> <p>⑤ 指定自立訓練（機能訓練）の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>⑥ 通常の事業の実施地域</p> <p>⑦ サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑨ 非常災害対策</p> <p>⑩ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑫ その他運営に関する重要事項</p>	<p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 89 条）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
28 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、適切な指定自立訓練（機能訓練）を提供できるよう、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業員によって指定自立訓練（機能訓練）を提供しているか。 （ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。）</p> <p>(3) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 68 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 68 条 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 68 条 第 3 項）</p>
29 定員の遵守	<p>指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用定員を超えて指定自立訓練（機能訓練）の提供を行っていないか。 （ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。）</p>	<p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 69 条）</p>
30 非常災害対策	<p>(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 70 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 70 条 第 2 項）</p>
31 衛生管理等	<p>(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適切に行っているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 90 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 90 条 第 2 項）</p>
32 協力医療機関	<p>指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 91 条）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
33 掲 示	指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 92 条）
34 秘密保持等	<p>（1）指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>（2）指定自立訓練（機能訓練）事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>（3）指定自立訓練（機能訓練）事業者は、他の指定自立訓練（機能訓練）事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 36 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 36 条 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 36 条 第 3 項）</p>
35 情報の提供等	<p>（1）指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定自立訓練（機能訓練）事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>（2）指定自立訓練（機能訓練）事業者は、当該指定自立訓練（機能訓練）事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 37 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 37 条 第 2 項）</p>
36 利益供与等の禁止	<p>（1）指定自立訓練（機能訓練）事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定自立訓練（機能訓練）事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>（2）指定自立訓練（機能訓練）事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 38 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 38 条 第 2 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
37 苦情解決	<p>(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、その提供した指定自立訓練（機能訓練）に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、その提供した指定自立訓練（機能訓練）に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定自立訓練（機能訓練）事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、その提供した指定自立訓練（機能訓練）に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定自立訓練（機能訓練）の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、その提供した指定自立訓練（機能訓練）に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定自立訓練（機能訓練）事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 39 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 39 条 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 39 条 第 3 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 39 条 第 4 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 39 条 第 5 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
38 事故発生時の対応	<p>(6) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</p> <p>(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（機能訓練）の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（機能訓練）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 39 条 第 6 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 39 条 第 7 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 40 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 40 条 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 40 条 第 3 項）</p>
39 会計の区分	<p>指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに経理を区分するとともに、指定自立訓練（機能訓練）の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 41 条）</p>
40 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 73 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 73 条 第 2 項）</p>
41 地域との連携等	<p>指定自立訓練（機能訓練）事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 74 条）</p>
42 記録の整備	<p>(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 75 条 第 1 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第 5 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p>	<p>(2) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（機能訓練）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（機能訓練）を提供した日から5年間保存しているか。</p> <p>① 自立訓練（機能訓練）計画 ② サービスの提供の記録 ③ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 75 条 第 2 項）</p> <p>法第 30 条 第 1 項第 2 号イ</p>
<p>1 基準該当自立訓練（機能訓練）の基準</p>	<p>基準該当自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準第 219 条に規定する特定基準該当生活介護を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとなっているか。</p> <p>(1) 指定通所介護事業者（平成 11 年厚生省令第 37 号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「指定居宅サービス等基準」という。）第 93 条第 1 項 に規定する指定通所介護事業者）又は指定地域密着型通所介護事業者（平成 18 年厚生労働省令第 34 号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第 20 条第 1 項 に規定する指定地域密着型通所介護事業者）（指定通所介護事業者等）であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準第 92 条に規定する指定通所介護）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第 19 条に規定する指定地域密着型通所介護事業）（指定通所介護等）を提供するものであること。</p> <p>(2) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第 93 条第 1 項 に規定する指定通所介護事業所）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 20 条第 1 項 に規定する指定地域密着型通所介護事業所）（指定通所介護事業所等）の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が 3 平方メートル以上であること。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 163 条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例</p>	<p>(3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>(4) 基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合に、当該通いサービスを基準該当自立訓練(機能訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(機能訓練)事業所とみなしているか。この場合において、1の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同基準第71条の4において準用する同基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とすること。</p>	<p>平 18 厚 令 171 第 163 条 の 2</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令								
	<p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同基準第71条の4において準用する同基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。</p> <table border="1" data-bbox="555 1055 967 1178"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</p> <p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同基準第71条の4において準用する同基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。</p>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	
登録定員	利用定員									
26人又は27人	16人									
28人	17人									
29人	18人									

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>2 利用者負担額等の受領</p> <p>第6 多機能型に関する特例</p> <p>1 利用定員に関する特例</p>	<p>(5) この2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(第4の13の(2)から(5)を準用)</p> <p>(1) 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所、多機能型自立訓練(生活訓練)事業所、多機能型就労移行支援事業所、多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所(「多機能型事業所」と総称)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次に掲げる人数とすることができる。</p> <p>① 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所及び多機能型就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く) 6人以上</p> <p>② 多機能型自立訓練(生活訓練)事業所 6人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)を併せて行う場合にあつては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)の利用定員が6人以上とする。</p> <p>③ 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 10人以上</p>	<p>平18厚令171第164条準用(第159条第2～6項)</p> <p>法第43条</p> <p>平18厚令174第89条第1項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
2 従業者の員数等に関する特例	<p>(2) 離島その他の地域であって平成 18 年厚生労働省告示第 540 号「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」に定める地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、(1)中「20 人」とあるのは「10 人」とできる。</p> <p>この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労継続支援 B 型事業所に限る。）については、当該多機能型事業所の利用定員を、1 人以上とすることができる。</p> <p>(1) 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が 20 人未満である場合は、第 2 の 1 の(1)の②又は④にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く）のうち、1 人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(2) 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。）は、第 2 の 1 の (2)にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち平成 18 年 9 月厚生労働省告示第 544 号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」の二に定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに掲げる数とし、この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>① 利用者の数の合計が 60 以下 1 以上</p> <p>② 利用者の数の合計が 61 以上 1 に、利用者の数の合計が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p>	<p>平 18 厚令 174 第 89 条第 4 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 215 条第 1 項 平 18 厚令 174 第 90 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 215 条第 2 項 平 18 厚令 174 第 90 条第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(3) 第6の1の(2)後段により多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第2の1の(1)の④にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、次の①に掲げる利用者の数を6で除した数と②に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上とすることができる。これにより置くべきものとされる生活支援員のうち1人以上は常勤でなければならない。</p> <p>① 生活介護、自立訓練(機能訓練)及び自立訓練(生活訓練)の利用者</p> <p>② 就労継続支援B型の利用者</p>	<p>平18厚令174第90条第3項</p>
3 設備の特例	<p>多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。</p>	<p>平18厚令171第216条 平18厚令174第91条</p>
第7 変更の届出等	<p>(1) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、当該指定指定自立訓練(機能訓練)の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>法第46条第1項 施行規則第34条の23</p> <p>法第46条第2項 施行規則第34条の23</p>
第8 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い		<p>法第29条第3項</p>
1 基本事項	<p>(1) 指定自立訓練(機能訓練)に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第10により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(ただし、その額が現に当該指定自立訓練(機能訓練)に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定自立訓練(機能訓練)に要した費用の額となっているか。)</p>	<p>平18厚告523の一 平18厚告539</p> <p>法第29条第3項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	(2) (1)の規定により、指定自立訓練（機能訓練）に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平 18 厚告 523 の二
2 機能訓練サービス費 (1) 機能訓練サービス費(I)	機能訓練サービス費(I)については、指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第10の1の注1
(2) 機能訓練サービス費(II)	① 機能訓練サービス費(II)（視覚障害者に対する専門的訓練の場合を除く。）については、第2の1又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号の規定により指定自立訓練(機能訓練)事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、自立訓練(機能訓練)計画等に位置付けられた内容の指定自立訓練(機能訓練)等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第10の1の注2
	② 機能訓練サービス費(II)（視覚障害者に対する専門的訓練の場合に限る。）については、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める従業者」の十に定める従業者が視覚障害者である利用者の居宅を訪問する体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、当該従業者が当該利用者の居宅を訪問して指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第10の1の注2の2 平 18 厚告 556 の十
(3) 基準該当機能訓練サービス費	基準該当機能訓練サービス費については、第5の1に規定する基準該当自立訓練(機能訓練)事業者が基準該当自立訓練(機能訓練)を行う事業所において、基準該当自立訓練(機能訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第10の1の注3
(4) その他	(1)又は(2)に掲げる機能訓練サービス費の算定に当たって、(1)については次の①から③までのいずれかに該当する場合に、(2)については③に該当する場合に、それぞれ①から③までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第10の1の注4

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>① 利用者の数又は従業者の員数が平成 18 年厚生労働省告示第 550 号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合」の五のイ又はロの表の上欄に定める基準に該当する場合 同表の下欄に定める割合</p> <p>② 指定自立訓練(機能訓練)等の提供に当たって、自立訓練(機能訓練)計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画(特定基準該当自立訓練(機能訓練)に係る計画に限る。)が作成されていない場合 100 分の 95</p> <p>③ 指定自立訓練(機能訓練)事業所等における指定自立訓練(機能訓練)等の利用者(指定自立訓練(機能訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が 1 年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(指定自立訓練(機能訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。)の平均値が障害者総合支援法施行規則第 6 条の 6 第 1 号に掲げる期間に 6 月間を加えて得た期間を超えている場合 100 分の 95</p>	<p>平 18 厚告 550 の五</p> <p>施行規則第 6 条の 6 第 1 号</p>
(5) 障害福祉サービス相互の算定関係	<p>利用者が自立訓練(機能訓練)以外の障害福祉サービスを受けている間は、機能訓練サービス費は、算定されていないか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 5</p>
2 の 2 福祉専門職員配置等加算	<p>(1) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、第 2 の 1 の(1)の④若しくは指定障害福祉サービス基準第 220 条第 1 項第 4 号又は指定障害者支援施設基準第 4 条第 1 項第 2 号のイの(1)の規定により置くべき生活支援員(生活支援員)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士である従業者の割合が 100 分の 35 以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定していないか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の 2 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の 2 の注 2</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(3) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、</p> <p>(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(2)の福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定していないか。</p> <p>① 生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること</p> <p>② 生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の 2 の注 3</p>
<p>3 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算</p>	<p>視覚障害者等である指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、第2の1若しくは指定障害福祉サービス基準第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 10 の 2 の注</p>
<p>4 初期加算</p>	<p>指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 10 の 3 の注</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
5 欠席時対応加算	<p>指定自立訓練（機能訓練）事業所等において指定自立訓練（機能訓練）等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、第2の1若しくは指定障害福祉サービス基準第220条又は指定障害者支援施設基準第4条の規定により指定自立訓練（機能訓練）事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。</p>	平 18 厚 告 523 別 表 第 10 の 4 の 注
5 の 2 リハビリテーション加算	<p>次の①から⑤までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等について、リハビリテーション実施計画が作成されている利用者に対して、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>① 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。</p> <p>② 利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が指定自立訓練（機能訓練）等を行っていると同時に、利用者の状態を定期的に記録していること。</p> <p>③ 利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。</p> <p>④ 指定障害者支援施設等に入所する利用者については、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。</p> <p>⑤ ④に掲げる利用者以外の利用者については、指定自立訓練（機能訓練）事業所等の従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。</p>	平 18 厚 告 523 別 表 第 10 の 4 の 2 の 注

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
6 利用者負担上限額管理加算	指定自立訓練（機能訓練）事業者又は指定障害者支援施設等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 10 の 5 の注
7 食事提供体制加算	低所得者等であって自立訓練（機能訓練）計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者に対して、指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所において、食事の提供を行った場合に、平成 30 年 3 月 31 日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 10 の 6 の注
8 送迎加算	平成 24 年厚生労働省告示第 268 号「厚生労働大臣が定める送迎」の三に定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（ただし、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 10 の 7 の注 平 24 厚告 268 の三
9 障害福祉サービスの体験利用支援加算	指定障害者支援施設等において指定自立訓練（機能訓練）を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定しているか。 （1）体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合 （2）障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合	平 18 厚告 523 別表第 10 の 8 の注

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
10 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号「厚生労働大臣が定める基準」の二十八に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 2 から 9 までにより算定した単位数の 1000 分の 41 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 50 に相当する単位数）</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 2 から 9 までにより算定した単位数の 1000 分の 23 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 28 に相当する単位数）</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (2) により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数</p> <p>(4) 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (2) により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 10 の 9 の注 平 18 厚告 543 の二十八準用（二）</p>
11 福祉・介護職員処遇改善特別加算	<p>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号「厚生労働大臣が定める基準」の二十九に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所を行った場合にあっては、2 から 9 までにより算定した単位数の 1000 分の 8（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 9 に相当する単位数）に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、10 の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定していないか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 10 の 10 の注 平 18 厚告 543 の二十九</p>

主眼事項及び着眼点（指定自立訓練（生活訓練））

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第1 基本方針</p>	<p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定自立訓練（生活訓練）を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定自立訓練（生活訓練）を提供しているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定自立訓練（生活訓練）の提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(4) 指定自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法施行規則（規則）第6条の7第2号に規定する者に対して、規則第6条の6第2号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。</p>	<p>法第43条</p> <p>平18厚令171第3条第1項</p> <p>平18厚令171第3条第2項</p> <p>平18厚令171第3条第3項</p> <p>平18厚令171第165条 平18厚令19第6条の7第2号、 第6条の6第2号</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者の員数</p> <p>(1) 生活支援員</p> <p>(2) 地域移行支援員</p>	<p>指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。</p> <p>指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、①に掲げる利用者の数を6で除した数と②に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上となっているか。</p> <p>① ②に掲げる利用者以外の利用者</p> <p>② 指定宿泊型自立訓練の利用者 また、生活支援員のうち1人以上は常勤となっているか。</p> <p>指定宿泊型自立訓練を行う場合、自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、1以上となっているか</p>	<p>法第43条第1項</p> <p>平18厚令171第166条第1項</p> <p>平18厚令171第166条第1項第1号 平18厚令171第166条第6項</p> <p>平18厚令171第166条第1項第2号</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
(3) サービス管理責任者	<p>指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。</p> <p>① 利用者の数が 60 以下 1 以上</p> <p>② 利用者の数が 61 以上 1 に利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p> <p>また、サービス管理責任者のうち 1 人以上は常勤となっているか。</p> <p>（ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。）</p>	<p>平 18 厚令 171 第 166 条 第 1 項 第 3 号</p> <p>平 18 厚令 171 第 166 条 第 7 項</p>
(4) 看護職員	<p>健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を置いている指定自立訓練（生活訓練）事業所については、第 2 の 1 の (1) 中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「指定自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、指定自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ 1 以上となっているか。</p> <p>また、生活支援員のうち 1 人以上は常勤となっているか</p>	<p>平 18 厚令 171 第 166 条 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 166 条 第 6 項</p>
(5) 訪問による指定自立訓練（生活訓練）	<p>指定自立訓練（生活訓練）事業所における指定自立訓練（生活訓練）に併せて、訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する場合は、(1)から(4)に規定する員数の従業員に加えて、当該訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を 1 人以上置いているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 166 条 第 3 項</p>
(6) 利用者数の算定	<p>(1)から(4)までの利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 166 条 第 4 項</p>
(7) 職務の専従	<p>(1)から(4)に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者となっているか。</p> <p>（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）</p>	<p>平 18 厚令 171 第 166 条 第 5 項</p>
(8) 管理者	<p>指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。</p> <p>（ただし、指定自立訓練（生活訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定自立訓練（生活訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）</p>	<p>平 18 厚令 171 第 167 条 準用（第 51 条）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
(9) 従たる事業所を設置する場合の特例	指定自立訓練（生活訓練）事業所における主たる事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。	平 18 厚令 171 第 167 条 準用（第 79 条）
(経過措置)	指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う場合において、平成 18 年厚生労働省令第 171 号（指定障害福祉サービス基準）の施行日において現に存する分場（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）を指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援 A 型事業所又は指定就労継続支援 B 型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については、当分の間、(9)の規定は適用しない。 この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者となっているか。	平 18 厚令 171 附則第 23 条
第 3 設備に関する基準 1 設備	訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けているか。 (ただし、相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。)	法第 43 条 第 2 項 平 18 厚令 171 第 168 条 第 1 項 平 18 厚令 171 第 168 条 第 4 項
(1) 訓練・作業室	① 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。 ② 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。	平 18 厚令 171 第 168 条 第 2 項 第 1 号
(2) 相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。	平 18 厚令 171 第 168 条 第 2 項 第 2 号
(3) 洗面所	利用者の特性に応じたものであるか。	平 18 厚令 171 第 168 条 第 2 項 第 3 号
(4) 便所	利用者の特性に応じたものであるか。	平 18 厚令 171 第 168 条 第 2 項 第 4 号

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>(経過措置)</p> <p>2 指定宿泊型自立訓練を実施する場合</p> <p>(1) 居室</p> <p>(2) 浴室</p>	<p>法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた指定特定身体障害者授産施設、旧法精神障害者福祉ホーム（障害者総合支援法施行令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通所寮（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において、指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、多目的室を設けないことができる。</p> <p>指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、第3の1に規定する設備のほか、居室及び浴室を設けるものとし、その基準は次のとおりとなっているか。 （ただし、指定宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、第3の1に規定する訓練・作業室を設けないことができる。）</p> <p>① 一の居室の定員は、1人となっているか。</p> <p>② 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上となっているか。</p> <p>利用者の特性に応じたものとなっているか。</p>	<p>平18厚令171附則第22条</p> <p>平18厚令171第168条第3項</p> <p>平18厚令171第168条第3項第1号</p> <p>平18厚令171第168条第3項第2号</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>(経過措置)</p> <p>3 設備の専用</p> <p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続きの説明及び同意</p>	<p>(1) 精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設(精神障害者通所授産施設及び精神障害者小規模通所授産施設を除く。)、指定知的障害者更生施設(指定知的障害者入所更生施設に限る。)、指定特定知的障害者授産施設(指定特定知的障害者入所授産施設に限る。)及び指定知的障害者通勤寮において行われる指定自立訓練(生活訓練)の事業について、第3の2の規定を適用する場合においては、同(1)①中「1人」とあるのは、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設(旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものを除く。)については「2人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設(旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものに限る。)、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設並びに指定知的障害者通勤寮については「4人以下」と、同(1)②中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者1人あたりの床面積は」と、「7.43平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については「4.4平方メートル」と、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設及び指定知的障害者通勤寮については「6.6平方メートル」とする。</p> <p>(2) 旧知的障害者更生施設等指定基準附則第4条の規定の適用を受ける指定知的障害者通勤寮については、第3の2の(1)の規定を適用する場合においては、同(1)①中「1人」とあるのは、「原則として4人以下」と同(1)②中「7.43平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。</p> <p>これらの設備は、専ら当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものとなっているか。(ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)</p> <p>(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者等が指定自立訓練(生活訓練)の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定自立訓練(生活訓練)の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p>	<p>平18厚令171附則第20条第1項</p> <p>平18厚令171附則第20条第2項</p> <p>平18厚令171第168条第5項</p> <p>法第43条第2項</p> <p>平18厚令171第171条準用(第9条第1項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
2 契約支給量の報告等	<p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、社会福祉法第 77 条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を提供するときは、当該指定自立訓練（生活訓練）の内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は指定自立訓練（生活訓練）の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 9 条 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 10 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 10 条 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 10 条 第 3 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 10 条 第 4 項）</p>
3 提供拒否の禁止	<p>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、正当な理由がなく指定自立訓練（生活訓練）の提供を拒んでいないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 11 条）</p>
4 連絡調整に対する協力	<p>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 12 条）</p>
5 サービス提供困難時の対応	<p>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定自立訓練（生活訓練）を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定自立訓練（生活訓練）事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 13 条）</p>
6 受給資格の確認	<p>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 14 条）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
7 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、自立訓練（生活訓練）に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、自立訓練（生活訓練）に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 15 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 15 条 第 2 項）</p>
8 心身の状況等の把握	<p>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 16 条）</p>
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 17 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 17 条 第 2 項）</p>
10 身分を証する書類の携行	<p>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 18 条）</p>
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）を提供した際は、当該指定自立訓練（生活訓練）の提供日、内容その他必要な事項を、指定自立訓練（生活訓練）の提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供した際は、当該指定宿泊型自立訓練の提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 169 条の 2 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 169 条の 2 第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
12 指定自立訓練 （生活訓練）事 業者が支給決定 障害者等に求め ることのできる 金銭の支払の範 囲等	<p>(3) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、(1) 及び(2)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定自立訓練（生活訓練）を提供したことについて確認を受けているか。</p> <p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者が指定自立訓練（生活訓練）を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(4)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 169 条の 2 第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 20 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 20 条 第 2 項）</p>
13 利用者負担額 等の受領	<p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、(1) 及び(2)の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 170 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 170 条 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 170 条 第 3 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>① 食事の提供に要する費用 (次のイ又はロに定めるところによる) イ 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額 ロ 事業所等に通う者等のうち、障害者総合支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 17 条第 1 号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあつては、配偶者に限る。）の所得割を合算した額が 28 万円未満（特定支給決定障害者にあつては 16 万円未満）であるもの又は同令第 17 条第 2 号から第 4 号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額</p> <p>② 日用品費</p> <p>③ ①又は②のほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(4) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。</p> <p>① 食事の提供に要する費用 (次のイ又はロに定めるところによる) イ 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額 ロ 事業所等に通う者等のうち、障害者総合支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 17 条第 1 号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあつては、配偶者に限る。）の所得割を合算した額が 28 万円未満（特定支給決定障害者にあつては 16 万円未満）であるもの又は同令第 17 条第 2 号から第 4 号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額</p> <p>② 光熱水費 (光熱水費に係る利用料は、光熱水費に相当する額とすること。)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 170 条第 5 項 平 18 厚告 545 の二のイ 平 18 政令 10 第 17 条第 1 ～ 4 号</p> <p>平 18 厚令 171 第 170 条第 4 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 170 条第 5 項 平 18 厚告 545 二のイ 平 18 政令 10 第 17 条第 1 ～ 4 号</p> <p>平 18 厚告 545 二のロ</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
14 利用者負担額に係る管理	<p>③ 居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>イ 居室の提供に要する費用に係る利用料は、室料に相当する額を基本とする。</p> <p>ロ 居室の提供に要する費用に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>（イ）利用者が利用する施設の建設費用（修繕費用、維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること）</p> <p>（ロ）近隣地域に所在する類似施設の家賃の平均的な費用</p> <p>④ 日用品費</p> <p>⑤ ①から④に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>平 18 厚告 545 二のハ</p>
	<p>(5) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、(1)から(4)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</p> <p>(6) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、(3)及び(4)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</p> <p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び平成 18 年厚生労働省告示第 553 号の一に定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 170 条 第 6 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 170 条 第 7 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 170 条 の 2 第 1 項 平 18 厚告 553 の一</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
15 訓練等給付費の額に係る通知等	<p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び平成 18 年厚生労働省告示第 553 号の一に定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の障害福祉サービスに係る利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 170 条の 2 第 2 項 平 18 厚告 553 の一</p>
16 指定自立訓練（生活訓練）の取扱方針	<p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、法定代理受領により市町村から指定自立訓練（生活訓練）に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（生活訓練）に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定自立訓練（生活訓練）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 23 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 23 条 第 2 項）</p>
	<p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定自立訓練（生活訓練）の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、指定自立訓練（生活訓練）の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、その提供する指定自立訓練（生活訓練）の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 57 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 57 条 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 57 条 第 3 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
17 自立訓練（生活訓練）計画の作成等	<p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定自立訓練（生活訓練）に係る個別支援計画（自立訓練（生活訓練）計画）の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) サービス管理責任者は、自立訓練（生活訓練）計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定自立訓練（生活訓練）の目標及びその達成時期、指定自立訓練（生活訓練）を提供する上での留意事項等を記載した自立訓練（生活訓練）計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所が提供する指定自立訓練（生活訓練）以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて自立訓練（生活訓練）計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p> <p>(5) サービス管理責任者は、自立訓練（生活訓練）計画の作成に係る会議を開催し、自立訓練（生活訓練）計画の原案の内容について意見を求めているか。</p> <p>(6) サービス管理責任者は、自立訓練（生活訓練）計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p> <p>(7) サービス管理責任者は、自立訓練（生活訓練）計画を作成した際には、当該自立訓練（生活訓練）計画を利用者に交付しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 58 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 58 条 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 58 条 第 3 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 58 条 第 4 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 58 条 第 5 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 58 条 第 6 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 58 条 第 7 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
18 サービス管理責任者の責務	<p>(8) サービス管理責任者は、自立訓練（生活訓練）計画の作成後、自立訓練（生活訓練）計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも3月に1回以上、自立訓練（生活訓練）計画の見直しを行い、必要に応じて自立訓練（生活訓練）計画の変更を行っているか。</p> <p>(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(10) 自立訓練（生活訓練）計画に変更のあった場合、(2) から(7)に準じて取り扱っているか。</p> <p>サービス管理責任者は、自立訓練（生活訓練）計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</p> <p>③ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>	<p>平 18 厚 令 171 第 171 条 準 用（第 58 条 第 8 項）</p> <p>平 18 厚 令 171 第 171 条 準 用（第 58 条 第 9 項）</p> <p>平 18 厚 令 171 第 171 条 準 用（第 58 条 第 10 項）</p> <p>平 18 厚 令 171 第 171 条 準 用（第 59 条）</p>
19 相談及び援助	<p>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>平 18 厚 令 171 第 171 条 準 用（第 60 条）</p>
20 訓練	<p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。</p>	<p>平 18 厚 令 171 第 171 条 準 用（第 160 条 第 1 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
21 地域生活への 移行のための支 援	<p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。</p> <p>(3) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。</p> <p>(4) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。</p> <p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行っているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 160 条 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 160 条 第 3 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 160 条 第 4 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 161 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 161 条 第 2 項）</p>
22 食事	<p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。</p> <p>(3) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。</p> <p>(4) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定自立訓練（生活訓練）事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 86 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 86 条 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 86 条 第 3 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 86 条 第 4 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
23 緊急時等の対応	<p>従業者は、現に指定自立訓練（生活訓練）の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 28 条）</p>
24 健康管理	<p>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 87 条）</p>
25 支給決定障害者に関する市町村への通知	<p>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定自立訓練（生活訓練）の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 88 条）</p>
26 管理者の責務	<p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業所の管理者は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業所の管理者は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第 10 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 66 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 66 条 第 2 項）</p>
27 運営規程	<p>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間</p> <p>④ 利用定員</p> <p>⑤ 指定自立訓練（生活訓練）の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>⑥ 通常の事業の実施地域</p> <p>⑦ サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑨ 非常災害対策</p> <p>⑩ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑫ その他運営に関する重要事項</p>	<p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 89 条）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
28 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対し、適切な指定自立訓練（生活訓練）を提供できるよう、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業員によって指定自立訓練（生活訓練）を提供しているか。 （ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。）</p> <p>(3) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 68 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 68 条 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 68 条 第 3 項）</p>
29 定員の遵守	<p>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用定員を超えて指定自立訓練（生活訓練）の提供を行っていないか。 （ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。）</p>	<p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 69 条）</p>
30 非常災害対策	<p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 70 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 70 条 第 2 項）</p>
31 衛生管理等	<p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 90 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 90 条 第 2 項）</p>
32 協力医療機関	<p>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 91 条）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
33 掲 示	指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 92 条）
34 秘密保持等	<p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、他の指定自立訓練（生活訓練）事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 36 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 36 条 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 36 条 第 3 項）</p>
35 情報の提供等	<p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 37 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 37 条 第 2 項）</p>
36 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定自立訓練（生活訓練）事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 38 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 38 条 第 2 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
37 苦情解決	<p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、その提供した指定自立訓練（生活訓練）に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、その提供した指定自立訓練（生活訓練）に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定自立訓練（生活訓練）事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、その提供した指定自立訓練（生活訓練）に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定自立訓練（生活訓練）の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、その提供した指定自立訓練（生活訓練）に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定自立訓練（生活訓練）事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 39 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 39 条 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 39 条 第 3 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 39 条 第 4 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 39 条 第 5 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
38 事故発生時の対応	<p>(6) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</p> <p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 39 条 第 6 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 39 条 第 7 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 40 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 40 条 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 40 条 第 3 項）</p>
39 会計の区分	<p>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに経理を区分するとともに、指定自立訓練（生活訓練）の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 41 条）</p>
40 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 73 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 73 条 第 2 項）</p>
41 地域との連携等	<p>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 171 条 準用（第 74 条）</p>
42 記録の整備	<p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 170 条の 23 第 1 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第5 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>1 基準該当自立訓練（生活訓練）の基準</p>	<p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から5年間保存しているか。</p> <p>① 自立訓練（生活訓練）計画</p> <p>② サービスの提供の記録</p> <p>③ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録</p> <p>④ 身体拘束等の記録</p> <p>⑤ 苦情の内容等の記録</p> <p>⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>基準該当自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当生活介護を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとなっているか。</p> <p>(1) 指定通所介護事業者（平成11年厚生省令第37号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者）又は指定地域密着型通所介護事業者（平成18年厚生労働省令第34号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者）（指定通所介護事業者等）であって、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護事業）（指定通所介護等）を提供すること。</p> <p>(2) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所）（指定通所介護事業所等）の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p>	<p>平18厚令171第170条の23第2項</p> <p>法第30条第1項第2号イ</p> <p>平18厚令171第172条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例</p>	<p>(3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>(4) 基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合に、当該通いサービスを基準該当自立訓練(生活訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(生活訓練)事業所とみなしているか。この場合において、1の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは同基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同基準第71条の4において準用する同基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とすること。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 172 条の 2</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令								
	<p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは同基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同基準第71条の4において準用する同基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。</p> <table border="1" data-bbox="555 1055 967 1178"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</p> <p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは同基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同基準第71条の4において準用する同基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。</p>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	
登録定員	利用定員									
26人又は27人	16人									
28人	17人									
29人	18人									

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>2 利用者負担額等の受領</p> <p>第6 多機能型に関する特例</p> <p>1 利用定員に関する特例</p>	<p>(5) この2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(「主眼事項及び着眼点(指定自立訓練(機能訓練))」第4の13の(2)から(5)を準用)</p> <p>(1) 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所、多機能型自立訓練(生活訓練)事業所、多機能型就労移行支援事業所、多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所(「多機能型事業所」と総称)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次に掲げる人数とすることができる。</p> <p>① 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所及び多機能型就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く) 6人以上</p> <p>② 多機能型自立訓練(生活訓練)事業所 6人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)を併せて行う場合にあつては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)の利用定員が6人以上とする。</p> <p>③ 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 10人以上</p>	<p>平18厚令171第173条準用 (第159条第2～6項)</p> <p>法第43条</p> <p>平18厚令174第89条第1項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
2 従業者の員数等に関する特例	<p>(2) 離島その他の地域であって平成 18 年厚生労働省告示第 540 号「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」に定める地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、(1)中「20 人」とあるのは「10 人」とできる。</p> <p>この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労継続支援 B 型事業所に限る。）については、当該多機能型事業所の利用定員を、1 人以上とすることができる。</p>	平 18 厚令 174 第 89 条第 4 項
	<p>(1) 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が 20 人未満である場合は、第 2 の 1 の(1)又は(4)にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く）のうち、1 人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p>	平 18 厚令 171 第 215 条第 1 項 平 18 厚令 174 第 90 条第 1 項
	<p>(2) 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。）は、第 2 の 1 の (3)にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち平成 18 年 9 月厚生労働省告示第 544 号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」の二に定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに掲げる数とし、この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。</p> <p>① 利用者の数の合計が 60 以下 1 以上 ② 利用者の数の合計が 61 以上 1 に、利用者の数の合計が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p>	平 18 厚令 171 第 215 条第 2 項 平 18 厚令 174 第 90 条第 2 項 平 18 厚告 544 の二

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>3 設備の特例</p> <p>第7 変更の届出等</p> <p>第8 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本事項</p>	<p>(3) 第6の1の(2)後段により多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第2の1の(1)にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、次の①に掲げる利用者の数を6で除した数と②に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上とすることができる。これにより置くべきものとされる生活支援員のうち1人以上は常勤でなければならない。</p> <p>① 生活介護、自立訓練(機能訓練)及び自立訓練(生活訓練)の利用者</p> <p>② 就労継続支援B型の利用者</p>	<p>平18厚令174第90条第3項</p>
	<p>多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。</p>	<p>平18厚令171第216条 平18厚令174第91条</p>
	<p>(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定自立訓練(生活訓練)の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、当該指定自立訓練(生活訓練)の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>法第46条第1項 施行規則第34条の23</p> <p>法第46条第2項 施行規則第34条の23</p>
	<p>(1) 指定自立訓練(生活訓練)に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第11により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定自立訓練(生活訓練)に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定自立訓練(生活訓練)に要した費用の額となっているか。)</p>	<p>法第29条第3項</p> <p>平18厚告523の一 平18厚告539</p> <p>法第29条第3項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(2) (1)の規定により、指定自立訓練（生活訓練）に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 の二</p>
2 生活訓練サービス費		
(1) 生活訓練サービス費(I)	<p>生活訓練サービス費(I)については、指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の注 1</p>
(2) 生活訓練サービス費(II)	<p>生活訓練サービス費(II)については、第2の1の(1)から(7)の規定により指定自立訓練(生活訓練)事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、訪問を開始した日から起算して180日間ごとに50回を限度として、自立訓練(生活訓練)計画等に位置付けられた内容の指定自立訓練(生活訓練)等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の注 2</p>
(3) 生活訓練サービス費(III)	<p>生活訓練サービス費(III)については、指定自立訓練(生活訓練)事業所において、標準利用期間が2年間とされる利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の注 3</p>
(4) 生活訓練サービス費(IV)	<p>生活訓練サービス費(IV)については、指定自立訓練(生活訓練)事業所において、標準利用期間が3年間とされる利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の注 4</p>
(5) 基準該当生活訓練サービス費	<p>基準該当生活訓練サービス費については、基準該当自立訓練(生活訓練)事業者が基準該当自立訓練(生活訓練)を行う事業所において、基準該当自立訓練(生活訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の注 5</p>
(6) その他	<p>(1)から(4)までに掲げる生活訓練サービス費の算定に当たって、(1)については次の①から③までのいずれかに該当する場合に、(2)については次の③に該当する場合に、(3)及び(4)については次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれ①から③までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の注 6 平 18 厚告 550 の六</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>(7) 障害福祉サービス相互の算定関係</p> <p>2の2 福祉専門職員配置等加算</p>	<p>① 利用者の数又は従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の六のイ、ロ又はハの表の上欄に定める基準に該当する場合同表の下欄に定める割合</p> <p>② 指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の提供に当たって、自立訓練(生活訓練)計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画(特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係る計画に限る。8の(2)において同じ。)が作成されていない場合 100分の95</p> <p>③ 指定自立訓練(生活訓練)事業所等における指定自立訓練(生活訓練)等の利用者(指定自立訓練(生活訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(指定自立訓練(生活訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。)の平均値が障害者総合支援法施行規則第6条の6第2号に掲げる期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 100分の95</p> <p>利用者が自立訓練(生活訓練)以外の障害福祉サービスを受けている間は、生活訓練サービス費は、算定されていないか。</p> <p>(1) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号若しくは第220条第1項第4号若しくは指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号の規定により置くべき生活支援員又は指定障害福祉サービス基準第166条第1項第2号の規定により置くべき地域移行支援員(生活支援員等)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき15単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき10単位を加算しているか。</p>	<p>施行規則第6条の6第2号</p> <p>平18厚告523別表第11の1の注7</p> <p>平18厚告523別表第11の1の2の注1</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
2 の 3 地域移行 支援体制強化加 算	<p>(2) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1 日につき 10 単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1 日につき 7 単位を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の 2 の注 1</p>
	<p>(3) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に 1 日につき 6 単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に 1 日につき 4 単位を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(2)の福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>① 生活支援員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が 100 分の 75 以上であること。</p> <p>② 生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち、3 年以上従事している従業者の割合が 100 分の 30 以上であること。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の 2 の注 2</p>
	<p>指定障害福祉サービス基準第 166 条第 1 項第 2 号に掲げる地域移行支援員の配置について、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の四のイで定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の 3 の注 平 18 厚告 551 四のイ</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
3 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	<p>視覚障害者等である指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の利用者(生活訓練サービス費(Ⅱ)が算定されている利用者を除く。以下同じ。)の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定自立訓練(生活訓練)等又は当該指定宿泊型自立訓練の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第166条又は第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練(生活訓練)等又は当該指定宿泊型自立訓練の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 11 の 2 の注
4 初期加算	<p>指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、当該指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 11 の 3 の注
5 欠席時対応加算	<p>指定自立訓練(生活訓練)事業所等において指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練(生活訓練)等を利用する利用者(当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)が、あらかじめ当該指定自立訓練(生活訓練)等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定障害福祉サービス基準第166条若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条の規定により指定自立訓練(生活訓練)事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 11 の 4 の注

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
5 の 2 医療連携体制加算	<p>(1) 医療連携体制加算 (I) については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練 (生活訓練) 事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所 (特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練 (機能訓練) を提供する事業所又は看護職員配置加算を算定されている事業所を除く。(2) から (4) までにおいて同じ。) に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。</p> <p>(2) 医療連携体制加算 (II) については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練 (生活訓練) 事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が 2 以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 回の訪問につき 8 名を限度として、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。</p> <p>(3) 医療連携体制加算 (III) については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練 (生活訓練) 事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員 1 人に対し、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(4) 医療連携体制加算 (IV) については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療連携体制加算 (I) 又は (II) を算定している場合にあつては、算定しない。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 4 の 2 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 4 の 2 の注 2</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 4 の 2 の注 3</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 12 の 4 の 2 の注 4</p>
6 短期滞在加算	<p>平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の四のロに定める基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練 (生活訓練) 事業所等が、利用者 (生活訓練サービス費 (III) 又は生活訓練サービス費 (IV) を受けている者を除く。) に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、主として夜間において家事等の日常生活能力を向上するための支援その他の必要な支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 5 の注</p> <p>平 18 厚告 551 四のロ</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
6 の 2 日中支援 加算	<p>指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者、地域活動支援センターの利用者、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護若しくは同条第8項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるもの利用者、診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労している利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 18 厚 告 523 別 表 第 11 の 5 の 2 の 注
6 の 3 通勤者生活 支援加算	<p>指定宿泊型自立訓練の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 18 厚 告 523 別 表 第 11 の 5 の 3 の 注
6 の 4 入院時支 援特別加算	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な指定宿泊型自立訓練の利用者が病院又は診療所（当該宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。以下及び6の5において同じ。）への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第166条の規定により指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p>	平 18 厚 告 523 別 表 第 11 の 5 の 4 の 注

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
6 の 5 長期入院時支援特別加算	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な指定宿泊型自立訓練の利用者が病院又は診療所への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第 166 条の規定により指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1 月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数が 2 日を超える場合に、当該日数を超える期間（継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して 3 月に限る。）について、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、6 の 4 の入院時支援特別加算が算定されている月は算定しない。</p>	平 18 厚告 523 別表第 11 の 5 の 5 の注
6 の 6 帰宅時支援加算	<p>指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練（生活訓練）計画に基づき家族等の居宅等において外泊（指定共同生活援助及び外部サービス利用型指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。6 の 7 において同じ。）した場合に、1 月に 1 回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 11 の 5 の 6 の注
6 の 7 長期帰宅時支援加算	<p>指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練（生活訓練）計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1 月の外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）の日数が 2 日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1 日につき所定単位数を加算しているか（継続して外泊している者にあつては、外泊した初日から起算して 3 月に限る。）。ただし、6 の 6 の帰宅時支援加算が算定される月は、算定しない。</p>	平 18 厚告 523 別表第 11 の 5 の 7 の注
6 の 8 地域移行加算	<p>利用期間が 1 月を超えると見込まれる指定宿泊型自立訓練の利用者（利用期間が 2 年を超える者を除く。）の退所に先立って、指定障害福祉サービス基準第 166 条の規定により指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、利用中 1 回を限度として、所定単位数を加算し、当該利用者の退所後 30 日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後 1 回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該利用者が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあつては、算定しない。</p>	平 18 厚告 523 別表第 11 の 5 の 8 の注

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
6 の 9 地域生活移行個別支援特別加算	平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の四のハで定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が、平成 18 年厚生労働省告示第 556 号「厚生労働大臣が定める者」の九で定める者に対して、特別な支援に対応した自立訓練（生活訓練）計画に基づき、地域生活のための相談援助や個別の支援を行った場合に、当該利用者に対し、3 年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合にあつては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1 日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 11 の 5 の 9 の注 平 18 厚告 551 四のハ 平 18 厚告 556 の九
7 利用者負担上限額管理加算	指定自立訓練（生活訓練）事業者又は指定障害者支援施設等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 11 の 6 の注
8 食事提供体制加算 (1) 食事提供体制加算 (I)	食事提供体制加算 (I) については、低所得者等 (6 の短期滞在加算が算定される者及び指定宿泊型自立訓練の利用者に限る。) に対して、指定自立訓練（生活訓練）事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成 30 年 3 月 31 日までの間、1 日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 11 の 7 の注 1
(2) 食事提供体制加算 (II)	食事提供体制加算 (II) については、低所得者等であつて自立訓練（生活訓練）計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画により食事の提供を行うこととなっている利用者 ((1) に規定する利用者以外の者であつて、指定障害者支援施設等に入所するものを除く。) 又は低所得者等である基準該当自立訓練(生活訓練)の利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所において、食事の提供を行った場合に、平成 30 年 3 月 31 日までの間、1 日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 11 の 7 の注 2

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
9 精神障害者退院支援施設加算	<p>平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の四の二に定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。以下において同じ。）の精神病床を転換して指定自立訓練（生活訓練）又は指定就労移行支援に併せて居住の場を提供する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定就労移行支援事業所であって、法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日の前日までに指定を受けた事業所（精神障害者退院支援施設）である指定自立訓練（生活訓練）事業所において、精神病床におおむね 1 年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 8 の注 平 18 厚告 551 四の二</p>
10 夜間支援等体制加算	<p>(1) 夜間支援等体制加算（Ⅰ）については、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対し夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 夜間支援等体制加算（Ⅱ）については、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1) の夜間支援等体制加算（Ⅰ）の算定対象となる利用者については、算定しない。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 9 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 9 の注 2</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
11 看護職員配置加算	<p>(3) 夜間支援等体制加算(Ⅲ)については、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるように、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)の夜間支援等体制加算(Ⅰ)又は(2)の夜間支援等体制加算(Ⅱ)の算定対象となる利用者については、算定しない。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 9 の注 3</p>
	<p>(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)については、健康上の管理などの必要がある利用者があるために看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 10 の注 1</p>
	<p>(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)については、健康上の管理などの必要がある利用者があるために看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 10 の注 2</p>
12 送迎加算	<p>平成 24 年厚生労働省告示第 268 号「厚生労働大臣が定める送迎」の三に定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。)において、利用者(指定宿泊型自立訓練の利用者及び施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 11 の注 平 24 厚告 268 の三準用(一)</p>
13 障害福祉サービスの体験利用支援加算	<p>指定障害者支援施設等において指定自立訓練(生活訓練)を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 12 の注</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>14 福祉・介護職員処遇改善加算</p>	<p>(1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合</p> <p>(2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合</p> <p>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号「厚生労働大臣が定める基準」の三十の基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15 において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1 から 13 までにより算定した単位数の 1000 分の 41 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 50 に相当する単位数）</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1 から 13 までにより算定した単位数の 1000 分の 23 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 28 に相当する単位数）</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (2) により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数</p> <p>(4) 福祉・介護職員処遇改善（Ⅳ） (2) により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 13 の注 平 18 厚告 543 の三十</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>15 福祉・介護職員処遇改善特別加算</p>	<p>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号「厚生労働大臣が定める基準」の三十一の基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、1 から 13 までにより算定した単位数の 1000 分の 8 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 9 に相当する単位数）を所定単位数に加算しているか。ただし、14 の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 14 の注 平 18 厚告 543 の三十一準用（三）</p>

主眼事項及び着眼点（指定就労移行支援）

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第1 基本方針</p>	<p>(1) 指定就労移行支援事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定就労移行支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定就労移行支援を提供しているか。</p> <p>(2) 指定就労移行支援事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定就労移行支援の提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定就労移行支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(4) 指定就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）（規則）第6条の9に規定する者に対して、規則第6条の8に規定する期間にわたり生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。</p>	<p>法第43条</p> <p>平18厚令171第3条第1項</p> <p>平18厚令171第3条第2項</p> <p>平18厚令171第3条第3項</p> <p>平18厚令171第174条 平18厚令19第6条の8 第6条の9</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 指定就労移行支援事業所の従業者の員数</p> <p>(1) 職業指導員及び生活支援員</p>	<p>指定就労移行支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。</p> <p>① 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。</p> <p>② 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上となっているか。</p> <p>③ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上となっているか。</p> <p>④ 職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤となっているか。</p>	<p>法第43条第1項</p> <p>平18厚令171第175条第1項</p> <p>平18厚令171第175条第1項第1号イ</p> <p>平18厚令171第175条第1項第1号ロ</p> <p>平18厚令171第175条第1項第1号ハ</p> <p>平18厚令171第175条第4項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
(2) 就労支援員	① 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上となっているか。 ② 就労支援員のうち、1人以上は、常勤となっているか。	平18厚令171第175条第1項第2号 平18厚令171第175条第5項
(3) サービス管理責任者	① 指定就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ② サービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤となっているか。	平18厚令171第175条第1項第3号 平18厚令171第175条第6項
(4) 利用者数の算定	利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数によっているか。	平18厚令171第175条第2項
(5) 職務の専従	指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者となっているか。 (ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)	平18厚令171第175条第3項
2 認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数	1の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所(認定指定就労移行支援事業所)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。	平18厚令171第176条第1項
(1) 職業指導員及び生活支援員	① 職業指導員及び生活支援員の総数は、認定指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上となっているか。 ② 職業指導員の数は、認定指定就労移行支援事業所ごとに、1以上となっているか。 ③ 生活支援員の数は、認定指定就労移行支援事業所ごとに、1以上となっているか。 ④ 職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤となっているか。	平18厚令171第176条第1項第1号イ 平18厚令171第176条第1項第1号ロ 平18厚令171第176条第1項第1号ハ 平18厚令171第176条第2項準用(第175条第4項)
(2) サービス管理責任者	① 認定指定就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が60人以下 1以上 イ 利用者の数が61人以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	平18厚令171第176条第1項第2号

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
(3) 利用者数の算定	<p>② サービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤となっているか。</p> <p>利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数によっているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 176 条第 2 項準用（第 175 条第 6 項） 平 18 厚令 171 第 176 条第 2 項準用（第 175 条第 2 項）</p>
(4) 職務の専従	<p>認定指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該認定指定就労移行支援事業所の職務に従事する者となっているか。 （ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）</p>	<p>平 18 厚令 171 第 176 条第 2 項準用（第 175 条第 3 項）</p>
3 管理者	<p>指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事業所（指定就労移行支援事業所等）ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 （ただし、指定就労移行支援事業所等の管理上支障がない場合は、当該指定就労移行支援事業所等の他の職務に従事させ、又は当該認定指定就労移行支援事業所等以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）</p>	<p>平 18 厚令 171 第 177 条準用（第 51 条）</p>
4 従たる事業所を設置する場合の特例	<p>指定就労移行支援事業所における主たる事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ 1 人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 177 条準用（第 79 条）</p>
	<p>（経過措置） 指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指定就労移行支援の事業を行う場合において、平成 18 年厚生労働省令第 171 号（指定障害福祉サービス基準）の施行日において現に存する分場（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）を指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援 A 型事業所又は指定就労継続支援 B 型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については、当分の間、4 の規定は適用しない。 この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち 1 人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者となっているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 附則第 23 条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第3 設備に関する基準</p> <p>1 認定指定就労移行支援事業所の設備</p> <p>2 設備</p> <p>(1) 訓練・作業室</p> <p>(2) 相談室</p> <p>(3) 洗面所</p> <p>(4) 便所</p>	<p>2の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所の設備の基準は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有しているか。</p> <p>① 指定就労移行支援事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けているか。</p> <p>(ただし、相談室及び多目的室は利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。)</p> <p>② これらの設備は、専ら当該指定就労移行支援事業所の用に供するものとなっているか。(ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)</p> <p>① 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。</p> <p>② 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。</p> <p>室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。</p> <p>利用者の特性に応じたものであるか。</p> <p>利用者の特性に応じたものであるか。</p> <p>(経過措置) 法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた指定特定身体障害者授産施設、旧精神障害者福祉ホーム(障害者総合支援法施行令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。)又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮(基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)において、指定就労移行支援の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、多目的室を設けないことができる。</p>	<p>法第43条第2項 平18厚令171第178条</p> <p>平18厚令171第179条準用(第81条第1項) 平18厚令171第179条準用(第81条第3項) 平18厚令171第179条準用(第81条第4項)</p> <p>平18厚令171第179条準用(第81条第2項第1号イ、ロ)</p> <p>平18厚令171第179条準用(第81条第2項第2号)</p> <p>平18厚令171第179条準用(第81条第2項第3号)</p> <p>平18厚令171第179条準用(第81条第2項第4号)</p> <p>平18厚令171附則第22条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続きの説明及び同意</p> <p>2 契約支給量の報告等</p> <p>3 提供拒否の禁止</p> <p>4 連絡調整に対する協力</p> <p>5 サービス提供困難時の対応</p> <p>6 受給資格の確認</p>	<p>(1) 指定就労移行支援事業者は、支給決定障害者等が指定就労移行支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定就労移行支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定就労移行支援事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>(1) 指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援を提供するときは、当該指定就労移行支援の内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定就労移行支援事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。</p> <p>指定就労移行支援事業者は、正当な理由がなく、指定就労移行支援の提供を拒んでいないか。</p> <p>指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p> <p>指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定就労移行支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定就労移行支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。</p>	<p>法第43条第2項 平18厚令171第184条 準用（第9条第1項）</p> <p>平18厚令171第184条 準用（第9条第2項）</p> <p>平18厚令171第184条 準用（第10条第1項）</p> <p>平18厚令171第184条 準用（第10条第2項）</p> <p>平18厚令171第184条 準用（第10条第3項）</p> <p>平18厚令171第184条 準用（第10条第4項）</p> <p>平18厚令171第184条 準用（第11条）</p> <p>平18厚令171第184条 準用（第12条）</p> <p>平18厚令171第184条 準用（第13条）</p> <p>平18厚令171第184条 準用（第14条）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
7 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定就労移行支援事業者は、就労移行支援に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定就労移行支援事業者は、就労移行支援に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 15 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 15 条 第 2 項)</p>
8 心身の状況等の把握	<p>指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 16 条)</p>
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 17 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 17 条 第 2 項)</p>
10 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援を提供した際は、当該指定就労移行支援の提供日、内容その他必要な事項を、指定就労移行支援の提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定就労移行支援事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定就労移行支援を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 19 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 19 条 第 2 項)</p>
11 指定就労移行支援事業者が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定就労移行支援事業者が、指定就労移行支援を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 20 条 第 1 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
12 利用者負担額等の受領	<p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p> <p>(1) 指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援を提供した際は、支給決定障害者から当該指定就労移行支援に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定就労移行支援事業者は、法定代理受領を行わない指定就労移行支援を提供した際は、支給決定障害者から当該指定就労移行支援に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定就労移行支援事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定就労移行支援において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。</p> <p>① 食事の提供に要する費用 (次のイ又はロに定めるところによる) イ 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額 ロ 事業所等に通う者等のうち、障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあつては、その配偶者に限る。）の所得割の額を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあつては、16万円未満）であるもの又は同令第17条第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額</p> <p>② 日用品費</p> <p>③ ①及び②のほか、指定就労移行支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(4) 指定就労移行支援事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</p>	<p>平18厚令171第184条準用（第20条第2項）</p> <p>平18厚令171第184条準用（第159条第1項）</p> <p>平18厚令171第184条準用（第159条第2項）</p> <p>平18厚令171第184条準用（第159条第3項）</p> <p>平18厚令171第184条準用（第159条第4項） 平18厚告545二のイ 平18政令10第17条第1～4号</p> <p>平18厚令171第184条準用（第159条第5項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
13 利用者負担額に係る管理	<p>(5) 指定就労移行支援事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</p> <p>(1) 指定就労移行支援事業者は、支給決定障害者（平成18年厚生労働省告示第553号の一に定める者に限る。以下において同じ。）が同一の月に当該指定就労移行支援事業者が提供する指定就労移行支援及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定就労移行支援及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定就労移行支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p> <p>(2) 指定就労移行支援事業者は、支給決定障害者（平成18年厚生労働省告示第553号の一に定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定就労移行支援事業者が提供する指定就労移行支援及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定就労移行支援及び他の障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定就労移行支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>平18厚令171第184条準用（第159条第6項）</p> <p>平18厚令171第184条準用（第170条の2第1項）</p> <p>平18厚令171第184条準用（第170条の2第2項）</p>
14 訓練等給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定就労移行支援事業者は、法定代理受領により市町村から指定就労移行支援に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定就労移行支援事業者は、法定代理受領を行わない指定就労移行支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定就労移行支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>平18厚令171第184条準用（第23条第1項）</p> <p>平18厚令171第184条準用（第23条第2項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
15 指定就労移行支援の取扱方針	<p>(1) 指定就労移行支援事業者は、就労移行支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に 応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定就労移行支援の提供が漫然かつ画 一的なものとならないように配慮している か。</p> <p>(2) 指定就労移行支援事業所の従業者は、指 定就労移行支援の提供に当たっては、懇切 丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、 支援上必要な事項について、理解しやすい ように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定就労移行支援事業者は、その提供す る指定就労移行支援の質の評価を行い、常 にその改善を図っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用（第 57 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用（第 57 条 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用（第 57 条 第 3 項）</p>
16 就労移行支援 計画の作成等	<p>(1) 指定就労移行支援事業所の管理者は、サ ービス管理責任者に指定就労移行支援に係 る個別支援計画（就労移行支援計画）の作 成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) サービス管理責任者は、就労移行支援計 画の作成に当たっては、適切な方法により、 利用者について、その有する能力、その置 かれている環境及び日常生活全般の状況等 の評価を通じて利用者の希望する生活や課 題等の把握（アセスメント）を行い、利用 者が自立した日常生活を営むことができる ように支援する上での適切な支援内容の検 討をしているか。</p> <p>(3) アセスメントに当たっては、利用者に面 接して行なっているか。 この場合において、サービス管理責任者 は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説 明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) サービス管理責任者は、アセスメント及 び支援内容の検討結果に基づき、利用者及 びその家族の生活に対する意向、総合的な 支援の方針、生活全般の質を向上させるた めの課題、指定就労移行支援の目標及びそ の達成時期、指定就労移行支援を提供す る上での留意事項等を記載した就労移行支 援計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定就労移行支 援事業所が提供する指定就労移行支援以外 の保健医療サービス又はその他の福祉サー ビス等との連携も含めて就労移行支援計 画の原案に位置付けるよう努めているか。</p> <p>(5) サービス管理責任者は、就労移行支援計 画の作成に係る会議を開催し、就労移行支 援計画の原案の内容について意見を求めて いるか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用（第 58 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用（第 58 条 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用（第 58 条 第 3 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用（第 58 条 第 4 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用（第 58 条 第 5 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令	
17 サービス管理責任者の責務	(6) サービス管理責任者は、就労移行支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 58 条 第 6 項)	
	(7) サービス管理責任者は、就労移行支援計画を作成した際には、当該就労移行支援計画を利用者に交付しているか。	平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 58 条 第 7 項)	
	(8) サービス管理責任者は、就労移行支援計画の作成後、就労移行支援計画の実施状況の把握 (モニタリング (利用者についての継続的なアセスメントを含む。)) を行うとともに、少なくとも3月に1回以上、就労移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて就労移行支援計画の変更を行っているか。	平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 58 条 第 8 項)	
	(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 58 条 第 9 項)	
	(10) 就労移行支援計画に変更のあった場合、(2) から(7)に準じて取り扱っているか。	平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 58 条 第 10 項)	
	サービス管理責任者は、就労移行支援計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労移行支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができるかと認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。 ③ 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。	平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 59 条)	
	18 相談及び援助	指定就労移行支援事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 60 条)

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
19 訓練	<p>(1) 指定就労移行支援事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。</p> <p>(2) 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。</p> <p>(3) 指定就労移行支援事業者は、常時 1 人以上の従業者を訓練に従事させているか。</p> <p>(4) 指定就労移行支援事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定就労移行支援事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 160 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 160 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 160 条第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 160 条第 4 項)</p>
20 生産活動	<p>(1) 指定就労移行支援事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めているか。</p> <p>(2) 指定就労移行支援事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。</p> <p>(3) 指定就労移行支援事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。</p> <p>(4) 指定就労移行支援事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 84 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 84 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 84 条第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 84 条第 4 項)</p>
21 工賃の支払	<p>指定就労移行支援事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 85 条)</p>
22 実習の実施	<p>(1) 指定就労移行支援事業者は、利用者が就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しているか。</p> <p>(2) 指定就労移行支援事業者は、実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 180 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 180 条第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
23 求職活動の支援等の実施	<p>(1) 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しているか。</p> <p>(2) 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 181 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 181 条第 2 項</p>
24 職場への定着のための支援の実施	<p>指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から 6 月以上、職業生活における相談等の支援を継続しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 182 条</p>
25 就職状況の報告	<p>指定就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、都道府県知事に報告しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 183 条</p>
26 食事	<p>(1) 指定就労移行支援事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定就労移行支援事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。</p> <p>(3) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。</p> <p>(4) 指定就労移行支援事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定就労移行支援事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 86 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 86 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 86 条第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 86 条第 4 項)</p>
27 緊急時等の対応	<p>従業者は、現に指定就労移行支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 28 条)</p>
28 健康管理	<p>指定就労移行支援事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 87 条)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
29 支給決定障害者に関する市町村への通知	<p>指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定就労移行支援の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。</p>	平 18 厚令 171 第 184 条 準用(第 88 条)
30 管理者の責務	<p>(1) 指定就労移行支援事業所の管理者は、当該指定就労移行支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定就労移行支援事業所の管理者は、当該就労移行支援事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第 11 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 184 条 準用(第 66 条 第 1 項) 平 18 厚令 171 第 184 条 準用(第 66 条 第 2 項)
31 運営規程	<p>指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 利用定員 ⑤ 指定就労移行支援の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービスの利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑫ その他運営に関する重要事項</p>	平 18 厚令 171 第 184 条 準用(第 89 条)
32 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、適切な指定就労移行支援を提供できるよう、指定就労移行支援事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援事業所ごとに、当該指定就労移行支援事業所の従業者によって指定就労移行支援を提供しているか。 (ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)</p>	平 18 厚令 171 第 184 条 準用(第 68 条 第 1 項) 平 18 厚令 171 第 184 条 準用(第 68 条 第 2 項)

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
33 定員の遵守	<p>(3) 指定就労移行支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>指定就労移行支援事業者は、利用定員を超えて指定就労移行支援の提供を行っていないか。(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 68 条 第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 69 条)</p>
34 非常災害対策	<p>(1) 指定就労移行支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 70 条 第 1 項)</p>
35 衛生管理等	<p>(2) 指定就労移行支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>(1) 指定就労移行支援事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 70 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 90 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 90 条 第 2 項)</p>
36 協力医療機関	<p>指定就労移行支援事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 91 条)</p>
37 掲示	<p>指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 92 条)</p>
38 秘密保持等	<p>(1) 指定就労移行支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定就労移行支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 36 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用 (第 36 条 第 2 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
39 情報の提供等	<p>(3) 指定就労移行支援事業者は、他の指定就労移行支援事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p> <p>(1) 指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定就労移行支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定就労移行支援事業者は、当該指定就労移行支援事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用（第 36 条 第 3 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用（第 37 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用（第 37 条 第 2 項）</p>
40 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定就労移行支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定就労移行支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定就労移行支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用（第 38 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用（第 38 条 第 2 項）</p>
41 苦情解決	<p>(1) 指定就労移行支援事業者は、その提供した指定就労移行支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定就労移行支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定就労移行支援事業者は、その提供した指定就労移行支援に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労移行支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用（第 39 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用（第 39 条 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用（第 39 条 第 3 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
42 事故発生時の 対応	<p>(4) 指定就労移行支援事業者は、その提供した指定就労移行支援に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定就労移行支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平18厚令171 第184条 準用(第39条 第4項)</p>
	<p>(5) 指定就労移行支援事業者は、その提供した指定就労移行支援に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労移行支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平18厚令171 第184条 準用(第39条 第5項)</p>
	<p>(6) 指定就労移行支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p>	<p>平18厚令171 第184条 準用(第39条 第6項)</p>
	<p>(7) 指定就労移行支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力しているか。</p>	<p>平18厚令171 第184条 準用(第39条 第7項)</p>
	<p>(1) 指定就労移行支援事業者は、利用者に対する指定就労移行支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p>	<p>平18厚令171 第184条 準用(第40条 第1項)</p>
	<p>(2) 指定就労移行支援事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p>	<p>平18厚令171 第184条 準用(第40条 第2項)</p>
	<p>(3) 指定就労移行支援事業者は、利用者に対する指定就労移行支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平18厚令171 第184条 準用(第40条 第3項)</p>
43 会計の区分	<p>指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定就労移行支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平18厚令171 第184条 準用(第41条)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
44 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定就労移行支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用（第 73 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用（第 73 条 第 2 項）</p>
45 地域との連携等	<p>指定就労移行支援事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用（第 74 条）</p>
46 記録の整備	<p>(1) 指定就労移行支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定就労移行支援事業者は、利用者に対する指定就労移行支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労移行支援を提供した日から 5 年間保存しているか。</p> <p>① 就労移行支援計画</p> <p>② サービスの提供の記録</p> <p>③ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録</p> <p>④ 身体拘束等の記録</p> <p>⑤ 苦情の内容等の記録</p> <p>⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用（第 75 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用（第 75 条 第 2 項）</p>
<p>第 5 多機能型に関する特例</p> <p>1 利用定員に関する特例</p>	<p>(1) 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労移行支援事業所、多機能型就労継続支援 A 型事業所及び多機能型就労継続支援 B 型事業所（「多機能型事業所」と総称）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が 20 人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次に掲げる人数とすることができる。</p>	<p>法第 43 条</p> <p>平 18 厚令 174 第 89 条 第 1 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
2 従業者の員数等に関する特例	<p>① 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く） 6人以上</p> <p>② 多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 6人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあつては、宿泊型自立訓練の利用定員が 10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が 6人以上とする。</p> <p>③ 多機能型就労継続支援 A型事業所及び多機能型就労継続支援 B型事業所 10人以上</p> <p>(2) 離島その他の地域であつて平成 18 年厚生労働省告示第 540 号「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」に定める地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、(1)中「20 人」とあるのは「10 人」とできる。</p> <p>(1) 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が 20 人未満である場合は、第 2 の 1 の(1)の④及び第 2 の 1 の(2)の②にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1 人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(2) 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うもの除く。）は、第 2 の 1 の(3)にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち平成 18 年 9 月厚生労働省告示第 544 号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」の二に定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所としてみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに掲げる数とし、この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>① 利用者の数の合計が 60 以下 1 以上</p> <p>② 利用者の数の合計が 61 以上 1 に、利用者の数の合計が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p>	<p>平 18 厚令 174 第 89 条第 4 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 215 条第 1 項 平 18 厚令 174 第 90 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 215 条第 2 項 平 18 厚令 174 第 90 条第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
2 設備の特例	多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。	平 18 厚令 171 第 216 条 平 18 厚令 174 第 91 条
第 6 変更の届出等	(1) 指定就労移行支援事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 23 にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該就労移行支援の事業を再開したときは、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第 46 条第 1 項 施行規則第 34 条の 23
第 7 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い	(2) 指定就労移行支援事業者は、当該指定就労移行支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第 46 条第 2 項 施行規則第 34 条の 23
1 基本事項	(1) 指定就労移行支援に要する費用の額は、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号の別表「介護給付費等単位数表」の第 12 により算定する単位数に、平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。	法第 29 条 第 3 項
	(ただし、その額が現に当該指定就労移行支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定就労移行支援に要した費用の額となっているか。)	平 18 厚告 523 の一 平 18 厚告 539
	(2) (1)の規定により、指定就労移行支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	法第 29 条 第 3 項
2 就労移行支援サービス費		平 18 厚告 523 の二
(1) 就労移行支援サービス費 (I)	① 就労移行支援サービス費 (I)については、就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な 65 歳未満の者に対して、第 1 の(4)に規定する指定就労移行支援等を行った場合に所定単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 12 の 1 の注 1

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
(2) 就労移行支援サービス費(Ⅱ)	<p>② 就労移行支援サービス費(Ⅰ)については、指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等(指定就労移行支援事業所等)において、指定就労移行支援等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>① 就労移行支援サービス費(Ⅱ)については、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する65歳未満の者に対して、指定就労移行支援等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>② 就労移行支援サービス費(Ⅱ)については、指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第12の1の注3</p> <p>平18厚告523別表第12の1の注2</p> <p>平18厚告523別表第12の1の注4</p>
(3) その他	<p>(1)又は(2)に掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、次の①から⑥までのいずれかに該当する場合に、それぞれ①から⑥までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>① 利用者の数又は従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の七のイ又はロの表の上欄に掲げる基準に該当する場合 同表の下欄に掲げる割合</p> <p>② 指定就労移行支援等の提供に当たって、就労移行支援計画等が作成されていない場合 100分の95</p> <p>③ 指定就労移行支援等の利用者(当該指定就労移行支援等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(指定就労移行支援等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。)の平均値が障害者総合支援法施行規則第6条の8に定める標準利用期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 100分の95</p>	<p>平18厚告523別表第12の1の注5</p> <p>平18厚告523別表12の1の注5(1) 平18厚告550の七</p> <p>平18厚告523別表12の1の注5(2)</p> <p>平18厚告523別表12の1の注5(3) 施行規則第6条の8</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>(4) 障害福祉サービス相互の算定関係</p> <p>3 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算</p> <p>4 就労定着支援体制加算</p>	<p>④ 過去2年間の就労移行者数（ただし、平成28年4月1日以降においては、指定就労継続支援A型事業所等へ移行した者を除く。）が0の場合 100分の85</p> <p>⑤ 過去3年間の就労定着者数が0の場合 100分の70</p> <p>⑥ 過去4年間の就労定着者数が0の場合 100分の50</p> <p>利用者が就労移行支援以外の障害福祉サービスを受けている間に、就労移行支援サービス費を算定していないか。</p> <p>視覚障害者等である指定就労移行支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定就労移行支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、第2の1若しくは2又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労移行支援の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等を受けた後就労し（指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）、指定就労移行支援等のあった日の属する年度の前年度において、6月以上12月未満、12月以上24月未満又は24月以上36月未満継続して就労している者又は就労していた者の数を当該指定就労移行支援事業所等の指定就労移行支援等に係る利用定員で除した数が、それぞれの期間ごとの次の①から⑤までのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>① 利用定員のうち就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合</p> <p>② 利用定員のうち就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合</p> <p>③ 利用定員のうち就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合</p> <p>④ 利用定員のうち就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合</p> <p>⑤ 利用定員のうち就労定着者が100分の45以上の場合</p>	<p>平18厚告523別表12の1の注5(4)</p> <p>平18厚告523別表12の1の注5(5)</p> <p>平18厚告523別表12の1の注5(6)</p> <p>平18厚告523別表第12の1の注6</p> <p>平18厚告523別表第12の2の注</p> <p>平18厚令172第4条第1項第4号</p> <p>平18厚告523別表第12の3の注</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
5 初期加算	<p>指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第12の4の注</p>
6 訪問支援特別加算	<p>指定就労移行支援事業所等において継続して指定就労移行支援等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定就労移行支援等の利用がなかった場合において、第2の1若しくは2又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号の規定により指定就労移行支援事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、就労移行支援計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、就労移行支援計画等に位置付けられた内容の指定就労移行支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第12の5の注</p>
7 利用者負担上限額管理加算	<p>指定就労移行支援事業者等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第12の6の注</p>
8 食事提供体制加算	<p>低所得者等であって就労移行支援計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、指定就労移行支援事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成30年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第12の7の注</p>
9 精神障害者退院支援施設加算	<p>精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）及び精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の五に定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た精神障害者退院支援施設である指定就労移行支援事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第12の8の注 平18厚告551の五</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
10 福祉専門職員配置等加算	<p>(1) 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については、第2の1若しくは2又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号の規定により置くべき職業指導員、生活支援員又は就労支援員（職業指導員等）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(3) 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は(2)の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定されている場合は、算定しない。</p> <p>① 職業指導員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>② 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 12 の 9 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 12 の 9 の注 2</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 12 の 9 の注 3</p>
11 欠席時対応加算	<p>指定就労移行支援事業所等において指定就労移行支援事業等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定就労移行支援等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労移行支援従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 12 の 10 の注</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
12 医療連携体制加算	<p>(1) 医療連携体制加算（Ⅰ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。</p> <p>(2) 医療連携体制加算（Ⅱ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。</p> <p>(3) 医療連携体制加算（Ⅲ）については、医療機関との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定医療行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(4) 医療連携体制加算（Ⅳ）については、喀痰吸引が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)又は(2)を算定している場合にあっては算定していないか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 12 の 11 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 12 の 11 の注 2</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 12 の 11 の注 3</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 12 の 11 の注 4</p>
13 就労支援関係研修修了加算	<p>就労支援員に関し就労支援に従事する者として1年以上の実務経験を有し、平成21年厚生労働省告示第178号「厚生労働大臣が定める研修」に定める研修を修了した者を就労支援員として配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業者等（4の就労移行支援体制加算の対象となる指定就労移行支援事業者等に限る。）において、指定就労移行支援事業等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 12 の 12</p>
14 移行準備支援体制加算	<p>(1) 移行準備支援体制加算（Ⅰ）については、前年度に施設外支援を実施した利用者の数が利用定員の100分の50を超えるものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」の三十二に定める基準を満たし、次の①又は②のいずれかを実施した場合に、施設外支援利用者の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 12 の 13 の注 1</p> <p>平 18 厚告 543 の三十二</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>① 職場実習等にあつては、同一の企業及び官公庁等における1回の施設外支援が1月を超えない期間で、当該期間中に職員が同行して支援を行った場合</p> <p>② 求職活動等にあつては、ハローワーク、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターに職員が同行して支援を行った場合</p> <p>(2) 移行準備支援体制加算(Ⅱ)については、指定就労移行支援事業所等において、1月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための2日を除く日数を限度として、平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」の三十二に定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者(就労移行支援サービス費(Ⅱ)が算定されている利用者を除く。)の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 12 の 13 の注 2 平 18 厚告 543 の三十二</p>
15 送迎加算	<p>平成 24 年厚生労働省告示第 268 号「厚生労働大臣が定める送迎」の三に定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。)において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 12 の 14 の注 平 24 厚告 268 の三</p>
16 障害福祉サービスの体験利用支援加算	<p>指定障害者支援施設等において指定就労移行支援を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定しているか。</p> <p>① 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合</p> <p>② 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 12 の 15 の注</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
17 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号「厚生労働大臣が定める基準」の三十三に定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18 において同じ。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 2 から 16 までにより算定した単位数の 1000 分の 49 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000 分の 50 に相当する単位数）</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 2 から 16 までにより算定した単位数の 1000 分の 27 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては 1000 分の 28 に相当する単位数）</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (2) により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数</p> <p>(4) 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (2) により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 12 の 16 の注 平 18 厚告 543 の三十三準用（三）</p>
18 福祉・介護職員処遇改善特別加算	<p>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号「厚生労働大臣が定める基準」の三十四に定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、2 から 16 までにより算定した単位数の 1000 分の 9 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、17 の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 12 の 17 の注 平 18 厚告 543 の三十四準用（三）</p>

主眼事項及び着眼点（指定就労継続支援A型）

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第1 基本方針</p>	<p>(1) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定就労継続支援A型を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定就労継続支援A型を提供しているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定就労継続支援A型の提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(4) 指定就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら障害者総合支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）（規則）第6条の10第1号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。</p>	<p>法第43条</p> <p>平18厚令171第3条第1項</p> <p>平18厚令171第3条第2項</p> <p>平18厚令171第3条第3項</p> <p>平18厚令171第185条</p> <p>平18厚令19第6条の10第1号</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 指定就労継続支援A型事業所の従業者の員数</p> <p>(1) 職業指導員及び生活支援員</p> <p>(2) サービス管理責任者</p>	<p>指定就労継続支援A型事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。</p> <p>① 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上となっているか。</p> <p>② 職業指導員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上となっているか。</p> <p>③ 生活支援員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上となっているか。</p> <p>④ 職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤となっているか。</p> <p>① 指定就労継続支援A型事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。</p>	<p>法第43条第1項</p> <p>平18厚令171第186条第1項</p> <p>平18厚令171第186条第1項第1号イ</p> <p>平18厚令171第186条第1項第1号ロ</p> <p>平18厚令171第186条第1項第1号ハ</p> <p>平18厚令171第186条第4項</p> <p>平18厚令171第186条第1項第2号</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>ア 利用者の数が 60 以下 1 以上 イ 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p>	
(3) 利用者数の算定	<p>② サービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤となっているか。</p> <p>利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数によっているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 186 条第 5 項 平 18 厚令 171 第 186 条第 2 項</p>
(4) 職務の専従	<p>指定就労継続支援 A 型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援 A 型事業所の職務に従事する者となっているか。 (ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 186 条第 3 項</p>
2 管理者	<p>指定就労継続支援 A 型事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、指定就労継続支援 A 型事業所の管理上支障がない場合は、当該指定就労継続支援事業所 A 型の他の職務に従事させ、又は当該指定就労継続支援 A 型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 187 条 準用(第 51 条)</p>
3 従たる事業所を設置する場合の特例	<p>指定就労継続支援 A 型事業所における主たる事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ 1 人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 187 条 準用(第 79 条)</p>
	<p>(経過措置) 指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指定就労継続支援 A 型の事業を行う場合において、平成 18 年厚生労働省令第 171 号（指定障害福祉サービス基準）の施行日において現に存する分場（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）を指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援 A 型事業所又は指定就労継続支援 B 型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については、当分の間、3 の規定は適用しない。 この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち 1 人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者となっているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 附則第 23 条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第3 設備に関する基準</p> <p>1 認定指定就労継続支援A型事業所の設備</p>	<p>(1) 指定就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けているか。 (ただし、相談室及び多目的室その他必要な設備については、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。)</p> <p>(2) 訓練・作業室</p> <p>① 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。</p> <p>② 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。 (ただし、訓練・作業室は、指定就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。)</p> <p>(3) 相談室は、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。</p> <p>(4) 洗面所は、利用者の特性に応じたものであるか。</p> <p>(5) 便所は、利用者の特性に応じたものであるか。</p> <p>(6) これらの設備は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の用に供するものとなっているか。 (ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)</p> <p>(経過措置) 法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた指定特定身体障害者授産施設、旧精神障害者福祉ホーム（障害者総合支援法施行令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において、指定就労継続支援A型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、多目的室を設けないことができる。</p>	<p>法第43条第2項 平18厚令171第188条第1項</p> <p>平18厚令171第188条第4項</p> <p>平18厚令171第188条第2項第1号イ、ロ 平18厚令171第188条第3項</p> <p>平18厚令171第188条第2項第2号 平18厚令171第188条第2項第3号 平18厚令171第188条第2項第4号 平18厚令171第188条第5項</p> <p>平18厚令171附則第22条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続きの説明及び同意</p> <p>2 契約支給量の報告等</p> <p>3 提供拒否の禁止</p> <p>4 連絡調整に対する協力</p> <p>5 サービス提供困難時の対応</p>	<p>(1) 指定就労継続支援A型事業者は、支給決定障害者等が指定就労継続支援A型の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定就労継続支援A型の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援A型事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>(1) 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型を提供するときは、当該指定就労継続支援A型の内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定就労継続支援A型事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。</p> <p>指定就労継続支援A型事業者は、正当な理由がなく指定就労継続支援A型の提供を拒んでいないか。</p> <p>指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の利用について市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p> <p>指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定就労継続支援A型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定就労継続支援A型事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>法第43条第2項 平18厚令171第197条 準用（第9条第1項）</p> <p>平18厚令171第197条 準用（第9条第2項）</p> <p>平18厚令171第197条 準用（第10条第1項）</p> <p>平18厚令171第197条 準用（第10条第2項）</p> <p>平18厚令171第197条 準用（第10条第3項）</p> <p>平18厚令171第197条 準用（第10条第4項）</p> <p>平18厚令171第197条 準用（第11条）</p> <p>平18厚令171第197条 準用（第12条）</p> <p>平18厚令171第197条 準用（第13条）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
6 受給資格の確認	<p>指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等をお確かめしているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 14 条）</p>
7 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	<p>（1）指定就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>（2）指定就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 15 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 15 条 第 2 項）</p>
8 心身の状況等の把握	<p>指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 16 条）</p>
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>（1）指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>（2）指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 17 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 17 条 第 2 項）</p>
10 サービスの提供の記録	<p>（1）指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型を提供した際は、当該指定就労継続支援A型の提供日、内容その他必要な事項を、指定就労継続支援A型の提供の都度記録しているか。</p> <p>（2）指定就労継続支援A型事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定就労継続支援A型を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 19 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 19 条 第 2 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
11 指定就労継続支援A型事業者が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定就労継続支援A型事業者が、指定就労継続支援A型を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 20 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 20 条 第 2 項)</p>
12 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型を提供した際は、支給決定障害者から当該指定就労継続支援A型に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援A型事業者は、法定代理受領を行わない指定就労継続支援A型を提供した際は、支給決定障害者から当該指定就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定就労継続支援A型事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定就労継続支援A型において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。</p> <p>① 食事の提供に要する費用 (次のイ又はロに定めるところによる)</p> <p>イ 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額</p> <p>ロ 事業所等に通う者等のうち、障害者総合支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者にあつては、その配偶者に限る。)の所得割の額を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあつては、16万円未満)であるもの又は同令第17条第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額</p> <p>② 日用品費</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 159 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 159 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 159 条 第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 159 条 第 4 項)</p> <p>平 18 厚告 545 二のイ 平 18 政令 10 第 17 条 第 1 ～ 4 号</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
13 利用者負担額に係る管理	<p>③ ①及び②のほか、指定就労継続支援A型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(4) 指定就労継続支援A型事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定就労継続支援A型事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</p> <p>指定就労継続支援A型事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定就労継続支援A型事業者が提供する指定就労継続支援A型及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定就労継続支援A型及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定就労継続支援A型及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項(法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(利用者負担額合計額)を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定就労継続支援A型事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 159 条第 5 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 159 条第 6 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 22 条)</p>
14 訓練等給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定就労継続支援A型事業者は、法定代理受領により市町村から指定就労継続支援A型に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援A型事業者は、法定代理受領を行わない指定就労継続支援A型に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定就労継続支援A型の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 23 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 23 条第 2 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
15 指定就労継続支援A型の取扱方針	<p>(1) 指定就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定就労継続支援A型の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援A型事業所の従業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定就労継続支援A型事業者は、その提供する指定就労継続支援A型の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 57 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 57 条 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 57 条 第 3 項）</p>
16 就労継続支援A型計画の作成等	<p>(1) 指定就労継続支援A型事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定就労継続支援A型に係る個別支援計画（就労継続支援A型計画）の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) サービス管理責任者は、就労継続支援A型計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援A型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援A型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援A型計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定就労継続支援A型事業所が提供する指定就労継続支援A型以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて就労継続支援A型計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 58 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 58 条 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 58 条 第 3 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 58 条 第 4 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
17 サービス管理責任者の責務	<p>(5) サービス管理責任者は、就労継続支援A型計画の作成に係る会議を開催し、就労継続支援A型計画の原案の内容について意見を求めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 58 条 第 5 項)</p>
	<p>(6) サービス管理責任者は、就労継続支援A型計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 58 条 第 6 項)</p>
	<p>(7) サービス管理責任者は、就労継続支援A型計画を作成した際には、当該就労継続支援A型計画を利用者に交付しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 58 条 第 7 項)</p>
	<p>(8) サービス管理責任者は、就労継続支援A型計画の作成後、就労継続支援A型計画の実施状況の把握 (モニタリング (利用者についての継続的なアセスメントを含む。)) を行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回以上、就労継続支援A型計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援A型支援計画の変更を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 58 条 第 8 項)</p>
	<p>(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 58 条 第 9 項)</p>
	<p>(10) 就労継続支援A型計画に変更があった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 58 条 第 10 項)</p>
	<p>サービス管理責任者は、就労継続支援A型計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労継続支援A型事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができること認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。 ③ 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 59 条)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
18 相談及び援助	指定就労継続支援A型事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 60 条）
19 訓練	<p>(1) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。</p> <p>(3) 指定就労継続支援A型事業者は、常時 1 人以上の従業者を訓練に従事させているか。</p> <p>(4) 指定就労継続支援A型事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定就労継続支援A型事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 160 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 160 条第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 160 条第 3 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 160 条第 4 項）</p>
20 実施主体	<p>(1) 指定就労移行支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行う者となっているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第 44 条に規定する子会社以外の者となっているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 189 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 189 条第 2 項</p>
21 雇用契約の締結等	<p>(1) 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しているか。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、指定就労継続支援A型事業者（多機能型により指定就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。）は、雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型を提供することのできる規則第 6 条の 10 第 2 号に規定する者に対して、指定就労継続支援A型を提供しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 190 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 190 条第 2 項</p>
22 就労	<p>(1) 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 191 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 191 条第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
23 賃金及び工賃	<p>(1) 指定就労継続支援A型事業者は、21の(1)の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援A型事業者は、21の(2)の規定による利用者（雇用契約を締結していない利用者）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。</p> <p>(3) 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、(2)の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めているか。</p> <p>(4) (2)の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月あたりの工賃の平均額は、3,000円を下回っていないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 192 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 192 条 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 192 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 192 条 第 4 項</p>
24 実習の実施	<p>(1) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援A型事業者は、(1)の実習の受け入れ先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 193 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 193 条 第 2 項</p>
25 求職活動の支援等の実施	<p>(1) 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 194 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 194 条 第 2 項</p>
26 職場への定着のための支援等の実施	<p>指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 195 条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
27 利用者及び従業者以外の者の雇用	<p>指定就労継続支援A型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次のそれぞれに掲げる利用定員の区分に応じ、当該それぞれに定める数を超えて雇用していないか。</p> <p>① 利用定員が 10 人以上 20 人以下 利用定員に 100 分の 50 を乗じて得た数</p> <p>② 利用定員が 21 人以上 30 人以下 10 又は利用定員に 100 分の 40 を乗じて得た数のいずれか多い数</p> <p>③ 利用定員が 31 人以上 12 又は利用定員に 100 分の 30 を乗じて得た数のいずれか多い数</p> <p>(経過措置)</p> <p>指定障害福祉サービス基準の施行日において現に存する法附則第 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧身体障害者福祉法第 31 条に規定する身体障害者授産施設のうち厚生労働大臣が定めるもの、精神障害者授産施設のうち厚生労働大臣が定めるもの又は知的障害者授産施設のうち厚生労働大臣が定めるもの（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において、指定就労継続支援A型を行う場合については、27 の基準を満たすための計画を提出したときには、当分の間、27 の規定は適用しない。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 196 条</p> <p>平 18 厚令 171 附則第 21 条</p>
28 食事	<p>(1) 指定就労継続支援A型事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援A型事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。</p> <p>(3) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。</p> <p>(4) 指定就労継続支援A型事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定就労継続支援A型事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 86 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 86 条 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 86 条 第 3 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 86 条 第 4 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
29 緊急時等の対応	<p>従業者は、現に指定就労継続支援A型の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 28 条)</p>
30 健康管理	<p>指定就労継続支援A型事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 87 条)</p>
31 支給決定障害者に関する市町村への通知	<p>指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定就労継続支援A型の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 88 条)</p>
32 管理者の責務	<p>(1) 指定就労継続支援A型事業所の管理者は、当該指定就労継続支援A型事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援A型事業所の管理者は、当該就労継続支援A型事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第12章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 66 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 66 条 第 2 項)</p>
33 運営規程	<p>指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間</p> <p>④ 利用定員</p> <p>⑤ 指定就労継続支援A型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>⑥ 通常の事業の実施地域</p> <p>⑦ サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑨ 非常災害対策</p> <p>⑩ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑫ その他運営に関する重要事項</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用(第 89 条)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
34 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者に対し、適切な指定就労継続支援A型を提供できるよう、指定就労継続支援A型事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、当該指定就労継続支援A型事業所の従業員によって指定就労継続支援A型を提供しているか。 (ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)</p> <p>(3) 指定就労継続支援A型事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 68 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 68 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 68 条 第 3 項)</p>
35 定員の遵守	<p>指定就労継続支援A型事業者は、利用定員を超過して指定就労継続支援A型の提供を行っていないか。 (ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 69 条)</p>
36 非常災害対策	<p>(1) 指定就労継続支援A型事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援A型事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 70 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 70 条 第 2 項)</p>
37 衛生管理等	<p>(1) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 90 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 90 条 第 2 項)</p>
38 協力医療機関	<p>指定就労継続支援A型事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 91 条)</p>
39 掲示	<p>指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 92 条)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
40 秘密保持等	<p>(1) 指定就労継続支援A型事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援A型事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定就労継続支援A型事業者は、他の指定就労継続支援A型事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 36 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 36 条 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 36 条 第 3 項）</p>
41 情報の提供等	<p>(1) 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定就労継続支援A型事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援A型事業者は、当該指定就労継続支援A型事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 37 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 37 条 第 2 項）</p>
42 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定就労継続支援A型事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定就労継続支援A型事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援A型事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 38 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 38 条 第 2 項）</p>
43 苦情解決	<p>(1) 指定就労継続支援A型事業者は、その提供した指定就労継続支援A型に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 39 条 第 1 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(2) 指定就労継続支援A型事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定就労継続支援A型事業者は、その提供した指定就労継続支援A型に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労継続支援A型事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定就労継続支援A型事業者は、その提供した指定就労継続支援A型に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定就労継続支援A型の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定就労継続支援A型事業者は、その提供した指定就労継続支援A型に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労継続支援A型事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定就労継続支援A型事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定就労継続支援A型事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 39 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 39 条 第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 39 条 第 4 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 39 条 第 5 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 39 条 第 6 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用 (第 39 条 第 7 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
44 事故発生時の対応	<p>(1) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者に対する指定就労継続支援A型の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援A型事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者に対する指定就労継続支援A型の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 40 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 40 条 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 40 条 第 3 項）</p>
45 会計の区分	<p>指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに経理を区分するとともに、指定就労継続支援A型の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 41 条）</p>
46 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援A型事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 73 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 73 条 第 2 項）</p>
47 地域との連携等	<p>指定就労継続支援A型事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 74 条）</p>
48 記録の整備	<p>(1) 指定就労継続支援A型事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者に対する指定就労継続支援A型の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労継続支援A型を提供した日から5年間保存しているか。</p> <p>① 就労継続支援A型計画</p> <p>② サービスの提供の記録</p> <p>③ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録</p> <p>④ 身体拘束等の記録</p> <p>⑤ 苦情の内容等の記録</p> <p>⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 75 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 197 条 準用（第 75 条 第 2 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第5 多機能型に関する特例</p> <p>1 利用定員に関する特例</p>	<p>(1) 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労移行支援事業所、多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所（「多機能型事業所」と総称）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次に掲げる人数とすることができる。</p> <p>① 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く） 6人以上</p> <p>② 多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 6人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあつては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が6人以上とする。</p> <p>③ 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 10人以上</p> <p>(2) 離島その他の地域であつて平成18年厚生労働省告示第540号「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」に定める地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、(1)中「20人」とあるのは「10人」とできる。</p>	<p>法第43条</p> <p>平18厚令174第89条第1項</p> <p>平18厚令174第89条第4項</p>
<p>2 従業者の員数等に関する特例</p>	<p>(1) 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第2の1の(1)の④にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p>	<p>平18厚令171第215条第1項</p> <p>平18厚令174第90条第1項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>2 設備の特例</p> <p>第6 変更の届出等</p> <p>第7 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い</p>	<p>(2) 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。）は、第2の1の(2)にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち平成18年9月厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」の二に定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所としてみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに掲げる数とし、この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。</p> <p>① 利用者の数の合計が60以下 1以上</p> <p>② 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。</p> <p>(1) 指定就労継続支援A型事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定就労継続支援A型の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援A型事業者は、当該指定就労移行支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>平18厚令171第215条第2項</p> <p>平18厚令174第90条第2項</p> <p>平18厚令171第216条</p> <p>平18厚令174第91条</p> <p>法第46条第1項</p> <p>施行規則第34条の23</p> <p>法第46条第2項</p> <p>施行規則第34条の23</p> <p>法第29条第3項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
1 基本事項	<p>(1) 指定就労継続支援A型に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第13により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定就労継続支援A型に要した費用の額を超えているときは、当該現に指定就労継続支援A型に要した費用の額となっているか。)</p> <p>(2) (1)の規定により、指定就労継続支援A型に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>平18厚告523の一 平18厚告539</p> <p>法第29条第3項</p> <p>平18厚告523の二</p>
2 就労継続支援A型サービス費	<p>(1) 就労継続支援A型サービス費(Ⅰ)及び(Ⅱ)については、専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である者のうち65歳未満のもの又は年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、第1の(4)に規定する指定就労継続支援A型等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 就労継続支援A型サービス費(Ⅰ)については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の五の二に定める基準に適合するものとして、都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設(指定就労継続支援A型事業所等)において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>(3) 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)については、(2)に規定する指定就労継続支援A型事業所等以外の指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第14の1の注1</p> <p>平18厚告523別表第13の1の注2 平18厚告551の五の二</p> <p>平18厚告523別表第13の1の注3</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
3 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	<p>(4) (2)及び(3)の算定に当たって、次の①から⑦までのいずれかに該当する場合に、それぞれ①から⑦までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>① 利用者の数又は従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」のハのイ又はロの表の上欄に掲げる基準に該当する場合 同表の下欄に掲げる割合。</p> <p>② 指定就労継続支援A型等の提供に当たって、就労継続支援A型計画等が作成されていない場合 100分の95</p> <p>③ 平均利用時間(過去3月における利用者のうち、雇用契約締結利用者の延べ利用時間を当該利用者の延べ人数で除したものをいう。以下同じ。)が1時間未満の場合 100分の30</p> <p>④ 平均利用時間が1時間以上2時間未満の場合 100分の40</p> <p>⑤ 平均利用時間が2時間以上3時間未満の場合 100分の50</p> <p>⑥ 平均利用時間が3時間以上4時間未満の場合 100分の75</p> <p>⑦ 平均利用時間が4時間以上5時間未満の場合 100分の90</p> <p>(5) 利用者が就労継続支援A型以外の障害福祉サービスを受けている間に、就労継続支援A型サービス費を算定していないか。</p>	<p>平18厚告523別表第13の1の注4</p> <p>平18厚告523別表第13の1の注4(1) 平18厚告550の八</p> <p>平18厚告523別表13の1の注4(2)</p> <p>平18厚告523別表13の1の注4(3)</p> <p>平18厚告523別表13の1の注4(4)</p> <p>平18厚告523別表13の1の注4(5)</p> <p>平18厚告523別表13の1の注4(6)</p> <p>平18厚告523別表13の1の注4(7)</p> <p>平18厚告523別表第13の1の注5</p>
	<p>視覚障害者等である指定就労継続支援A型等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定就労継続支援A型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、第2の1又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援A型の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第13の2の注</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
4 就労移行支援体制加算	<p>指定就労継続支援A型等のあった日の属する年度の前年度において、指定就労継続支援A型等事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労し、6月を超える期間継続して就労している者が、当該指定就労継続支援A型事業所等の指定就労継続支援A型等に係る利用定員の100分の5を超えるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 3 の注</p>
5 初期加算	<p>指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該指定就労継続支援A型等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 4 の注</p>
6 訪問支援特別加算	<p>指定就労継続支援A型事業所等において継続して指定就労継続支援A型等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定就労継続支援A型等の利用がなかった場合において、第2の1又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により指定就労継続支援A型事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者（就労継続支援A型従業者）が、就労継続支援A型計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、就労継続支援A型計画等に位置付けられた内容の指定就労継続支援A型等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 5 の注</p>
7 利用者負担上限額管理加算	<p>指定就労継続支援A型事業者等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 6 の注</p>
8 食事提供体制加算	<p>低所得者等であって就労継続支援A型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）に対して、指定就労継続支援A型事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援A型事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労継続支援A型事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成30年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 7 の注</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
9 福祉専門職員配置等加算	<p>(1) 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については、第2の1の(1)又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により置くべき職業指導員又は生活支援員（職業指導員等）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(3) 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は(2)の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合は、算定しない。</p> <p>①職業指導員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>②職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 8 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 8 の注 2</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 8 の注 3</p>
10 欠席時対応加算	<p>指定就労継続支援A型事業所等において指定就労継続支援A型等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定就労継続支援A型等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労継続支援A型従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 9 の注</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
11 医療連携体制加算	<p>(1) 医療連携体制加算（Ⅰ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。</p> <p>(2) 医療連携体制加算（Ⅱ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。</p> <p>(3) 医療連携体制加算（Ⅲ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(4) 医療連携体制加算（Ⅳ）については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし(1)又は(2)を算定している場合にあっては、算定しない。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 10 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 10 の注 2</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 10 の注 3</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 10 の注 4</p>
12 施設外就労加算	<p>指定就労継続支援A型事業所等において、月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための2日を除く日数を限度として、平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」の三十五に定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 11 の注</p> <p>平 18 厚告 543 の三十五</p>
13 重度者支援体制加算	<p>(1) 重度者支援体制加算（Ⅰ）については、指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級（国民年金法に基づく障害基礎年金1級をいう。以下同じ。）を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援A型等の利用者の数の100分の50であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 12 の注 1</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(2) 重度者支援体制加算(Ⅱ)については、就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援A型等の利用者の数の100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)の重度者支援体制加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 12 の注 2</p>
<p>14 送迎加算</p>	<p>平成 24 年厚生労働省告示第 268 号「厚生労働大臣が定める送迎」の三に定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。)において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 13 の注 平 24 厚告 268 の三準用(一)</p>
<p>15 障害福祉サービスの体験利用支援加算</p>	<p>指定障害者支援施設等において指定就労継続支援A型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定しているか。</p> <p>① 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合</p> <p>② 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 14 の注</p>
<p>16 福祉・介護職員処遇改善加算</p>	<p>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号「厚生労働大臣が定める基準」の三十六の基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17において同じ。)が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 15 の注 平 18 厚告 543 の三十六準用(二)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>17 福祉・介護職員処遇改善特別加算</p>	<p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 2 から 15 までにより算定した単位数の 1000 分の 40 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 50 に相当する単位数）</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 2 から 15 までにより算定した単位数の 1000 分の 22 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 28 に相当する単位数）</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (2) により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数</p> <p>(4) 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (2) により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数</p> <p>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号「厚生労働大臣が定める基準」の三十七の基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 A 型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援 A 型等を行った場合に、2 から 15 までにより算定した単位数の 1000 分の 7 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 9 に相当する単位数）を所定単位数に加算しているか。ただし、16 の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 16 の注 平 18 厚告 543 の三十七</p>

主眼事項及び着眼点（指定就労継続支援B型）

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第1 基本方針</p>	<p>(1) 指定就労継続支援B型事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定就労継続支援B型を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定就労継続支援B型を提供しているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援B型事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定就労継続支援B型の提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定就労継続支援B型事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(4) 指定就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）（規則）第6条の10第2号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。</p>	<p>法第43条 平18厚令171 第3条第1項</p> <p>平18厚令171 第3条第2項</p> <p>平18厚令171 第3条第3項</p> <p>平18厚令171 第198条</p> <p>平18厚令19 第6条の10第 2号</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 指定就労継続支援B型事業所の従業者の員数</p> <p>(1) 職業指導員及び生活支援員</p>	<p>指定就労継続支援B型事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。</p> <p>① 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労継続支援B型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上となっているか。</p> <p>② 職業指導員の数は、指定就労継続支援B型事業所ごとに、1以上となっているか。</p> <p>③ 生活支援員の数は、指定就労継続支援B型事業所ごとに、1以上となっているか。</p> <p>④ 職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤となっているか。</p>	<p>法第43条 第1項</p> <p>平18厚令171 第199条準用 (第186条第1 項)</p> <p>平18厚令171 第199条準用 (第186条第1 項第1号イ)</p> <p>平18厚令171 第199条準用 (第186条第1 項第1号ロ)</p> <p>平18厚令171 第199条準用 (第186条第1 項第1号ハ)</p> <p>平18厚令171 第199条準用 (第186条第4 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
(2) サービス管理責任者	<p>① 指定就労継続支援B型事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>② サービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤となっているか。</p>	<p>平18厚令171第199条準用(第186条第1項第2号)</p> <p>平18厚令171第199条準用(第186条第5項)</p>
(3) 利用者数の算定	<p>利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数によっているか。</p>	<p>平18厚令171第199条準用(第186条第2項)</p>
(4) 職務の専従	<p>指定就労継続支援B型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援B型事業所の職務に従事する者となっているか。 (ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)</p>	<p>平18厚令171第199条準用(第186条第3項)</p>
2 管理者	<p>指定就労継続支援B型事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、指定就労継続支援B型事業所の管理上支障がない場合は、当該指定就労継続支援事業所B型の他の職務に従事させ、又は当該指定就労継続支援B型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)</p>	<p>平18厚令171第199条準用(第51条)</p>
3 従たる事業所を設置する場合の特例	<p>指定就労継続支援B型事業所における主たる事業所(主たる事業所)と一体的に管理運営を行う事業所(従たる事業所)を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。</p>	<p>平18厚令171第199条準用(第79条)</p>
	<p>(経過措置) 指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指定就労継続支援B型の事業を行う場合において、平成18年厚生労働省令第171号(指定障害福祉サービス基準)の施行日において現に存する分場(基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)を指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については、当分の間、3の規定は適用しない。</p>	<p>平18厚令171附則第23条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第3 設備に関する基準</p> <p>1 認定指定就労継続支援B型事業所の設備</p>	<p>この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者となっているか。</p> <p>(1) 指定就労継続支援B型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けているか。 (ただし、相談室及び多目的室その他必要な設備については、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。)</p> <p>(2) 訓練・作業室</p> <p>① 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。</p> <p>② 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。 (ただし、訓練・作業室は、指定就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。)</p> <p>(3) 相談室は、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。</p> <p>(4) 洗面所は、利用者の特性に応じたものであるか。</p> <p>(5) 便所は、利用者の特性に応じたものであるか。</p> <p>(6) これらの設備は、専ら当該指定就労継続支援B型事業所の用に供するものとなっているか。 (ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)</p>	<p>法第43条 第2項 平18厚令171 第200条準用 (第188条第1項)</p> <p>平18厚令171 第200条準用 (第188条第4項)</p> <p>平18厚令171 第200条準用 (第188条第2項第1号イ、ロ)</p> <p>平18厚令171 第200条準用 (第188条第3項)</p> <p>平18厚令171 第200条準用 (第188条第2項第2号)</p> <p>平18厚令171 第200条準用 (第188条第2項第3号)</p> <p>平18厚令171 第200条準用 (第188条第2項第4号)</p> <p>平18厚令171 第200条準用 (第188条第5項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p data-bbox="236 779 480 936">第 4 運営に関する基準 1 内容及び手続きの説明及び同意</p> <p data-bbox="236 1368 480 1429">2 契約支給量の報告等</p>	<p data-bbox="512 286 1126 745">(経過措置) 法附則第 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた指定特定身体障害者授産施設、旧精神障害者福祉ホーム（障害者総合支援法施行令附則第 8 条の 2 に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）又は指定知的障害者更生施設、指定特定の障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において、指定就労継続支援 B 型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、多目的室を設けないことができる。</p> <p data-bbox="512 842 1126 1178">(1) 指定就労継続支援 B 型事業者は、支給決定障害者等が指定就労継続支援 B 型の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定就労継続支援 B 型の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p data-bbox="512 1216 1126 1339">(2) 指定就労継続支援 B 型事業者は、社会福祉法第 77 条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p data-bbox="512 1368 1126 1552">(1) 指定就労継続支援 B 型事業者は、指定就労継続支援 B 型を提供するときは、当該指定就労継続支援 B 型の内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。</p> <p data-bbox="512 1585 1126 1641">(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超過していないか。</p> <p data-bbox="512 1709 1126 1865">(3) 指定就労継続支援 B 型事業者は、指定就労継続支援 B 型の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p data-bbox="512 1899 1126 1989">(4) 指定就労継続支援 B 型事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。</p>	<p data-bbox="1158 320 1343 376">平 18 厚令 171 附則第 22 条</p> <p data-bbox="1158 779 1343 969">法第 43 条 第 2 項 平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 9 条第 1 項）</p> <p data-bbox="1158 1216 1343 1339">平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 9 条第 2 項）</p> <p data-bbox="1158 1368 1343 1491">平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 10 条第 1 項）</p> <p data-bbox="1158 1585 1343 1709">平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 10 条第 2 項）</p> <p data-bbox="1158 1709 1343 1832">平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 10 条第 3 項）</p> <p data-bbox="1158 1899 1343 2022">平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 10 条第 4 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
3 提供拒否の禁止	指定就労継続支援B型事業者は、正当な理由がなく指定就労継続支援B型の提供を拒んでいないか。	平 18 厚令 171 第 202 条 準用(第 11 条)
4 連絡調整に対する協力	指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平 18 厚令 171 第 202 条 準用(第 12 条)
5 サービス提供困難時の対応	指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定就労継続支援B型事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平 18 厚令 171 第 202 条 準用(第 13 条)
6 受給資格の確認	指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	平 18 厚令 171 第 202 条 準用(第 14 条)
7 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定就労継続支援B型事業者は、就労継続支援B型に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援B型事業者は、就労継続支援B型に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用(第 15 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用(第 15 条 第 2 項)</p>
8 心身の状況等の把握	指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平 18 厚令 171 第 202 条 準用(第 16 条)
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用(第 17 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用(第 17 条 第 2 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
10 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型を提供した際は、当該指定就労継続支援B型の提供日、内容その他必要な事項を、指定就労継続支援B型の提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援B型事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定就労継続支援B型を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用 (第 19 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用 (第 19 条 第 2 項)</p>
11 指定就労継続支援B型事業者が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定就労継続支援B型事業者が、指定就労継続支援B型を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用 (第 20 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用 (第 20 条 第 2 項)</p>
12 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型を提供した際は、支給決定障害者から当該指定就労継続支援B型に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援B型事業者は、法定代理受領を行わない指定就労継続支援B型を提供した際は、支給決定障害者から当該指定就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定就労継続支援B型事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。 ① 食事の提供に要する費用 (次のイ又はロに定めるところによる) イ 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用 (第 159 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用 (第 159 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用 (第 159 条 第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用 (第 159 条 第 4 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
13 利用者負担額 に係る管理	<p>ロ 事業所等に通う者等のうち、障害者総合支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 17 条第 1 号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあつては、その配偶者に限る。）の所得割の額を合算した額が 28 万円未満（特定支給決定障害者にあつては、16 万円未満）であるもの又は同令第 17 条第 2 号から第 4 号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額</p> <p>② 日用品費</p> <p>③ ①及び②のほか、指定就労継続支援 B 型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>平 18 厚告 545 二のイ 平 18 政令 10 第 17 条 第 1～4 号</p>
	<p>(4) 指定就労継続支援 B 型事業者は、(1) から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用(第 159 条 第 5 項)</p>
	<p>(5) 指定就労継続支援 B 型事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用(第 159 条 第 6 項)</p>
	<p>指定就労継続支援 B 型事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定就労継続支援 B 型事業者が提供する指定就労継続支援 B 型及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定就労継続支援 B 型及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定就労継続支援 B 型及び他の指定障害福祉サービス等につき法第 29 条第 3 項（法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定就労継続支援 B 型事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用(第 22 条)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
14 訓練等給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定就労継続支援B型事業者は、法定代理受領により市町村から指定就労継続支援B型に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援B型事業者は、法定代理受領を行わない指定就労継続支援B型に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定就労継続支援B型の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 23 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 23 条 第 2 項）</p>
15 指定就労継続支援B型の取扱方針	<p>(1) 指定就労継続支援B型事業者は、就労継続支援B型計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定就労継続支援B型の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援B型事業所の従業者は、指定就労継続支援B型の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定就労継続支援B型事業者は、その提供する指定就労継続支援B型の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 57 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 57 条 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 57 条 第 3 項）</p>
16 就労継続支援B型計画の作成等	<p>(1) 指定就労継続支援B型事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定就労継続支援B型に係る個別支援計画（就労継続支援B型計画）の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) サービス管理責任者は、就労継続支援B型計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 58 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 58 条 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 58 条 第 3 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
17 サービス管理責任者の責務	<p>(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援B型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援B型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援B型計画の原案を作成しているか。</p> <p>この場合において、当該指定就労継続支援B型事業所が提供する指定就労継続支援B型以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて就労継続支援B型計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p>	平 18 厚令 171 第 202 条 準用(第 58 条 第 4 項)
	<p>(5) サービス管理責任者は、就労継続支援B型計画の作成に係る会議を開催し、就労継続支援B型計画の原案の内容について意見を求めているか。</p>	平 18 厚令 171 第 202 条 準用(第 58 条 第 5 項)
	<p>(6) サービス管理責任者は、就労継続支援B型計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p>	平 18 厚令 171 第 202 条 準用(第 58 条 第 6 項)
	<p>(7) サービス管理責任者は、就労継続支援B型計画を作成した際には、当該就労継続支援B型計画を利用者に交付しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 202 条 準用(第 58 条 第 7 項)
	<p>(8) サービス管理責任者は、就労継続支援B型計画の作成後、就労継続支援B型計画の実施状況の把握(モニタリング(利用者についての継続的なアセスメントを含む。))を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、就労継続支援B型計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援B型支援計画の変更を行っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 202 条 準用(第 58 条 第 8 項)
	<p>(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>① 定期的に利用者に面接すること。</p> <p>② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>	平 18 厚令 171 第 202 条 準用(第 58 条 第 9 項)
	<p>(10) 就労継続支援B型計画に変更があった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 202 条 準用(第 58 条 第 10 項)
	<p>サービス管理責任者は、就労継続支援B型計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 202 条 準用(第 59 条)

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
18 相談及び援助	<p>① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労継続支援B型事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができるかと認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。</p> <p>③ 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。</p> <p>指定就労継続支援B型事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 202 条 準用(第 60 条)
19 訓練	<p>(1) 指定就労継続支援B型事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援B型事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。</p> <p>(3) 指定就労継続支援B型事業者は、常時 1 人以上の従業者を訓練に従事させているか。</p> <p>(4) 指定就労継続支援B型事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定就労継続支援B型事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用(第 160 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用(第 160 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用(第 160 条 第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用(第 160 条 第 4 項)</p>
20 生産活動	<p>(1) 指定就労継続支援B型事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援B型事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用(第 84 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用(第 84 条 第 2 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
21 工賃の支払等	<p>(1) 指定就労継続支援B型事業者は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。</p> <p>(2) (1)により利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額(工賃の平均額)は、3,000円を下回っていないか。</p> <p>(3) 指定就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めているか。</p> <p>(4) 指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 201 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 201 条 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 201 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 201 条 第 4 項</p>
22 実習の実施	<p>(1) 指定就労継続支援B型事業者は、利用者が就労継続支援B型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援B型事業者は、(1)の実習の受け入れ先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用(第 193 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用(第 193 条 第 2 項)</p>
23 求職活動の支援等の実施	<p>(1) 指定就労継続支援B型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援B型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用(第 194 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用(第 194 条 第 2 項)</p>
24 職場への定着のための支援等の実施	<p>指定就労継続支援B型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用(第 195 条)</p>
25 食事	<p>(1) 指定就労継続支援B型事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用(第 86 条 第 1 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
26 緊急時等の対応	<p>(2) 指定就労継続支援B型事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。</p> <p>(3) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。</p> <p>(4) 指定就労継続支援B型事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定就労継続支援B型事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。</p> <p>従業者は、現に指定就労継続支援B型の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用 (第 86 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用 (第 86 条 第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用 (第 86 条 第 4 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用 (第 28 条)</p>
27 健康管理	<p>指定就労継続支援B型事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用 (第 87 条)</p>
28 支給決定障害者に関する市町村への通知	<p>指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定就労継続支援B型の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用 (第 88 条)</p>
29 管理者の責務	<p>(1) 指定就労継続支援B型事業所の管理者は、当該指定就労継続支援B型事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援B型事業所の管理者は、当該就労継続支援B型事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第13章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用 (第 66 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用 (第 66 条 第 2 項)</p>
30 運営規程	<p>指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用 (第 89 条)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 利用定員 ⑤ 指定就労継続支援B型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービスの利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑫ その他運営に関する重要事項	
31 勤務体制の確保等	(1) 指定就労継続支援B型事業者は、利用者に対し、適切な指定就労継続支援B型を提供できるよう、指定就労継続支援B型事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。	平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 68 条 第 1 項）
	(2) 指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型事業所ごとに、当該指定就労継続支援B型事業所の従業者によって指定就労継続支援B型を提供しているか。 (ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)	平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 68 条 第 2 項）
32 定員の遵守	(3) 指定就労継続支援B型事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 指定就労継続支援B型事業者は、利用定員を超えて指定就労継続支援B型の提供を行っていないか。 (ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)	平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 68 条 第 3 項） 平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 69 条）
33 非常災害対策	(1) 指定就労継続支援B型事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。 (2) 指定就労継続支援B型事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 70 条 第 1 項） 平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 70 条 第 2 項）

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
34 衛生管理等	<p>(1) 指定就労継続支援B型事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 90 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 90 条 第 2 項）</p>
35 協力医療機関	<p>指定就労継続支援B型事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 91 条）</p>
36 掲示	<p>指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 92 条）</p>
37 秘密保持等	<p>(1) 指定就労継続支援B型事業所の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援B型事業者は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定就労継続支援B型事業者は、他の指定就労継続支援B型事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 36 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 36 条 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 36 条 第 3 項）</p>
38 情報の提供等	<p>(1) 指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定就労継続支援B型事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援B型事業者は、当該指定就労継続支援B型事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 37 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 37 条 第 2 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
39 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定就労継続支援B型事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定就労継続支援B型事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援B型事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 38 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 38 条 第 2 項）</p>
40 苦情解決	<p>(1) 指定就労継続支援B型事業者は、その提供した指定就労継続支援B型に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援B型事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定就労継続支援B型事業者は、その提供した指定就労継続支援B型に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労継続支援B型事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定就労継続支援B型事業者は、その提供した指定就労継続支援B型に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定就労継続支援B型の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 39 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 39 条 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 39 条 第 3 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 39 条 第 4 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
41 事故発生時の 対応	<p>(5) 指定就労継続支援B型事業者は、その提供した指定就労継続支援B型に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労継続支援B型事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 39 条 第 5 項）</p>
	<p>(6) 指定就労継続支援B型事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 39 条 第 6 項）</p>
	<p>(7) 指定就労継続支援B型事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 39 条 第 7 項）</p>
	<p>(1) 指定就労継続支援B型事業者は、利用者に対する指定就労継続支援B型の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 40 条 第 1 項）</p>
	<p>(2) 指定就労継続支援B型事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 40 条 第 2 項）</p>
	<p>(3) 指定就労継続支援B型事業者は、利用者に対する指定就労継続支援B型の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 40 条 第 3 項）</p>
	<p>指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型事業所ごとに経理を区分するとともに、指定就労継続支援B型の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 41 条）</p>
43 身体拘束等の 禁止	<p>(1) 指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用（第 73 条 第 1 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(2) 指定就労継続支援B型事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用 (第 73 条 第 2 項)</p>
44 地域との連携等	<p>指定就労継続支援B型事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用 (第 74 条)</p>
45 記録の整備	<p>(1) 指定就労継続支援B型事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援B型事業者は、利用者に対する指定就労継続支援B型の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労継続支援B型を提供した日から5年間保存しているか。</p> <p>① 就労継続支援B型計画 ② サービスの提供の記録 ③ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>平 18 厚令 171 第 202 条 準用 (第 75 条 第 1 項) 平 18 厚令 171 第 202 条 準用 (第 75 条 第 2 項)</p>
第 5 基準該当障害福祉サービスに関する基準		<p>法第 30 条 第 1 項第 2 号イ</p>
1 実施主体等	<p>(1) 基準該当就労継続支援B型事業者(平成 18 年厚生労働省令第 171 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(指定障害福祉サービス基準) 第 219 条に規定する特定基準該当就労継続支援B型を除く。)は、社会福祉法第 2 条第 2 項第 7 号に掲げる授産施設又は生活保護法第 38 条第 1 項第 4 号に掲げる授産施設を営業者であるか。</p> <p>(2) 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型事業所ごとに、昭和 41 年厚生省令第 18 号「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」(基準) 第 25 条に掲げる職員のうちから一人以上の者をサービス管理責任者としているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 203 条 第 1 項 平 18 厚令 171 第 203 条 第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
2 運営規程	<p>(3) 基準該当就労継続支援B型事業所は、基準に規定する授産施設として必要とされる設備を有しているか。</p> <p>基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 基準 該当就労継続支援B型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑤ サービスの利用に当たっての留意事項 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 非常災害対策 ⑧ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩ その他運営に関する重要事項 	<p>平 18 厚令 171 第 203 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 204 条</p>
3 工賃の支払	<p>(1) 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。</p> <p>(2) 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 205 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 205 条 第 2 項</p>
4 準用	<p>(指定障害福祉サービス基準第 9 条から第 12 条まで、第 14 条から第 17 条まで、第 19 条、第 20 条、第 23 条 (第 1 項を除く。)、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 51 条、第 57 条から第 60 条まで、第 68 条、第 70 条、第 73 条から第 75 条まで、第 84 条、第 87 条、第 88 条、第 90 条から第 92 条まで、第 159 条 (第 1 項を除く。)、第 160 条、第 193 条から第 195 条まで及び第 198 条の規定を準用)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 206 条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第 6 多機能型に関する特例</p> <p>1 利用定員に関する特例</p>	<p>(1) 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労移行支援事業所、多機能型就労継続支援 A 型事業所及び多機能型就労継続支援 B 型事業所（「多機能型事業所」と総称）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が 20 人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次に掲げる人数とすることができる。</p> <p>① 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く） 6 人以上</p> <p>② 多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 6 人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあつては、宿泊型自立訓練の利用定員が 10 人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が 6 人以上とする。</p> <p>③ 多機能型就労継続支援 A 型事業所及び多機能型就労継続支援 B 型事業所 10 人以上</p> <p>(2) 離島その他の地域であつて平成 18 年厚生労働省告示第 540 号「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」に定める地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、(1) 中「20 人」とあるのは「10 人」とできる。</p> <p>この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労継続支援 B 型事業所に限る。）については、当該多機能型事業所の利用定員を、1 人以上とすることができる。</p>	<p>法第 43 条</p> <p>平 18 厚令 174 第 89 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 174 第 89 条第 4 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
2 従業者の員数等に関する特例	<p>(1) 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が 20 人未満である場合は、第 2 の 1 の(1)の④にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く)のうち、1 人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(2) 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。)は、第 2 の 1 の(2)にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち平成 18 年 9 月厚生労働省告示第 544 号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」の二に定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所としてみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに掲げる数とし、この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>① 利用者の数の合計が 60 以下 1 以上</p> <p>② 利用者の数の合計が 61 以上 1 に、利用者の数の合計が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p> <p>(3) 第 6 の 1 の(2)後段により、多機能型事業所の利用定員を 1 人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、次の①に掲げる利用者の数を 6 で除した数と②に掲げる利用者の数を 10 で除した数の合計数以上とすることができる。これにより置くべきものとされる生活支援員のうち、1 人以上は常勤でなければならない。</p> <p>① 生活介護、自立訓練(機能訓練)及び自立訓練(生活訓練)の利用者</p> <p>② 就労継続支援 B 型の利用者</p>	<p>平 18 厚令 171 第 215 条第 1 項 平 18 厚令 174 第 90 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 215 条第 2 項 平 18 厚令 174 第 90 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 174 第 90 条第 3 項</p>
2 設備の特例等	<p>多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 216 条 平 18 厚令 174 第 91 条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
第 7 変更の届出等	<p>(1) 指定就労継続支援B型事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定就労継続支援B型の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援B型事業者は、当該指定就労継続支援B型の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>法第46条第1項 施行規則第34条の23</p> <p>法第46条第2項 施行規則第34条の23</p>
第 8 介護給付費 又は訓練等給 付費の算定及 び取扱い 1 基本事項	<p>(1) 指定就労継続支援B型に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第14により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定就労継続支援B型に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定就労継続支援B型に要した費用の額となっているか。)</p> <p>(2) (1)の規定により、指定就労継続支援B型に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>法第29条 第3項</p> <p>平18厚告523 の一 平18厚告539</p> <p>法第29条 第3項</p> <p>平18厚告523 の二</p>
2 就労継続支援B型サービス費	<p>(1) 就労継続支援B型サービス費については、年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚告523 別表第14の1 の注1</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(2) 就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の六のイに定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所（指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）又は指定障害者支援施設（特定指定就労継続支援B型事業所等）において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>(3) 就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）については、(2)に規定する以外の指定就労継続支援B型事業所等若しくは指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する(2)に規定する以外の指定就労継続支援B型事業所若しくは指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>(4) 基準該当就労継続支援B型サービス費については、基準該当就労継続支援B型事業所が、基準該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(5) 就労継続支援B型サービス費の算定に当たって、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれ①又は②に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>① 利用者の数又は従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数等並びに所定単位数に乗じる割合」の九のイ又はロの表の上欄に掲げる基準に該当する場合 同表の下欄に掲げる割合</p> <p>② 指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型の提供に当たって、就労継続支援B型計画等が作成されていない場合 100分の95</p>	<p>平18厚告523別表第14の1の注2 平18厚告551の六のイ</p> <p>平18厚告523別表第14の1の注3</p> <p>平18厚告523別表第14の1の注4</p> <p>平18厚告523別表第14の1の注5</p> <p>平18厚告523別表第14の1の注5(1) 平18厚告550の九</p> <p>平18厚告523別表第14の1の注5(2)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
3 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	<p>(6) 利用者が就労継続支援B型以外の障害福祉サービスを受けている間に、就労継続支援B型サービス費を算定していないか。</p> <p>視覚障害者等である指定就労継続支援B型等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定就労継続支援B型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、第2の1、指定障害福祉サービス基準第220条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援B型の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所、指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所(指定就労継続支援B型事業所等)において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第14の1の注6</p> <p>平18厚告523別表第14の2の注</p>
4 就労移行支援体制加算	<p>指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前年度において、指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を受けた後就労し、6月を超える期間継続して就労している者が、当該指定就労継続支援B型事業所等の指定就労継続支援B型等に係る利用定員の100分の5を超えるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第14の3の注</p>
5 目標工賃達成加算	<p>(1) 目標工賃達成加算(I)については、指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援B型事業所等の利用者に対して支払った工賃(第4の21の(1)(指定障害福祉サービス基準第223条第5項において準用する場合を含む。)又は指定障害者支援施設基準附則第9条第1項に定める工賃をいう。以下同じ。)の平均額(「平均工賃額」)が、次の①から④のいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>① 当該前年度における地域の最低賃金の2分の1に相当する額を超えていること。</p>	<p>平18厚告523別表第14の4の注1</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>② 指定就労継続支援B型事業所等が、第4の21の(4)（指定障害福祉サービス基準第223条第5項において準用する場合を含む。）又は指定障害者支援施設基準附則第9条第4項の規定により都道府県知事又は市町村長に届け出た工賃の目標額を超えていること。</p> <p>③ 指定就労継続支援B型事業所等が、各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成していること。</p> <p>④ 原則として、指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前々年度の平均工賃額を超えていること。</p> <p>(2) 目標工賃達成加算(Ⅱ)については、指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援B型事業所等の利用者に対して支払った平均工賃額が、次の①から④のいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)の目標工賃達成加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>① 当該前年度における地域の最低賃金の3分の1に相当する額を超えていること。</p> <p>② 指定就労継続支援B型事業所等が、第4の21の(4)（指定障害福祉サービス基準第223条第5項において準用する場合を含む。）又は指定障害者支援施設基準附則第9条第4項の規定により都道府県知事又は市町村長に届け出た工賃の目標額を超えていること。</p> <p>③ 指定就労継続支援B型事業所等が、各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成していること。</p> <p>④ 原則として、指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前々年度の平均工賃額を超えていること。</p>	<p>平18厚告523 別表第14の4 の注2</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(3) 目標工賃達成加算(Ⅲ)については、指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援B型事業所等の利用者に対して支払った平均工賃額が、次の①からまでのいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)の目標工賃達成加算(Ⅰ)又は(2)の目標工賃達成加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>① 当該前年度における各都道府県の施設種別平均工賃を超えていること。</p> <p>② 指定就労継続支援B型事業所等が、各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成していること。</p> <p>③ 原則として、指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前々年度の平均工賃額を超えていること。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 4 の注 3</p>
6 初期加算	<p>指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所において、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型等を行った場合に、当該指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 5 の注</p>
7 訪問支援特別加算	<p>指定就労継続支援B型事業所等において継続して指定就労継続支援B型等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定就労継続支援B型等の利用がなかった場合において、第2の1、指定障害福祉サービス基準第220条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により指定就労継続支援B型事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者(就労継続支援B型従事者)が、就労継続支援B型計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、就労継続支援B型計画等に位置付けられた内容の指定就労継続支援B型等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 6 の注</p>
8 利用者負担上限額管理加算	<p>指定就労継続支援B型事業者等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 7 の注</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
9 食事提供体制加算	<p>低所得者等であって就労継続支援B型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当就労継続支援B型の利用者に対して、指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定就労継続支援B型事業所等及び基準該当就労継続支援B型事業所において、食事の提供を行った場合に、平成30年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 8 の注</p>
10 福祉専門職員配置等加算	<p>(1) 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については、第2の1の(1)、指定障害福祉サービス基準第220条第1項第4号若しくは第5号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により置くべき職業指導員又は生活支援員（職業指導員等）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(3) 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は(2)の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合は、算定していないか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 9 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 9 の注 2</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 9 の注 3</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
11 欠席時対応加算	<p>① 職業指導員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分75以上であること。</p> <p>② 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p> <p>指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所において指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労継続支援B型従業者又は基準該当就労継続支援B型事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 14 の 10 の注
12 医療連携体制加算	<p>(1) 医療連携体制加算（Ⅰ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等（特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。（2）において同じ。）に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。</p> <p>(2) 医療連携体制加算（Ⅱ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度とし、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。</p> <p>(3) 医療連携体制加算（Ⅲ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 11 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 11 の注 2</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 11 の注 3</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(4) 医療連携体制加算(Ⅳ)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)又は(2)を算定している場合にあつては、算定しない。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 11 の注 4</p>
13 施設外就労加算	<p>指定就労継続支援B型事業所等において、1月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための2日を除く日数を限度として、平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」の三十五に定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 12 の注 平 18 厚告 543 の三十五</p>
14 重度者支援体制加算	<p>(1) 重度者支援体制加算(Ⅰ)については、指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援B型等の利用者の数の100分の50以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 重度者支援体制加算(Ⅱ)については、指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援B型等の利用者の数の100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)の重度者支援体制加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 13 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 13 の注 2</p>
15 目標工賃達成指導員配置加算	<p>目標工賃達成指導員(各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員)を常勤換算方法で1人以上配置し、当該職業指導員及び生活支援員の総数が平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の六のロに定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 14 の注 平 18 厚告 551 の六のロ</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
16 送迎加算	<p>平成 24 年厚生労働省告示第 268 号「厚生労働大臣が定める送迎」の三に定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援 B 型事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労継続支援 B 型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 15 の注 平 24 厚告 268 の三準用（一）</p>
17 障害福祉サービスの体験的利用支援加算	<p>指定障害者支援施設等において指定就労継続支援 B 型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定しているか。</p> <p>① 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合</p> <p>② 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 16 の注</p>
18 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号「厚生労働大臣が定める基準」の三十八の基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所又は基準該当就労継続支援 B 型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。19 において同じ。）が、利用者に対して指定就労継続支援 B 型等又は基準該当就労継続支援 B 型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>（1）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 2 から 17 までにより算定した単位数の 1000 分の 38 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 50 に相当する単位数）</p> <p>（2）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 2 から 17 までにより算定した単位数の 1000 分の 21 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 28 に相当する単位数）</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 17 の注 平 18 厚告 543 の三十八</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>19 福祉・介護職員処遇改善特別加算</p>	<p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(4) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」の三十九の基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、2から17までにより算定した単位数の1000分の7に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の9に相当する単位数)を所定単位数に加算しているか。ただし、18の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 18 の注 平 18 厚告 543 の三十九</p>

主眼事項及び着眼点（指定共同生活援助）

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第1 基本方針</p>	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定共同生活援助を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定共同生活援助を提供しているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定共同生活援助の提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(4) 指定共同生活援助の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行っているか。</p>	<p>法第43条 平18厚令171 第3条第1項</p> <p>平18厚令171 第3条第2項</p> <p>平18厚令171 第3条第3項</p> <p>平18厚令171 第207条</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 指定共同生活援助事業所の従業者の員数</p> <p>(1) 世話人</p> <p>(2) 生活支援員</p>	<p>指定共同生活援助事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。</p> <p>指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。</p> <p>指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次の①から④までに掲げる数の合計数以上となっているか。</p> <p>① 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）（区分省令）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数</p> <p>② 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数</p> <p>③ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数</p> <p>④ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数</p>	<p>法第43条 第1項 平18厚令171 第208条第1項</p> <p>平18厚令171 第208条第1項 第1号</p> <p>平18厚令171 第208条第1項 第2号 平26厚令5 第1条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
(3) サービス管理責任者	<p>指定共同生活援助事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。</p> <p>① 利用者の数が 30 以下 1 以上</p> <p>② 利用者の数が 31 以上 1 に、利用者の数が 30 を超えて 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p>	平 18 厚令 171 第 208 条第 1 項第 3 号
(4) 利用者数の算定	(1)から(3)の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。	平 18 厚令 171 第 208 条第 2 項
(5) 職務の専従	(1)から(3)に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら当該指定共同生活援助事業所の職務に従事する者となっているか。 (ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)	平 18 厚令 171 第 208 条第 3 項
(6) 管理者	<p>① 指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 (ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)</p> <p>② 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者となっているか。</p>	平 18 厚令 171 第 209 条第 1 項 平 18 厚令 171 第 209 条第 2 項
第 3 設備に関する基準 設備	<p>① 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（入所施設）又は病院の敷地外にあるようになっているか。</p> <p>② 指定共同生活援助事業所は、1 以上の共同生活住居（サテライト型住居を除く。以下この②、④から⑥までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は 4 人以上となっているか。</p> <p>③ 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫したものとなっているか。</p> <p>④ 共同生活住居は、その入居定員は 2 人以上 10 人以下となっているか。 ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員は 2 人以上 20 人（都道府県知事が特に必要があると認めるときは 30 人）以下となっているか。</p>	法第 43 条第 2 項 平 18 厚令 171 第 210 条第 1 項 平 18 厚令 171 第 210 条第 2 項 平 18 厚令 171 第 210 条第 3 項 平 18 厚令 171 第 210 条第 4 項

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>⑤ 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、都道府県知事が特に必要があると認めるときは、④の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員は2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）となっているか。</p> <p>⑥ 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。</p> <p>⑦ ユニットの入居定員は、2人以上10人以下となっているか。</p> <p>⑧ ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けているか。その基準は次のとおりとなっているか。 ア 1の居室の定員は、1人とすること。 （ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。） イ 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。</p> <p>⑨ サテライト型住居の基準は、次のとおりとなっているか。 ア 入居定員を1人とすること。 イ 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。 ウ 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。</p> <p>（経過措置） （1）平成18年厚生労働省令第171号（指定障害福祉サービス基準）の施行日（施行日）において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う指定共同生活援助事業者は、第3の①の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業を行うことができる。</p>	<p>平18厚令171第210条第5項</p> <p>平18厚令171第210条第6項</p> <p>平18厚令171第210条第7項</p> <p>平18厚令171第210条第8項</p> <p>平18厚令171第210条第9項</p> <p>平18厚令171附則第12条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
第 4 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意	<p>(2) 指定共同生活援助事業者は、施行日において現に存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第 3 の⑦及び⑧の規定にかかわらず、平成 18 年厚生労働省令第 58 号（旧指定基準）第 109 条第 2 項及び第 3 項に定める基準によることができる。</p>	平 18 厚令 171 附則第 18 条
	<p>(3) 施行日において現に存する身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる指定共同生活援助の事業について、第 3 の規定を適用する場合においては、当分の間、第 3 の⑦中「2 人以上 10 人以下」とあるのは「2 人以上 30 人以下」とし、第 3 の⑧のイの規定は、旧精神障害者福祉ホーム（障害者総合支援法施行令附則第 8 条の 2 に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）を除き、当分の間、適用しない。</p>	平 18 厚令 171 附則第 19 条
	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第 77 条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>指定共同生活援助事業者は、正当な理由がなく、指定共同生活援助の提供を拒んでいないか。</p> <p>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p>	法第 43 条第 2 項 平 18 厚令 171 第 213 条準用（第 9 条第 1 項） 平 18 厚令 171 第 213 条準用（第 9 条第 2 項） 平 18 厚令 171 第 213 条準用（第 11 条） 平 18 厚令 171 第 213 条準用（第 12 条）
2 提供拒否の禁止 3 連絡調整に対する協力		

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
4 受給資格の確認	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 14 条）
5 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、共同生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、共同生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 15 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 15 条第 2 項）</p>
6 心身の状況等の把握	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 16 条）
7 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 17 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 17 条第 2 項）</p>
8 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、当該指定共同生活援助の提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定共同生活援助を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 53 条の 2 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 53 条の 2 第 2 項）</p>
9 入退居	(1) 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供されているか。	平 18 厚令 171 第 210 条の 2 第 1 項

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
10 入退居の記録の記載等	<p>(2) 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。</p> <p>(4) 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(1) 指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(受給者証記載事項)を利用者の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 210 条の 2 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 210 条の 2 第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 210 条の 2 第 4 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 210 条の 3 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 210 条の 3 第 2 項</p>
11 指定共同生活援助事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定共同生活援助事業者が、指定共同生活援助を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 20 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 20 条 第 2 項)</p>
12 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 210 条の 4 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 210 条の 4 第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
13 利用者負担額に係る管理	<p>(3) 指定共同生活援助事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。</p> <p>① 食材料費</p> <p>② 家賃(障害者総合支援法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第2項において準用する同法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。)は、当該利用者に係る家賃の月額から同法第34条第2項において準用する同法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)</p> <p>③ 光熱水費</p> <p>④ 日用品費</p> <p>⑤ ①から④のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p>	平 18 厚令 171 第 210 条の 4 第 3 項
	<p>(4) 指定共同生活援助事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 210 条の 4 第 4 項
	<p>(5) 指定共同生活援助事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</p>	平 18 厚令 171 第 210 条の 4 第 5 項
	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。)が同一の月に当該指定共同生活援助事業者が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条 準用(第 170 条の 2 第 1 項)

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
14 訓練等給付費の額に係る通知等	<p>(2) 指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活援助事業者が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービスを提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p> <p>(1) 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領により市町村から指定共同生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 170 条の 2 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 23 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 23 条第 2 項）</p>
15 指定共同生活援助の取扱方針	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助に係る個別支援計画（共同生活援助計画）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 210 条の 5 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 210 条の 5 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 210 条の 5 第 3 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
16 共同生活援助計画の作成等	<p>(4) 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>(1) 指定共同生活援助事業所の管理者は、サービス管理責任者に共同生活援助計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定共同生活援助事業所が提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて共同生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p> <p>(5) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に係る会議を開催し、共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。</p> <p>(6) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p> <p>(7) サービス管理責任者は、共同生活援助計画を作成した際には、当該共同生活援助計画を利用者に交付しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 210 条の 5 第 4 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 58 条 第 1 項） 平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 58 条 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 58 条 第 3 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 58 条 第 4 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 58 条 第 5 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 58 条 第 6 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 58 条 第 7 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
17 サービス管理責任者の責務	<p>(8) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成後、共同生活援助計画の実施状況の把握（モニタリング（利用者についての継続的なアセスメントを含む。））を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて共同生活援助計画の変更を行っているか。</p> <p>(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(10) 共同生活援助計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。</p> <p>サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ② 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。 ③ 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。 ④ 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 58 条 第 8 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 58 条 第 9 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 58 条 第 10 項） 平 18 厚令 171 第 210 条の 6</p>
18 相談及び援助	<p>指定共同生活援助事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 60 条）</p>
19 介護及び家事等	<p>(1) 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。</p> <p>(2) 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 211 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 211 条第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
20 社会生活上の 便宜の供与等	<p>(3) 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による家事等を受けさせていないか。</p> <p>(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 211 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 211 条の 2 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 211 条の 2 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 211 条の 2 第 3 項</p>
21 緊急時等の 対応	<p>従業者は、現に指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 28 条)</p>
22 支給決定障害 者に関する市町 村への通知	<p>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定共同生活援助の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 88 条)</p>
23 管理者の責務	<p>(1) 指定共同生活援助事業所の管理者は、当該指定共同生活援助事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業所の管理者は、当該指定共同生活援助事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第 14 章 (第 5 節を除く。) の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 66 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 66 条 第 2 項)</p>
24 運営規程	<p>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 入居定員</p>	<p>平 18 厚令 171 第 211 条の 3</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
25 勤務体制の確保等	<p>④ 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>⑤ 入居に当たっての留意事項</p> <p>⑥ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑦ 非常災害対策</p> <p>⑧ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑩ その他運営に関する重要事項</p> <p>(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) (1)の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業員によって指定共同生活援助を提供しているか。(ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合はこの限りではない。)</p> <p>(4) 指定共同生活援助事業者は、(3)ただし書により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p> <p>(5) 指定共同生活援助事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 212 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 212 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 212 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 212 条第 4 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 212 条第 5 項</p>
26 支援体制の確保	<p>指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 212 条の 2</p>
27 定員の遵守	<p>指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 212 条の 3</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
28 非常災害対策	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 70 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 70 条 第 2 項)</p>
29 衛生管理等	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 90 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 90 条 第 2 項)</p>
30 協力医療機関等	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 212 条の 4 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 212 条の 4 第 2 項</p>
31 掲示	<p>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 92 条)</p>
32 秘密保持等	<p>(1) 指定共同生活援助事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、他の指定共同生活援助事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 36 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 36 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 36 条 第 3 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
33 情報の提供等	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定共同生活援助事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、当該指定共同生活援助事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしていないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 37 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 37 条第 2 項）</p>
34 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 38 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 38 条第 2 項）</p>
35 苦情解決	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 39 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 39 条第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 39 条第 3 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
36 事故発生時の対応	<p>(4) 指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 39 条第 4 項）</p>
	<p>(5) 指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 39 条第 5 項）</p>
	<p>(6) 指定共同生活援助事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 39 条第 6 項）</p>
	<p>(7) 指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 39 条第 7 項）</p>
	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 40 条第 1 項）</p>
	<p>(2) 指定共同生活援助事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 40 条第 2 項）</p>
	<p>(3) 指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 40 条第 3 項）</p>
37 会計の区分	<p>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに経理を区分するとともに、指定共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 41 条）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
38 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 73 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 73 条第 2 項）</p>
39 地域との連携等	<p>指定共同生活援助事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 74 条）</p>
40 記録の整備	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定共同生活援助を提供した日から 5 年間保存しているか。</p> <p>① 共同生活援助計画</p> <p>② サービスの提供の記録</p> <p>③ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録</p> <p>④ 身体拘束等の記録</p> <p>⑤ 苦情の内容等の記録</p> <p>⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>（地域移行支援型ホーム、特例）</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 75 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 75 条第 2 項）</p>
<p>1 地域移行支援型ホーム</p> <p>(1) 地域移行支援型ホームの特例</p>	<p>① 次のいずれにも該当するものとして都道府県知事が認めた場合においては、平成 37 年 3 月 31 日までの間、第 3 の①の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業を行うことができる。</p> <p>ア 当該都道府県又は当該共同生活住居の所在地を含む区域における指定共同生活援助の量が事業を開始する時点において、都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県又は当該区域の指定共同生活援助の必要な量に満たない都道府県又は区域内において事業を行うものであるか。</p>	<p>平 18 厚令 171 附則第 7 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 附則第 7 条 第 1 項第 1 号 平 17 法 123 第 89 条第 1 項、第 2 項第 2 号</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>(2) 共同生活住居の構造等</p> <p>(3) 指定共同生活援助の提供期間</p> <p>(4) 指定共同生活援助の取扱方針</p> <p>(5) 共同生活援助計画の作成等</p> <p>(6) 協議の場の設置</p>	<p>イ 当該病院の精神病床の減少を伴うものであるか。</p>	<p>平 18 厚令 171 附則第 7 条 第 1 項第 2 号</p>
	<p>② ①の規定により指定共同生活援助の事業を行う事業所（地域移行支援型ホーム）における指定共同生活援助の事業について第 3 の②から⑨までの規定を適用する場合においては、②中「4人以上」とあるのは「4人以上 30人以下」とする。</p>	<p>平 18 厚令 171 附則第 7 条 第 2 項</p>
	<p>地域移行支援型ホームにおいて地域移行支援型ホーム事業者が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確保するものであるか。</p>	<p>平 18 厚令 171 附則第 7 条の 2</p>
	<p>地域移行支援型ホーム事業者は、利用者に対し、指定共同生活援助を提供する場合、原則として 2 年以内とされているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 附則第 8 条</p>
	<p>地域移行支援型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行支援型ホーム以外の指定共同生活援助事業所（住宅等）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から(23)に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 附則第 9 条</p>
	<p>地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業について第 4 の 16 の規定を適用する場合には、同(2)中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から（経過措置）1の(3)に定める期間内に（経過措置）1の(4)に規定する住宅等に移行すること」と、同(4)中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」としているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 附則第 10 条</p>
<p>① 地域移行支援型ホーム事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会（地域移行推進協議会）を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 附則第 11 条 第 1 項</p>	
<p>② 地域移行支援型ホーム事業者は、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（協議会等）に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 附則第 11 条 第 2 項</p>	

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
2 指定共同生活 援助事業所にお いて個人単位で 居宅介護等を利用 する場合の特 例	<p>(1) 第4の19の(3)の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、平成26年厚生労働省令第5号「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」の第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成30年3月31日までの間、当該利用者については、適用していないか。</p> <p>(2) 第4の19の(3)の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。)の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成30年3月31日までの間、当該利用者については、適用していないか。</p> <p>① 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること</p> <p>② 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること</p> <p>(3) (1)及び(2)の場合において、第2の1(2)②から④中「利用者の数」とあるのは「利用者の数(経過措置)2の(1)又は(2)の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数)」としているか。</p>	<p>平18厚令171 附則第18条の2 第1項</p> <p>平18厚令171 附則第18条の2 第2項</p> <p>平18厚令171 附則第18条の2 第3項</p>
第5 外部サービス 利用型指定 共同生活援助 の事業の基本 方針	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(個別支援計画)を作成し、これに基づき利用者に対して外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しているか。</p>	<p>法第43条</p> <p>平18厚令171 第3条第1項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第 6 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の人員に関する基準</p> <p>1 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者の員数</p> <p>(1) 世話人</p> <p>(2) サービス管理責任者</p> <p>(3) 利用者数の算定</p>	<p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 3 条第 2 項</p>
	<p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 3 条第 3 項</p>
	<p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 3</p>
	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。</p>	<p>法第 43 条第 1 項</p>
	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 6 で除した数以上となっているか。(ただし、平成 26 年 4 月 1 日に現に存する指定共同生活援助事業所における世話人の員数については、当分の間、常勤換算方法で、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者の数を 10 で除した数以上となっているか。)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 4 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 4 第 1 項第 1 号</p>
	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。</p> <p>① 利用者の数が 30 以下 1 以上</p> <p>② 利用者の数が 31 以上 1 に利用者の数が 30 を超えて 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 4 第 1 項第 2 号</p>
<p>(1)及び(2)の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 4 第 2 項</p>	

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
(4) 職務の専従 (5) 管理者 第7 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の設備に関する基準設備	(1)及び(2)に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者となっているか。 (ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)	平 18 厚令 171 第 213 条の 4 第 3 項
	① 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 (ただし、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)	平 18 厚令 171 第 213 条の 5 準用 (第 209 条 第 1 項)
	② 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者となっているか。	平 18 厚令 171 第 213 条の 5 準用 (第 209 条 第 2 項)
		法第 43 条 第 2 項
	① 外部サービス利用型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設(入所施設)又は病院の敷地外にあるようになっているか。 ② 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居(サテライト型住居を除く。以下この②、④から⑥までにおいて同じ。)を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上となっているか。 ③ 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫したものとなっているか。 ④ 共同生活住居は、その入居定員は2人以上10人以下となっているか。 ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員は2人以上20人(都道府県知事が特に必要があると認めるときは30人)以下となっているか。	平 18 厚令 171 第 213 条の 6 準用 (第 210 条 第 1 項) 平 18 厚令 171 第 213 条の 6 準用 (第 210 条 第 2 項) 平 18 厚令 171 第 213 条の 6 準用 (第 210 条 第 3 項) 平 18 厚令 171 第 213 条の 6 準用 (第 210 条 第 4 項)

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>⑤ 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、都道府県知事が特に必要があると認めるときは、④の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員は2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）となっているか。</p> <p>⑥ 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。</p> <p>⑦ ユニットの入居定員は、2人以上10人以下となっているか。</p> <p>⑧ ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けているか。その基準は次のとおりとなっているか。 ア 1の居室の定員は、1人とする事。（ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とする事ができる。） イ 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする事。</p> <p>⑨ サテライト型住居の基準は、次のとおりとなっているか。 ア 入居定員を1人とする事。 イ 日常生活を営む上で必要な設備を設ける事。 ウ 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする事。</p> <p>（経過措置） (1) 平成18年厚生労働省令第171号（指定障害福祉サービス基準）の施行日（施行日）において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、第7の①の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行うことができる。</p>	<p>平18厚令171第213条の6準用（第210条第5項）</p> <p>平18厚令171第213条の6準用（第210条第6項）</p> <p>平18厚令171第213条の6準用（第210条第7項）</p> <p>平18厚令171第213条の6準用（第210条第8項）</p> <p>平18厚令171第213条の6準用（第210条第9項）</p> <p>平18厚令171附則第12条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第 8 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、施行日において現に存する共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第 7 の⑦及び⑧の規定にかかわらず、平成 18 年厚生労働省令第 58 号（旧指定基準）第 109 条第 2 項及び第 3 項に定める基準によることができる。</p>	<p>平 18 厚令 171 附則第 18 条</p>
	<p>(3) 施行日において現に存する身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる外部サービス利用型指定共同生活援助の事業については、第 7 の規定を適用する場合においては、当分の間、第 7 の⑦中「2 人以上 10 人以下」とあるのは「2 人以上 30 人以下」とし、第 3 の⑧のイの規定は、旧精神障害者福祉ホーム（障害者総合支援法施行令附則第 8 条の 2 に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）を除き、当分の間、適用しない。</p>	<p>平 18 厚令 171 附則第 19 条</p>
	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p>	<p>法第 43 条 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 7 第 1 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第 77 条の規定に基づき、書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	平 18 厚令 171 第 213 条の 7 第 2 項
2 提供拒否の禁止	外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、正当な理由がなく、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を拒んでいないか。	平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 11 条)
3 連絡調整に対する協力	外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 12 条)
4 受給資格の確認	外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 14 条)
5 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 15 条第 1 項)
	(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 15 条第 2 項)
6 心身の状況等の把握	外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 16 条)
7 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 17 条第 1 項)

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
8 サービスの提供の記録	<p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 17 条第 2 項)
9 入退居	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から外部サービス利用型指定共同生活援助を提供したことについて確認を受けているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 53 条の 2 第 1 項)
9 入退居	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供されているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。</p> <p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 210 条の 2 第 1 項)
10 入退居の記録の記載等	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(受給者証記載事項)を利用者の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 210 条の 3 第 1 項)

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
11 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 20 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 20 条 第 2 項)</p>
12 利用者負担額等の受領	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該外部サービス利用型指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該外部サービス利用型指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。 ① 食材料費 ② 家賃(障害者総合支援法第 34 条第 1 項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第 2 項において準用する同法第 29 条第 4 項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者を支払われた場合に限る。)は、当該利用者に係る家賃の月額から同法第 34 条第 2 項において準用する同法第 29 条第 5 項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。) ③ 光熱水費 ④ 日用品費</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 210 条 の 4 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 210 条 の 4 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 210 条 の 4 第 3 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
13 利用者負担額に係る管理	<p>⑤ ①から④のほか、外部サービス利用型指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p>	
	<p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 210 条の 4 第 4 項)</p>
	<p>(5) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 210 条の 4 第 5 項)</p>
	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）が同一の月に当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該外部サービス利用型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 170 条の 2 第 1 項)</p>
	<p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該外部サービス利用型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 170 条の 2 第 2 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
14 訓練等給付費の額に係る通知等	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、法定代理受領により市町村から外部サービス利用型指定共同生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない外部サービス利用型指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用（第 23 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用（第 23 条第 2 項）</p>
15 外部サービス利用型指定共同生活援助の取扱方針	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助に係る個別支援計画（外部サービス利用型共同生活援助計画）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を行う場合には、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その提供する外部サービス利用型指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用（第 210 条の 5 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用（第 210 条の 5 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用（第 210 条の 5 第 3 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用（第 210 条の 5 第 4 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
16 外部サービス利用型共同生活援助計画の作成等	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は、サービス管理責任者に外部サービス利用型共同生活援助計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者については、適切な方法により、利用者については、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、外部サービス利用型指定共同生活援助の目標及びその達成時期、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した外部サービス利用型共同生活援助計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて外部サービス利用型共同生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p> <p>(5) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の作成に係る会議を開催し、外部サービス利用型共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。</p> <p>(6) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p> <p>(7) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画を作成した際には、当該外部サービス利用型共同生活援助計画を利用者に交付しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用（第 58 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用（第 58 条第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用（第 58 条第 3 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用（第 58 条第 4 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用（第 58 条第 5 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用（第 58 条第 6 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用（第 58 条第 7 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
17 サービス管理 責任者の責務	<p>(8) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の作成後、外部サービス利用型共同生活援助計画の実施状況の把握（モニタリング（利用者についての継続的なアセスメントを含む。））を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、外部サービス利用型共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて外部サービス利用型共同生活援助計画の変更を行っているか。</p> <p>(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(10) 外部サービス利用型共同生活援助計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。</p> <p>サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ② 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。 ③ 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。 ④ 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用（第 58 条 第 8 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用（第 58 条 第 9 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用（第 58 条 第 10 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用（第 210 条の 6）</p>
18 相談及び援助	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用（第 60 条）</p>
19 介護及び家事 等	<p>(1) 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用（第 211 条 第 1 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
20 社会生活上の 便宜の供与等	<p>(2) 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による家事等を受けさせていないか。</p> <p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 211 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 211 条第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 211 条の 2 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 211 条の 2 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 211 条の 2 第 3 項)</p>
21 緊急時等の対応	<p>従業者は、現に外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 28 条)</p>
22 支給決定障害者に関する市町村への通知	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 88 条)</p>
23 管理者の責務	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 66 条第 1 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
24 受託居宅介護サービスの提供	<p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第14章第5節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 66 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 8 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 8 第 2 項</p>
25 運営規程	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 入居定員 ④ 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑤ 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地 ⑥ 入居に当たっての留意事項 ⑦ 緊急時等における対応方法 ⑧ 非常災害対策 ⑨ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他運営に関する重要事項 	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 9</p>
26 受託居宅介護サービス事業者への委託	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行っているか。</p> <p>(2) 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者となっているか。</p> <p>(3) 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は指定居宅介護となっているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 10 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 10 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 10 第 3 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
27 勤務体制の確保等	<p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、(1)に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結しているか。</p> <p>(5) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行っているか。</p> <p>(6) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p> <p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) (1)の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業者の従業員によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しているか。</p> <p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 10 第 4 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 10 第 5 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 10 第 6 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 第 4 項</p>
28 支援体制の確保	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 212 条の 2)</p>
29 定員の遵守	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 212 条の 3)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
30 非常災害対策	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 70 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 70 条第 2 項)</p>
31 衛生管理等	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 90 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 90 条第 2 項)</p>
32 協力医療機関等	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 212 条の 4 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 212 条の 4 第 2 項)</p>
33 掲示	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 92 条)</p>
34 秘密保持等	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 36 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 36 条第 2 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
35 情報の提供等	<p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、他の外部サービス利用型指定共同生活援助事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p> <p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 36 条第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 37 条第 1 項)</p>
36 利益供与等の禁止	<p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしていないか。</p> <p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 37 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 38 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 38 条第 2 項)</p>
37 苦情解決	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 39 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 39 条第 2 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。</p>	<p>平18厚令171第213条の12準用(第39条第3項)</p> <p>平18厚令171第213条の12準用(第39条第4項)</p> <p>平18厚令171第213条の12準用(第39条第5項)</p> <p>平18厚令171第213条の12準用(第39条第6項)</p> <p>平18厚令171第213条の12準用(第39条第7項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
38 事故発生時の対応	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 40 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 40 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 40 条第 3 項)</p>
39 会計の区分	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに経理を区分するとともに、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 41 条)</p>
40 身体拘束等の禁止	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為 (身体拘束等) を行っていないか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 73 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 73 条第 2 項)</p>
41 地域との連携等	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 74 条)</p>
42 記録の整備	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した日から 5 年間保存しているか。</p> <p>① 外部サービス利用型共同生活援助計画</p> <p>② サービスの提供の記録</p> <p>③ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 75 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 12 準用 (第 75 条第 2 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>1 地域移行支援型ホーム (1) 地域移行支援型ホームの特例</p> <p>(2) 共同生活住居の構造等</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助の提供期間</p> <p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の取扱方針</p>	<p>④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(地域移行支援型ホーム)</p> <p>① 次のいずれにも該当するものとして都道府県知事が認めた場合においては、平成37年3月31日までの間、第7の①の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行うことができる。</p> <p>ア 当該都道府県又は当該共同生活住居の所在地を含む区域における外部サービス利用型指定共同生活援助の量が事業を開始する時点において、都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県又は当該区域の外部サービス利用型指定共同生活援助の必要な量に満たない都道府県又は区域内において事業を行うものであるか。</p> <p>イ 当該病院の精神病床の減少を伴うものであるか。</p> <p>② ①の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所（地域移行支援型ホーム）における外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について第7の②から⑨までの規定を適用する場合においては、②中「4人以上」とあるのは「4人以上30人以下」とする。</p> <p>地域移行支援型ホームにおいて地域移行支援型ホーム事業者が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確保するものであるか。</p> <p>地域移行支援型ホーム事業者は、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する場合、原則として2年以内とされているか。</p> <p>地域移行支援型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行型ホーム以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（住宅等）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から(3)に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 附則第 7 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 附則第 7 条 第 1 項第 1 号 平 17 法 123 第 89 条第 1 項、第 2 項第 2 号</p> <p>平 18 厚令 171 附則第 7 条 第 1 項第 2 号 平 18 厚令 171 附則第 7 条 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 附則第 7 条の 2</p> <p>平 18 厚令 171 附則第 8 条</p> <p>平 18 厚令 171 附則第 9 条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
(5) 外部サービス利用型共同生活援助計画の作成等	地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について第8の16の規定を適用する場合においては、同(2)中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から(経過措置)1の(3)に定める期間内に(経過措置)1の(4)に規定する住宅等に移行すること」と、同(4)中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」としているか。	平18厚令171附則第10条
(6) 協議の場の設置	<p>① 地域移行支援型ホーム事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会(地域移行推進協議会)を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。</p> <p>② 地域移行支援型ホーム事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(協議会等)に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。</p>	<p>平18厚令171附則第11条第1項</p> <p>平18厚令171附則第11条第2項</p>
第9 変更の届出等	<p>(1) 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定共同生活援助の事業又は当該外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、当該指定共同生活援助の事業又は当該外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>法第46条第1項施行規則第34条の23</p> <p>法第46条第2項施行規則第34条の23</p>
第10 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い		法第29条第3項

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
1 基本事項	<p>(1) 指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助に要する費用の額は、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号の別表「介護給付費等単位数表」の第 15 により算定する単位数に、平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助に要した費用の額となっているか。)</p> <p>(2) (1)の規定により、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 の一 平 18 厚告 539</p> <p>法第 29 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚告 523 の二</p>
2 共同生活援助サービス費	<p>(1) 共同生活援助サービス費については、障害者（身体障害者にあつては、65 歳未満の者又は 65 歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業を行う者が当該事業を開始した日において、精神科病院に 1 年以上入院している精神障害者に限る。）に対して、指定共同生活援助を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 共同生活援助サービス費（Ⅰ）については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を 4 で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(3) 共同生活援助サービス費（Ⅱ）については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を 5 で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所（(2)に規定する指定共同生活援助事業所を除く。）において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の注 2</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の注 3</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令																		
	<p>(4) 共同生活援助サービス費 (Ⅲ) については、(2) 及び(3) に規定する指定共同生活援助事業所以外の指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(5) 平成 30 年 3 月 31 日までの間、指定共同生活援助事業所において、個人単位で居宅介護等を利用する場合の利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、(2) から(4) までにかかわらず、次の①から③までの場合に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>①(2) に規定する指定共同生活介護事業所の場合</p> <table border="0" data-bbox="555 779 1040 873"> <tr> <td>ア 区分 6</td> <td>444 単位</td> </tr> <tr> <td>イ 区分 5</td> <td>398 単位</td> </tr> <tr> <td>ウ 区分 4</td> <td>365 単位</td> </tr> </table> <p>②(3) に規定する指定共同生活介護事業所の場合</p> <table border="0" data-bbox="555 936 1040 1030"> <tr> <td>ア 区分 6</td> <td>393 単位</td> </tr> <tr> <td>イ 区分 5</td> <td>347 単位</td> </tr> <tr> <td>ウ 区分 4</td> <td>314 単位</td> </tr> </table> <p>③(4) に規定する指定共同生活介護事業所の場合</p> <table border="0" data-bbox="555 1093 1040 1187"> <tr> <td>ア 区分 6</td> <td>360 単位</td> </tr> <tr> <td>イ 区分 5</td> <td>313 単位</td> </tr> <tr> <td>ウ 区分 4</td> <td>281 単位</td> </tr> </table> <p>(6) 共同生活援助サービス費 (Ⅳ) については、一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助 (1 回当たり連続 30 日以内のものに限る。) を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年 50 日以内に限り、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(7) 共同生活援助サービス費 ((5) に規定する場合を含む。) の算定に当たって、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>(ただし、③及び⑤に該当する場合にあっては、③に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た額を、④及び⑤に該当する場合にあっては、④に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た額を算定しているか。)</p> <p>① 従業者の員数が平成 18 年厚生労働省告示第 550 号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の十の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合 同表の下欄に掲げる割合</p>	ア 区分 6	444 単位	イ 区分 5	398 単位	ウ 区分 4	365 単位	ア 区分 6	393 単位	イ 区分 5	347 単位	ウ 区分 4	314 単位	ア 区分 6	360 単位	イ 区分 5	313 単位	ウ 区分 4	281 単位	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 注 4</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 注 5</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 注 6</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 注 7</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 注 7 の(1) 平 18 厚告 550 の 十</p>
ア 区分 6	444 単位																			
イ 区分 5	398 単位																			
ウ 区分 4	365 単位																			
ア 区分 6	393 単位																			
イ 区分 5	347 単位																			
ウ 区分 4	314 単位																			
ア 区分 6	360 単位																			
イ 区分 5	313 単位																			
ウ 区分 4	281 単位																			

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
2 の 2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費	② 指定共同生活援助の提供に当たって、共同生活援助計画が作成されていない場合 100 分の 95	平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の注 7 の (2)
	③ 共同生活住居の入居定員が 8 人以上である場合 100 分の 95	平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の注 7 の (3)
	④ 共同生活住居の入居定員が 21 人以上である場合 100 分の 93	平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の注 7 の (4)
	⑤ 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員（サテライト型住居に係る入居定員を含む。）の合計数が 21 人以上である場合 100 分の 95	平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の注 7 の (5)
	(8) 利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間（(5)の適用を受けている間に限る。）及び重度訪問介護を受けている間（(5)の適用を受けている間に限る。）を除く。）は、共同生活援助サービス費を算定していないか。	平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の注 8
	(1) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費については、障害者（身体障害者にあつては、65 歳未満の者又は 65 歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を開始した日において精神科病院に 1 年以上入院している精神障害者に限る。）に対して、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、所定単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の注 1
(2) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I)については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を 4 で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の注 2	

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(3) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ)については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(2)に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。)において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(4) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(2)及び(3)に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。)において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(5) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ)については、(2)から(4)までに定める以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(平成25年厚生労働省令第124号「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」の附則第4条の規定の適用を受ける外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に限る。)において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(6) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ)については、一時的に体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、基本サービス(1回当たり連続30日以内のものに限る。)を提供した場合に、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(7) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費の算定に当たって、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 3</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 4</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 5</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 6</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 7</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>2 の 3 受託居宅 介護サービス費</p> <p>2 の 4 福祉専門 職員配置等加算</p>	<p>① 従業者の員数が平成 18 年厚生労働省告示第 550 号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の十一の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合 同表の下欄に掲げる割合</p> <p>② 基本サービスの提供に当たって、外部サービス利用型共同生活援助計画が作成されていない場合 100 分の 95</p> <p>③ 共同生活住居の入居定員が 8 人以上である場合 100 分の 90</p> <p>④ 共同生活住居の入居定員が 21 人以上である場合 100 分の 87</p> <p>(8) 利用者が外部サービス利用型指定共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間は、外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定していないか。</p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者（区分 2 以上に該当する利用者に限る。）に対して、受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯において、外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けられた内容の受託居宅介護サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p> <p>(1) 福祉専門職員配置等加算（I）については、世話人又は生活支援員（世話人等）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が 100 分の 35 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 7 の (1) 平 18 厚告 550 の 十一</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 7 の (2)</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 7 の (3)</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 7 の (4)</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 8</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 3 の注</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 4 の注 1</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
2 の 4 の 2 視 覚 ・ 聴 覚 言 語 障 害 者 支 援 体 制 加 算	<p>(2) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。</p>	平 18 厚 告 523 別 表 第 15 の 1 の 4 の 注 2
	<p>(3) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(2)の福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>① 世話人等とし配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>② 世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p>	平 18 厚 告 523 別 表 第 15 の 1 の 4 の 注 3
	<p>視覚障害者等である指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が、当該指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、第2の1又は第6の1に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 18 厚 告 523 別 表 第 15 の 1 の 4 の 2 の 注

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
2 の 5 夜間支援等体制加算	<p>(1) 夜間支援等体制加算（Ⅰ）については、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 夜間支援等体制加算（Ⅱ）については、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)の夜間支援等体制加算（Ⅰ）の算定対象となる利用者については、算定しない。</p> <p>(3) 夜間支援等体制加算（Ⅲ）については、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)の夜間支援等体制加算（Ⅰ）又は(2)の夜間支援等体制加算（Ⅱ）の算定対象となる利用者については、算定しない。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 5 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 5 の注 2</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 5 の注 3</p>
2 の 6 重度障害者支援加算	<p>平成 18 年厚生労働省告示第 551「厚生労働大臣が定める施設基準」の七のイに定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、主眼事項及び着眼点（指定重度障害者等包括支援）の第 6 の 2 の(1)に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者（指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受ける利用者を除く。）に対して指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 6 の注 平 18 厚告 551 の七のイ</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
2 の 7 日中支援 加算	<p>(1) 日中支援加算 (I) については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、高齢又は重度の障害者 (65 歳以上又は障害支援区分 4 以上の障害者をいう。) であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じ、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定共同生活援助事業所にあつては、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に支援を行った場合には、算定しない。</p> <p>(2) 日中支援加算 (II) については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であつて、当該支援を行った日が 1 月につき 2 日を超える場合に、当該 2 日を超える期間について、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 7 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 7 の注 2</p>
3 自立生活支援 加算	<p>居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者 (利用期間が 1 月を超えると見込まれる者に限る。) の退居に先立って、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者が、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中 1 回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退居後 30 日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後 1 回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該利用者が、退居後に他の社会福祉施設に入所する場合等にあつては、加算しない。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 2 の 注</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
4 入院時支援特別加算	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、第2の1又は第6の1の規定により指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 3 の注
4 の 2 長期入院等支援特別加算	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、第2の1又は第6の1の規定により指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間（継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月に限る。）について、1日につき、所定単位数を加算しているか。ただし、4の入院時支援特別加算が算定される月に算定しない。</p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 3 の注
5 帰宅時支援加算	<p>利用者が共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 4 の注
6 長期帰宅時支援加算	<p>利用者が共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。（継続して外泊している者にあつては、外泊した初日から起算して3月に限る。）ただし、5の帰宅時支援加算が算定される期間は、算定しない。</p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 5 の注

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
7 地域生活移行 個別支援特別加算	平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の七のロ又は八のイに定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、平成 18 年厚生労働省告示第 556 号「厚生労働大臣が定める者」の九に定める者に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該利用者に対し、3 年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長を行った場合にあつては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1 日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 15 の 6 の注 平 18 厚告 551 の七のロ、八のイ 平 18 厚告 556 の九
8 医療連携体制加算	<p>(1) 医療連携体制加算（Ⅰ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。</p> <p>(2) 医療連携体制加算（Ⅱ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が 2 以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 回の訪問につき 8 名を限度とし、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。</p> <p>(3) 医療連携体制加算（Ⅲ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員 1 人に対し、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(4) 医療連携体制加算（Ⅳ）については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療連携体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合にあつては、算定しない。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 7 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 7 の注 2</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 7 の注 3</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 7 の注 4</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
9 通勤者生活支援加算	<p>(5) 医療連携体制加算(V)については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の七のハ又は八のロに定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助を行う指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行う外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第15の7の注5 平18厚告551の七のハ、八のロ</p> <p>平18厚告523別表第15の8の注</p>
10 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」の四十に定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。11において同じ。)が、利用者に対し、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算(I)</p> <p>① 指定共同生活援助事業所の場合 2から9まで(2の2及び2の3を除く。(2)の①及び11の(1)において同じ。)により算定した単位数の1000分の54に相当する単位数</p> <p>② 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 2の2から9まで(2の6を除く。(2)の②及び11の(2)において同じ。)により算定した単位数の1000分の124に相当する単位数</p>	<p>平18厚告523別表第15の9の注 平18厚告543の四十</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>11 福祉・介護職員処遇改善特別加算</p>	<p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)</p> <p>① 指定共同生活援助事業所の場合 2 から 9 までにより算定した単位数の 1000 分の 30 に相当する単位数</p> <p>② 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 2 の 2 から 9 までにより算定した単位数の 1000 分の 69 に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (2) により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数</p> <p>(4) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (2) により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数</p> <p>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号「厚生労働大臣が定める基準」の四十一に定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、利用者に対し、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、10 の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。</p> <p>(1) 指定共同生活援助事業所の場合 2 から 9 までにより算定した単位数の 1000 分の 10 に相当する単位数</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 2 の 2 から 9 までにより算定した単位数の 1000 分の 23 に相当する単位数</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 10 の注</p> <p>平 18 厚告 543 の四十一準用(三)</p>

主眼事項及び着眼点（指定地域移行支援）

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第1 基本方針</p>	<p>(1) 指定地域移行支援の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行われているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、自らその提供する指定地域移行支援の質の評価を行い、常にその改善を図られているか。</p>	<p>法第51条の23</p> <p>平24厚令27第2条第1項</p> <p>平24厚令27第2条第2項</p> <p>平24厚令27第2条第3項</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者</p> <p>(1) 指定地域移行支援従事者</p> <p>(2) 相談支援専門員</p> <p>2 管理者</p>	<p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに専らその職務に従事する者(指定地域移行支援従事者)を置いているか。 (ただし、指定地域移行支援の業務に支障がない場合は、当該指定地域移行支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)</p> <p>指定地域移行支援従事者のうち1人以上は、平成24年厚生労働省告示第226号「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める者」に定める相談支援専門員でなければならない。</p> <p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、指定地域移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域移行支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)</p>	<p>法第51条の23第1項</p> <p>平24厚令27第3条第1項</p> <p>平24厚令27第3条第2項 平24厚告226</p> <p>平24厚令27第4条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第3 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 契約内容の報告等</p> <p>3 提供拒否の禁止</p> <p>4 連絡調整に対する協力</p> <p>5 サービス提供困難時の対応</p> <p>6 受給資格の確認</p>	<p>(経過措置) 指定基準の施行の日(平成24年4月1日)前に、地域移行支援に準ずる事業を行っていた事業所であって、1の(2)の相談支援専門員の配置が困難であると都道府県知事(指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長)が認める場合は、当分の間、相談支援専門員を配置しないことができる。</p> <p>(1) 指定地域移行支援事業者は、地域相談支援給付決定障害者が指定地域移行支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った地域相談支援給付決定障害者(利用申込者)に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、23に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定地域移行支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>指定地域移行支援事業者は、正当な理由がなく、指定地域移行支援の提供を拒んでいないか。</p> <p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の利用について市町村又は指定特定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか</p> <p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域移行支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定地域移行支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供を求められた場合は、その者の提示する地域相談支援受給者証によって、地域相談支援給付費の支給対象者であること、地域相談支援給付決定の有無、地域相談支援給付決定の有効期間、地域相談支援給付量等を確認しているか。</p>	<p>平24厚令27附則第2条</p> <p>法第51条の23第2項 平24厚令27第5条第1項</p> <p>平24厚令27第5条第2項</p> <p>平24厚令27第6条</p> <p>平24厚令27第7条</p> <p>平24厚令27第8条</p> <p>平24厚令27第9条</p> <p>平24厚令27第10条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
7 地域相談支援 給付決定の申請 に係る援助	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 11 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 11 条第 2 項</p>
8 心身の状況等 の把握	<p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 12 条</p>
9 指定障害福祉 サービス事業者 等との連携等	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 13 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 13 条第 2 項</p>
10 身分を証する 書類の携行	<p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援従事者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 14 条</p>
11 サービスの提供 の記録	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を提供した際は、当該指定地域移行支援の提供日、内容その他必要な事項を、当該指定地域移行支援の提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、(1) の規定による記録に際しては、地域相談支援給付決定障害者から指定地域移行支援を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 15 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 15 条第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
12 指定地域移行支援事業者が地域相談支援給付決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定地域移行支援事業者が、指定地域移行支援を提供する地域相談支援給付決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該地域相談支援給付決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに地域相談支援給付決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、地域相談支援給付決定障害者に対して説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)又は(2)に規定する支払については、この限りでない)。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 16 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 16 条第 2 項</p>
13 地域相談支援給付費の額等の受領	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、法定代理受領を行わない指定地域移行支援を提供した際は、地域相談支援給付決定障害者から当該指定地域移行支援につき障害者総合支援法第 51 条の 14 第 3 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額）の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、地域相談支援給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定地域移行支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を地域相談支援給付決定障害者から受けることができるが、支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、(1)及び(2)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った地域相談支援給付決定障害者に対し交付しているか。</p> <p>(4) 指定地域移行支援事業者は、(2)の交通費については、あらかじめ、地域相談支援給付決定障害者に対し、その額について説明を行い、地域相談支援給付決定障害者の同意を得ているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 17 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 17 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 17 条第 3 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 17 条第 4 項</p>
14 地域相談支援給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、法定代理受領により指定地域移行支援に係る地域相談支援給付費の支給を受けた場合は、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を通知しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 18 条第 1 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
15 指定地域移行支援の具体的取扱方針	<p>(2) 指定地域移行支援事業者は、13の(1)の法定代理受領を行わない指定地域移行支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定地域移行支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を地域相談支援給付決定障害者に対して交付しているか。</p> <p>指定地域移行支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによるものとしているか。</p> <p>(1) 指定地域移行支援事業所の管理者は、指定地域移行支援従事者に、基本相談支援に関する業務及び地域移行支援計画の作成その他指定地域移行支援に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の指定地域移行支援従事者に対する技術的指導及び助言を行わせるものとする。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、地域移行支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定地域移行支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p>(4) 指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うものとする。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 18 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 19 条</p> <p>平 24 厚令 27 第 19 条第 1 号</p> <p>平 24 厚令 27 第 19 条第 2 号</p> <p>平 24 厚令 27 第 19 条第 3 号</p> <p>平 24 厚令 27 第 19 条第 4 号</p>
16 地域移行支援計画の作成等	<p>(1) 指定地域移行支援従事者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定地域移行支援に係る計画(地域移行支援計画)を作成しているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者面接しなければならない。この場合において、指定地域移行支援従事者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 20 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 20 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 20 条第 3 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
17 地域における生活に移行するための活動に関する支援	<p>(4) 指定地域移行支援従事者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標及びその達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定地域移行支援事業所が提供する指定地域移行支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて地域移行支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p>	平 24 厚令 27 第 20 条第 4 項
	<p>(5) 指定地域移行支援従事者は、計画作成会議を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めているか。</p>	平 24 厚令 27 第 20 条第 5 項
	<p>(6) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p>	平 24 厚令 27 第 20 条第 6 項
	<p>(7) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者に交付しているか。</p>	平 24 厚令 27 第 20 条第 7 項
	<p>(8) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行っているか。</p>	平 24 厚令 27 第 20 条第 8 項
	<p>(9) 地域移行支援計画に変更があった場合、(2)～(7)に準じて取り扱っているか。</p>	平 24 厚令 27 第 20 条第 9 項
	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。18 において同じ。)の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を提供するに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の的確な把握に努めているか。</p>	平 24 厚令 27 第 21 条第 1 項
	<p>(2) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対して(1)の支援を提供するに当たっては、おおむね週に一回以上、利用者との対面により行っているか。</p>	平 24 厚令 27 第 21 条第 2 項

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
18 障害福祉サービスの体験的な利用支援	指定地域移行支援事業者は、障害福祉サービスの体験的な利用支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行っているか。	平 24 厚令 27 第 22 条
19 体験的な宿泊支援	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、体験的な宿泊支援について、次に定める要件を満たす場所において行っているか。</p> <p>① 利用者が体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室を有するとともに、体験的な宿泊に必要な設備及び備品等を備えていること。</p> <p>② 衛生的に管理されている場所であること。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、体験的な宿泊支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができるが、委託により行っているか。</p>	平 24 厚令 27 第 23 条第 1 項 平 24 厚令 27 第 23 条第 2 項
20 関係機関との連絡調整等	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を提供するに当たっては、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の退院又は退所後の地域における生活に係る関係機関(24の(2)において「関係機関」という。)との連絡調整その他の便宜の供与を行っているか。	平 24 厚令 27 第 24 条
21 地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を受けている地域相談支援給付決定障害者が偽りその他不正な行為によって地域相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平 24 厚令 27 第 25 条
22 管理者の責務	<p>(1) 指定地域移行支援事業所の管理者は、指定地域移行支援従事者その他の従業者の管理、指定地域移行支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業所の管理者は、指定地域移行支援従事者に指定基準の第2章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	平 24 厚令 27 第 26 条第 1 項 平 24 厚令 27 第 26 条第 2 項
23 運営規程	<p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間</p> <p>④ 指定地域移行支援の提供方法及び内容並びに地域相談支援給付決定障害者から受領する費用及びその額</p>	平 24 厚令 27 第 27 条

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
24 勤務体制の確保等	<p>⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項</p> <p>(1) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対し、適切な指定地域移行支援を提供できるよう、指定地域移行支援事業所ごとに、指定地域移行支援従事者その他の従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに、当該指定地域移行支援事業所の指定地域移行支援従事者によって指定地域移行支援を提供しているか。 (ただし、18及び19の(2)の規定により、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行われる障害福祉サービスの体験的な利用支援及び体験的な宿泊支援並びに利用者の退院又は退所後の居住予定地が遠隔地にある場合における他の指定地域移行支援事業者への委託により行われる住居の確保及び関係機関との連絡調整その他の便宜の供与については、この限りでない。)</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、(2)ただし書の規定により指定地域移行支援に係る業務の一部を他の指定地域移行支援事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p> <p>(4) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 28 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 28 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 28 条第 3 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 28 条第 4 項</p>
25 設備及び備品等	<p>指定地域移行支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定地域移行支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 29 条</p>
26 衛生管理等	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 30 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 30 条第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
27 掲示等	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び地域移行支援の実施状況、指定地域移行支援従事者の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、(1)に規定する重要事項の公表に努めているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 31 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 31 条第 2 項</p>
28 秘密保持等	<p>(1) 指定地域移行支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、計画作成会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 32 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 32 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 32 条第 3 項</p>
29 情報の提供等	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を利用しようとする者が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定地域移行支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、当該指定地域移行支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 33 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 33 条第 2 項</p>
30 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定地域移行支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 34 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 34 条第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
31 苦情解決	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関し、障害者総合支援法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域移行支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関し、障害者総合支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定地域移行支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関し、障害者総合支援法第51条の27第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域移行支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定地域移行支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)の改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 35 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 35 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 35 条第 3 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 35 条第 4 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 35 条第 5 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 35 条第 6 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
32 事故発生時の対応	<p>(7) 指定地域移行支援事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力しているか。</p> <p>(1) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 35 条第 7 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 36 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 36 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 36 条第 3 項</p>
33 会計の区分	<p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域移行支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 37 条</p>
34 記録の整備	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定地域移行支援を提供した日から 5 年間保存しているか。</p> <p>① 提供した指定地域移行支援に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>② 地域移行支援計画</p> <p>③ 地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知に係る記録</p> <p>④ 苦情の内容等の記録</p> <p>⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>平 24 厚令 27 第 38 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 38 条第 2 項</p>
第 4 変更の届出等	<p>(1) 指定一般相談支援事業者は、当該指定に係る一般相談支援事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第 34 条の 58 で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域相談支援の事業を再開したときは、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>法第 51 条の 25 第 1 項 施行規則第 34 条の 58</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第5 地域移行支援サービス費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本事項</p>	<p>(2) 指定一般相談支援事業者は、当該指定地域相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(1) 指定地域相談支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第124号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」の別表地域相談支援給付費単位数表により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額となっているか。)</p> <p>(2) (1)の規定により指定地域相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>法第51条の25第2項 施行規則第34条の58</p> <p>法第51条の14第3項</p> <p>平24厚告124の一 平18厚告539</p> <p>法第51条の14第3項</p> <p>平24厚告124の二</p>
<p>2 地域移行支援サービス費</p>	<p>(1) 地域移行支援サービス費は、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して指定地域移行支援を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者が、指定基準第20条に定める基準を満たさないで、又は利用者との対面による支援を1月に2日以上行わないで指定地域移行支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。</p> <p>(3) 平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣が定める地域」に定める地域の精神科病院又は障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等に入院、入所等している地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域移行支援を行った場合（(2)に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平24厚告124別表第1の1の注1</p> <p>平24厚告124別表第1の1の注2</p> <p>平24厚告124別表第1の1の注3</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
2の2 初回加算	指定地域移行支援事業者が、指定地域移行支援を行った場合に、指定地域移行支援の利用を開始した月について、1月につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 124 別表第 1 の 1 の 2 の注
3 集中支援加算	指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者との対面による支援を1月に6日以上実施した場合(2の(2)に定める場合を除く。)に、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、4の退院・退所月加算が算定される月は、加算しない。	平 24 厚告 124 別表第 1 の 2 の 注
4 退院・退所月加算	指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者の精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等からの退院又は退所等をする日が属する月(翌月に退院、退所等することが確実に見込まれる場合であって、退院、退所等をする日が翌月の初日等であるときにあっては、退院、退所等をする日が属する月の前月)に、指定地域移行支援を行った場合(2の(2)に定める場合を除く。)に、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、当該地域相談支援給付決定障害者が、退院、退所後等をした後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。	平 24 厚告 124 別表第 1 の 3 の 注
5 障害福祉サービスの体験利用加算	指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合(2の(2)に定める場合を除く。)に、15日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 124 別表第 1 の 4 の 注
6 体験宿泊加算	(1) 体験宿泊加算(Ⅰ)については、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援(体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。)を提供した場合(2の(2)及び(2)に定める場合を除く。)に、体験宿泊加算(Ⅰ)及び体験宿泊加算(Ⅱ)を合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 (2) 体験宿泊加算(Ⅱ)については、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援を提供し、かつ、当該地域相談支援給付決定障害者の心身の状況に応じ、当該地域相談支援給付決定障害者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合(2の(2)に定める場合を除く。)に、体験宿泊加算(Ⅰ)及び体験宿泊加算(Ⅱ)を合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 124 別表第 1 の 5 の 注 1 平 24 厚告 124 別表第 1 の 5 の 注 2

主眼事項及び着眼点（指定地域定着支援）

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
第1 基本方針	<p>(1) 指定地域定着支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に行われているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行われているか。</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、自らその提供する指定地域定着支援の評価を行い、常にその改善を図られているか。</p>	<p>法第51条の23</p> <p>平24厚令27第39条第1項</p> <p>平24厚令27第39条第2項</p> <p>平24厚令27第39条第3項</p>
第2 人員に関する基準		法第51条の23第1項
1 従業者		
(1) 指定地域定着支援従事者	<p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに専らその職務に従事する者(指定地域定着支援従事者)を置いているか。 (ただし、指定地域定着支援の業務に支障がない場合は、当該指定地域定着支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)</p>	<p>平24厚令27第40条準用(第3条第1項)</p>
(2) 相談支援専門員	<p>指定地域定着支援従事者のうち1人以上は、平成24年厚生労働省告示第226号「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める者」に定める相談支援専門員でなければならない。</p>	<p>平24厚令27第40条準用(第3条第2項)</p> <p>平24厚告226</p>
2 管理者	<p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、指定地域定着支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域定着支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)</p>	<p>平24厚令27第40条準用(第4条)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第3 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 契約内容の報告等</p> <p>3 提供拒否の禁止</p> <p>4 連絡調整に対する協力</p> <p>5 サービス提供困難時の対応</p> <p>6 受給資格の確認</p>	<p>(経過措置) 指定基準の施行の日(平成24年4月1日)前に、地域移行支援に準ずる事業を行っていた事業所であって、1の(2)の相談支援専門員の配置が困難であると都道府県知事(指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長)が認める場合は、当分の間、相談支援専門員を配置しないことができる。</p> <p>(1) 指定地域定着支援事業者は、地域相談支援給付決定障害者が指定地域定着支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った地域相談支援給付決定障害者(利用申込者)に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、21に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定地域定着支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>指定地域定着支援事業者は、正当な理由がなく、指定地域定着支援の提供を拒んでいないか。</p> <p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の利用について市町村又は指定特定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p> <p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域定着支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定地域定着支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供を求められた場合は、その者の提示する地域相談支援受給者証によって、地域相談支援給付費の支給対象者であること、地域相談支援給付決定の有無、地域相談支援給付決定の有効期間、地域相談支援給付量等を確認しているか。</p>	<p>平24厚令27附則第2条</p> <p>法第51条の23第2項 平24厚令27第45条準用(第5条第1項)</p> <p>平24厚令27第45条準用(第5条第2項)</p> <p>平24厚令27第45条準用(第6条)</p> <p>平24厚令27第45条準用(第7条)</p> <p>平24厚令27第45条準用(第8条)</p> <p>平24厚令27第45条準用(第9条)</p> <p>平24厚令27第45条準用(第10条)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
7 地域相談支援 給付決定の申請 に係る援助	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用（第 11 条 第 1 項）</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用（第 11 条 第 2 項）</p>
8 心身の状況等 の把握	<p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用（第 12 条）</p>
9 指定障害福祉 サービス事業者 等との連携等	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、指定地域移行支援の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用（第 13 条 第 1 項）</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用（第 13 条 第 2 項）</p>
10 身分を証する 書類の携行	<p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援従事者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用（第 14 条）</p>
11 サービスの提 供の記録	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援を提供した際は、当該指定地域定着支援の提供日、内容その他必要な事項を、当該指定地域定着支援の提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、(1) の規定による記録に際しては、地域相談支援給付決定障害者から指定地域定着支援を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用（第 15 条 第 1 項）</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用（第 15 条 第 2 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
12 指定地域定着支援事業者が地域相談支援給付決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定地域定着支援事業者が、指定地域定着支援を提供する地域相談支援給付決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該地域相談支援給付決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに地域相談支援給付決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、地域相談支援給付決定障害者に対して説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)又は(2)に規定する支払については、この限りでない)。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 16 条 第 1 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 16 条 第 2 項)</p>
13 地域相談支援給付費の額等の受領	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、法定代理受領を行わない指定地域定着支援を提供した際は、地域相談支援給付決定障害者から当該指定地域定着支援につき障害者総合支援法第 51 条の 14 第 3 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額) の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、地域相談支援給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定地域定着支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を地域相談支援給付決定障害者から受けることができるが、支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、(1)及び(2)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った地域相談支援給付決定障害者に対し交付しているか。</p> <p>(4) 指定地域定着支援事業者は、(2)の交通費については、あらかじめ、地域相談支援給付決定障害者に対し、その額について説明を行い、地域相談支援給付決定障害者の同意を得ているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 17 条 第 1 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 17 条 第 2 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 17 条 第 3 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 17 条 第 4 項)</p>
14 地域相談支援給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、法定代理受領により指定地域定着支援に係る地域相談支援給付費の支給を受けた場合は、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を通知しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 18 条 第 1 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
15 指定地域定着支援の具体的取扱方針	<p>(2) 指定地域定着支援事業者は、13の(1)の法定代理受領を行わない指定地域定着支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定地域定着支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を地域相談支援給付決定障害者に対して交付しているか。</p> <p>指定地域定着支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによるものとしているか。</p> <p>(1) 指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者に、基本相談支援に関する業務及び地域定着支援台帳の作成その他指定地域定着支援に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の指定地域定着支援従事者に対する技術的指導及び助言を行わせるものとする。</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行わなければならない。</p> <p>(4) 指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うものとする。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 18 条 第 2 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 41 条</p> <p>平 24 厚令 27 第 41 条第 1 号</p> <p>平 24 厚令 27 第 41 条第 2 号</p> <p>平 24 厚令 27 第 41 条第 3 号</p> <p>平 24 厚令 27 第 41 条第 4 号</p>
16 地域定着支援台帳の作成等	<p>(1) 指定地域定着支援従事者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した指定地域定着支援に係る台帳(地域定着支援台帳)を作成しているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成に当たっては、適切な方法によりアセスメントを行っているか。</p> <p>(3) 指定地域定着支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、指定地域定着支援の職務に従事する者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行っているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 42 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 42 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 42 条第 3 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 42 条第 4 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
17 常時の連絡体制の確保等	<p>(5) 地域定着支援台帳に変更があった場合、(2)及び(3)に準じて取り扱っているか。</p> <p>(1) 指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、当該利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保しているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、適宜利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 42 条第 5 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 43 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 43 条第 2 項</p>
18 緊急の事態における支援等	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、(1)の状況把握を踏まえ、当該利用者が置かれている状況に応じて、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じているか。</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、(2)の一時的な滞在による支援について、次に定める要件を満たす場所において行っているか。</p> <p>① 利用者が一時的な滞在を行うために必要な広さの区画を有するとともに、一時的な滞在中に必要な設備及び備品等を備えていること。</p> <p>② 衛生的に管理されている場所であること。</p> <p>(4) 指定地域定着支援事業者は、(2)の一時的な滞在による支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができる。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 44 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 44 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 44 条第 3 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 44 条第 4 項</p>
19 地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知	<p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援を受けている地域相談支援給付決定障害者が偽りその他不正な行為によって地域相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 25 条)</p>
20 管理者の責務	<p>(1) 指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者その他の従業者の管理、指定地域定着支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 26 条 第 1 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
21 運営規程	<p>(2) 指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者に指定基準の第3章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定地域定着支援の提供方法及び内容並びに地域相談支援給付決定障害者から受領する費用及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 26 条 第 2 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 27 条)</p>
22 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、利用者に対し、適切な指定地域定着支援を提供できるよう、指定地域定着支援事業所ごとに、指定地域定着支援従事者その他の従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに、当該指定地域定着支援事業所の指定地域定着支援従事者によって指定地域定着支援を提供しているか。 (ただし、18 の(4)の規定により指定障害福祉サービス事業者等への委託により行われる一時的な滞在による支援については、この限りでない。)</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、(2) ただし書の規定により指定地域定着支援に係る業務の一部を他の指定地域定着支援事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p> <p>(4) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 28 条 第 1 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 28 条 第 2 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 28 条 第 3 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 28 条 第 4 項)</p>
23 設備及び備品等	<p>指定地域定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定地域定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 29 条)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
24 衛生管理等	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 30 条 第 1 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 30 条 第 2 項)</p>
25 掲示等	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び地域定着支援の実施状況、指定地域定着支援従事者の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、(1)に規定する重要事項の公表に努めているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 31 条 第 1 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 31 条 第 2 項)</p>
26 秘密保持等	<p>(1) 指定地域定着支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、計画作成会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 32 条 第 1 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 32 条 第 2 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 32 条 第 3 項)</p>
27 情報の提供等	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援を利用しようとする者が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定地域定着支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、当該指定地域定着支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 33 条 第 1 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 33 条 第 2 項)</p>
28 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定地域定着支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 34 条 第 1 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
29 苦情解決	<p>(2) 指定地域定着支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(1) 指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定着支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定着支援に関し、障害者総合支援法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域定着支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定着支援に関し、障害者総合支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定地域定着支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 34 条 第 2 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 35 条 第 1 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 35 条 第 2 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 35 条 第 3 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 35 条 第 4 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
30 事故発生時の 対応	<p>(5) 指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定着支援に関し、障害者総合支援法第51条の27第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域定着支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 35 条 第 5 項)</p>
	<p>(6) 指定地域定着支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)の改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 35 条 第 6 項)</p>
	<p>(7) 指定地域定着支援事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 35 条 第 7 項)</p>
	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、利用者に対する指定地域定着支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 36 条 第 1 項)</p>
	<p>(2) 指定地域定着支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 36 条 第 2 項)</p>
	<p>(3) 指定地域定着支援事業者は、利用者に対する指定地域定着支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 36 条 第 3 項)</p>
	<p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域定着支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 37 条)</p>
32 記録の整備	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 38 条 第 1 項)</p>
	<p>(2) 指定地域定着支援事業者は、利用者に対する指定地域定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定地域定着支援を提供した日から5年間保存しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 38 条 第 2 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第4 変更の届出等</p>	<p>① 提供した指定地域定着支援に係る必要な事項の提供の記録 ② 地域定着支援計画 ③ 地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 ④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(1) 指定一般相談支援事業者は、当該指定に係る一般相談支援事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の58で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域相談支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定一般相談支援事業者は、当該指定地域相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>法第51条の25第1項 施行規則第34条の58</p> <p>法第51条の25第2項 施行規則第34条の58</p>
<p>第5 地域定着支援サービス費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 地域定着支援サービス費</p>	<p>(1) 指定地域相談支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第124号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」の別表地域相談支援給付費単位数表により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額となっているか。)</p> <p>(2) (1)の規定により指定地域相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 体制確保費については、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域定着支援として、常時の連絡体制の確保等を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>法第51条の14第3項</p> <p>平24厚告124の一 平18厚告539</p> <p>法第51条の14第3項</p> <p>平24厚告124の二</p> <p>平24厚告124別表第2の注1</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(2) 緊急時支援費については、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者が、16の(3)又は17の(2)に定める基準を満たさないで指定地域定着支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。</p> <p>(4) 平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣が定める地域」に定める地域に居住している利用者に対して、指定地域定着支援を行った場合((3)に定める場合を除く。)に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平 24 厚告 124 別表第 2 の注 2</p> <p>平 24 厚告 124 別表第 2 の注 3</p> <p>平 24 厚告 124 別表第 2 の注 4 平 21 厚告 176</p>

主眼事項及び着眼点（指定計画相談支援）

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第1 基本方針</p>	<p>(1) 指定計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者(利用者等)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われているか。</p> <p>(2) 指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。</p> <p>(3) 指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(福祉サービス等)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。</p> <p>(4) 指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。</p> <p>(5) 指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。</p> <p>(6) 指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>法第51条の24</p> <p>平24厚令28第2条第1項</p> <p>平24厚令28第2条第2項</p> <p>平24厚令28第2条第3項</p> <p>平24厚令28第2条第4項</p> <p>平24厚令28第2条第5項</p> <p>平24厚令28第2条第6項</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者</p> <p>2 管理者</p>	<p>指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員(指定計画相談支援の提供に当たる者として平成24年厚生労働省告示第227号「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」に定めるものをいう。)を置いているか。</p> <p>(ただし、指定計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)</p> <p>指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。</p>	<p>法第51条の24第1項</p> <p>平24厚令28第3条</p> <p>平24厚告227</p> <p>平24厚令28第4条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第3 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 契約内容の報告等</p> <p>3 提供拒否の禁止</p> <p>4 サービス提供困難時の対応</p> <p>5 受給資格の確認</p>	<p>(ただし、指定特定相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)</p> <p>(1) 指定特定相談支援事業者は、計画相談支援対象障害者等が指定計画相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った計画相談支援対象障害者等(利用申込者)に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>(1) 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出しているか。</p> <p>指定特定相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定計画相談支援の提供を拒んでいないか。</p> <p>指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定特定相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、法第5条第22項に規定する厚生労働省令で定める期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付量等をお確かめているか。</p>	<p>法第51条の24第2項 平24厚令28第5条第1項</p> <p>平24厚令28第5条第2項</p> <p>平24厚令28第6条第1項</p> <p>平24厚令28第6条第2項</p> <p>平24厚令28第7条</p> <p>平24厚令28第8条</p> <p>平24厚令28第9条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
6 支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助	指定特定相談支援事業者は、支給決定又は地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う支給決定又は地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。	平 24 厚令 28 第 10 条
7 身分を証する書類の携行	指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	平 24 厚令 28 第 11 条
8 計画相談支援給付費の額等の受領	(1) 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画相談支援対象障害者等から当該指定計画相談支援につき法第 51 条の 17 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額）の支払を受けているか。	平 24 厚令 28 第 12 条第 1 項
	(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、計画相談支援対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を計画相談支援対象障害者等から受けることができるが、支払を受けているか。	平 24 厚令 28 第 12 条第 2 項
	(3) 指定特定相談支援事業者は、(1)及び(2)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った計画相談支援対象障害者等に対し交付しているか。	平 24 厚令 28 第 12 条第 3 項
	(4) 指定特定相談支援事業者は、(2)の交通費については、あらかじめ、計画相談支援対象障害者等に対し、その額について説明を行い、計画相談支援対象障害者等の同意を得ているか。	平 24 厚令 28 第 12 条第 4 項
9 利用者負担額に係る管理	指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を提供している計画相談支援対象障害者等が当該指定計画相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる額の合計額(利用者負担額合計額)を算定しているか。 この場合において、当該指定特定相談支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該計画相談支援対象障害者等及び当該計画相談支援対象障害者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	平 24 厚令 28 第 13 条

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
10 計画相談支援給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領により指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、計画相談支援対象障害者等に対し、当該計画相談支援対象障害者等に係る計画相談支援給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、8の(1)の法定代理受領を行わない指定計画相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を計画相談支援対象障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 14 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 14 条第 2 項</p>
11 指定計画相談支援の具体的取扱方針	<p>(1) 指定計画相談支援の方針は、第 1 に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</p> <p>① 指定特定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>② 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。</p> <p>(2) 指定計画相談支援における指定サービス利用支援の方針は、第 1 に規定する基本方針及び(1)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</p> <p>① 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。</p> <p>② 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。</p> <p>③ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援に加えて、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 15 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 1 項 第 1 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 2 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 1 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 2 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 3 号</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>④ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。</p> <p>⑤ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(アセスメント)を行っているか。</p> <p>⑥ 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接しているか。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>⑦ 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第5条第21項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しているか。</p> <p>⑧ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。</p> <p>⑨ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付しているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 4 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 5 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 6 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 7 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 8 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 9 号</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>⑩ 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。</p> <p>⑪ 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。</p> <p>⑫ 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付しているか。</p> <p>(3) 指定計画相談支援における指定継続サービス利用支援の方針は、第1に規定する基本方針、(1)及び(2)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</p> <p>① 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握(モニタリング(利用者についての継続的な評価を含む。))を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。</p> <p>② 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第5条第21項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しているか。</p> <p>③ (2)の①から⑦まで及び⑩から⑫までの規定は、(3)の①に規定するサービス等利用計画の変更について準用する。</p> <p>④ 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 10 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 11 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 12 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 3 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 3 項 第 1 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 3 項 第 2 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 3 項 第 3 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 3 項 第 4 号</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>⑤ 相談支援専門員は、指定障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。</p>	平 24 厚令 28 第 15 条第 3 項 第 5 号
12 利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付	<p>指定特定相談支援事業者は、利用者等が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。</p>	平 24 厚令 28 第 16 条
13 計画相談支援対象障害者等に関する市町村への通知	<p>指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を受けている計画相談支援対象障害者等が偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p>	平 24 厚令 28 第 17 条
14 管理者の責務	<p>(1) 指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p>	平 24 厚令 28 第 18 条第 1 項
	<p>(2) 指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に第 1 から 3 の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	平 24 厚令 28 第 18 条第 2 項
15 運営規程	<p>指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項 	平 24 厚令 28 第 19 条
16 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対し、適切な指定計画相談支援を提供できるよう、指定特定相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。</p>	平 24 厚令 28 第 20 条第 1 項

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
17 設備及び備品等	<p>(2) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に指定計画相談支援の業務を担当させているか。 ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>指定特定相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定計画相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 20 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 20 条第 3 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 21 条</p>
18 衛生管理等	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 22 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 22 条第 2 項</p>
19 掲示等	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)に規定する重要事項の公表に努めているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 23 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 24 条第 2 項</p>
20 秘密保持等	<p>(1) 指定特定相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 24 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 24 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 24 条第 3 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
21 広告	指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	平 24 厚令 28 第 25 条
22 障害福祉サービス事業者等からの利益収受等の禁止	<p>(1) 指定特定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業所の管理者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者及びその従業者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 26 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 26 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 26 条第 3 項</p>
23 苦情解決	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 27 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 27 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 27 条第 3 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
24 事故発生時の 対応	<p>(4) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 27 条第 4 項</p>
	<p>(5) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第 51 条の 27 第 2 項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 27 条第 5 項</p>
	<p>(6) 指定特定相談支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 27 条第 6 項</p>
	<p>(7) 指定特定相談支援事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 27 条第 7 項</p>
	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 28 条第 1 項</p>
	<p>(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 28 条第 2 項</p>
	<p>(3) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 28 条第 3 項</p>
25 会計の区分	<p>指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定計画相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 29 条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
26 記録の整備	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から5年間保存しているか。</p> <p>① 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録</p> <p>② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳</p> <p>ア サービス等利用計画案及びサービス等利用計画</p> <p>イ アセスメントの記録</p> <p>ウ サービス担当者会議等の記録</p> <p>エ モニタリングの結果の記録</p> <p>③ 計画相談支援対象障害者等に関する市町村への通知に係る記録</p> <p>④ 苦情の内容等の記録</p> <p>⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>平 24 厚令 28 第 30 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 30 条第 2 項</p>
第 4 変更の届出等	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、当該指定に係る特定相談支援事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第 34 条の 60 で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定計画相談支援の事業を再開したときは、10 日以内に、その旨を市町村長に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、当該指定計画相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の 1 月前までに、その旨を市町村長に届け出ているか。</p>	<p>法第 51 条の 25 第 3 項 施行規則第 34 条の 60</p> <p>法第 51 条の 25 第 4 項 施行規則第 34 条の 60</p>
第 5 計画相談支援給付費の算定及び取扱い 1 基本事項	<p>(1) 指定計画相談支援に要する費用の額は、平成 24 年厚生労働省告示第 125 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」の別表計画相談支援給付費単位数表により算定する単位数に平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて算定しているか。</p> <p>(ただし、その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域計画支援に要した費用の額となっているか。)</p>	<p>法第 51 条の 17 第 2 項</p> <p>平 24 厚告 125 の一 平 18 厚告 539</p> <p>法第 51 条の 17 第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>2 計画相談支援費</p> <p>(1) サービス利用支援費</p> <p>(2) 継続サービス利用支援費</p> <p>(3) その他</p>	<p>(2) (1)の規定により指定計画相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>継続サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>① 指定特定相談支援事業者が、第3の11の(2)の⑥(第3の11の(3)の③において準用する場合を含む)、⑧、⑨若しくは⑩から⑫まで(第3の11の(3)の③において準用する場合を含む)又は第3の11の(3)の②に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。</p> <p>② 指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。</p> <p>③ 指定特定相談支援事業者が、同一の月において、同一の計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った後に、指定サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費に係る所定単位数を算定していないか。</p> <p>④ 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(I)として、1月につき705単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p>⑤ 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(II)として、1月につき1,007単位を所定単位数から減算しているか。</p>	<p>平24厚告125の二</p> <p>平24厚告125別表の1の注1</p> <p>平24厚告125別表の1の注2</p> <p>平24厚告125別表の1の注3</p> <p>平24厚告125別表の1の注4</p> <p>平24厚告125別表の1の注5</p> <p>平24厚告125別表の1の注6</p> <p>平24厚告125別表の1の注7</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>3 利用者負担上 限額管理加算</p> <p>4 特定事業所加 算</p>	<p>⑥ 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、かつ、介護保険法第7条第2項に規定する要支援状態区分が要支援1又は要支援2のものに対して、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、介護予防支援費重複減算として、1月につき112単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p>⑦ 平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣が定める地域」に定める地域に居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った場合（①及び②に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>指定特定相談支援事業者が、第3の9に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>平成27年厚生労働省告示第180号「厚生労働大臣が定める基準」に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚告 125 別表の1の注8</p> <p>平 24 厚告 125 別表の1の注9</p> <p>平 24 厚告 125 別表の2の注</p> <p>平 24 厚告 125 別表の3の注</p>

主眼事項及び着眼点（指定自立支援医療機関）

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第1 基本方針</p> <p>○ 育成医療・更生医療</p> <p>第2 療養担当規程の遵守状況</p>	<p>指定自立支援医療機関は、指定自立支援医療を提供するに当たっては、支給認定に係る障害者等の心身の障害の状態の軽減を図り自立した日常生活又は社会生活を営むために良質かつ適切な自立支援医療を行っているか。</p> <p>(1) 受診者の診療を正当な事由がなく拒んでいないか。</p> <p>(2) 医療受給者証が有効であることを確認した上で診療しているか。</p> <p>(3) 医療受給者証に記載された医療の具体的方針により診療を行っているか。また、具体的方針を変更しようとするときは、あらかじめ当該受給者証を交付した市町村と協議（受給者が、具体的方針の変更が必要な医師の意見を添付の上、市町村長へ申請）し、市町村長の変更の承認を受けた具体的方針により診療しているか。（病院及び診療所）</p> <p>(4) 受診者がやむを得ない事情がある場合、便宜な時間を定めて診療しているか。</p> <p>(5) 支給認定の有効期間の延長が必要と認めるとき、又は受診者に対し移送することが必要であり、かつ、自ら行うことができないと認めるときは、速やかに、そのものに対し必要な援助を与えているか。（病院及び診療所）</p> <p>(6) 指定自立支援医療を診療中の受診者又は受診者の保護者及び当該者に対し支給認定を行った市町村等から、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償で交付しているか。</p> <p>(7) 受診者に関する診療録、調剤録、指定訪問看護又は指定居宅サービス等の提供に関する諸記録に、必要な事項を記載しているか。</p> <p>(8) 診療及び診療報酬の請求に関する帳簿等を完結の日から5年間保存しているか。</p>	<p>法第61条 法施行規則 第60条</p> <p>平18厚告65 「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程」 平18厚告65 第2条</p> <p>平18厚告65 第3条第1項</p> <p>平18厚告65 第3条第2項、 第10条 平18障発第 0303002号「自立支援医療費の支給認定について」（別紙1・2）自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定実施要綱 平18厚告65 第4条</p> <p>平18厚告65 第5条、第10条</p> <p>平18厚告65 第6条</p> <p>平18厚告65 第7条、第10条、第11条</p> <p>平18厚告65 第8条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第3 人員体制、設備の整備状況</p> <p>1 病院又は診療所</p> <p>2 薬局</p> <p>3 指定訪問看護事業者又は指定居宅サービス事業者等</p>	<p>(9) 受診者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、受給者証を交付した市町村に通知しているか。</p> <p>① 受診者が正当な理由なく、診療に関する指示に従わないとき。</p> <p>② 受診者が詐欺その他不正な手段による診療を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(1) 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフの体制整備がされているか。また、診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されているか。</p> <p>(2) 指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師が、次の要件を満たしているか。</p> <p>① 当該指定自立支援医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。</p> <p>② それぞれの医療の種類の種類につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後、通算して5年以上あること。</p> <p>③ その他、担当する医療の種類により別に定める要件を満たしているか。</p> <p>(1) 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフの体制整備がされているか。</p> <p>(2) 複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有しているか。また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されているか。</p> <p>(1) 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフの体制整備がされているか。</p>	<p>平 18 厚告 65 第 9 条</p> <p>平 18 障精発 第 0303005 号 「指定自立支援医療機関の指定について」(別紙1) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療) 指定要領</p> <p>平 18 障精発 第 0303005 号 (別紙1) 第二の2</p> <p>平 18 障精発 第 0303005 号 (別紙1) 第二の3</p> <p>平 18 障精発 第 0303005 号 (別紙1) 第二の2</p> <p>平 18 障精発 第 0303005 号 (別紙1) 第二の2の(7)</p> <p>平 18 障精発 第 0303005 号 (別紙1) 第二の2</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第 4 その他</p> <p>○ 精神通院医療 第 2 療養担当規 程の遵守状況</p>	<p>(2) 第 2 に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であるか。また、そのために、必要な職員を配置しているか。</p> <p>(1) 自立支援医療費の請求は適正に行われているか。</p> <p>(2) 負担上限月額が設定されている受診者等について、適切に自己負担の徴収をしているか、また、自己負担上限額管理票へ適切に記載をしているか。</p> <p>(3) 医療機関の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第 61 条で定める事項に変更があったときの変更の届出は適正に行われているか。</p> <p>(1) 受診者の診療を正当な事由がなく拒んでいないか。</p> <p>(2) 医療受給者証が有効であることを確かめ診療しているか。</p> <p>(3) 受診者がやむを得ない事情がある場合、便宜な時間を定めて診療しているか。</p> <p>(4) 受診者に関する診療録、調剤録、指定訪問看護又は指定居宅サービス等の提供に関する諸記録に、必要な事項を記載しているか。</p> <p>(5) 診療及び診療報酬の請求に関する帳簿等を完結の日から 5 年間保存しているか。</p> <p>(6) 受診者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、受給者証を交付した市町村等に通知しているか。 ① 受診者が正当な理由なく、診療に関する指示に従わないとき。 ② 受診者が詐欺その他不正な手段による診療を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>平 18 障精発 第 0303005 号 (別紙 1) 第二の 2 の (8) 法第 58 条</p> <p>平 18 障発 第 0303002 号 「自立支援医療費の支給認定について」 (別紙 1) 自立支援医療費支給認定通則実施要綱 第七の 3 法第 64 条 法施行規則 第 61 条</p> <p>平 18 厚告 66 「指定自立支援医療機関 (精神通院医療) 療養担当 規程」 平 18 厚告 66 第 2 条</p> <p>平 18 厚告 66 第 3 条</p> <p>平 18 厚告 66 第 4 条</p> <p>平 18 厚告 66 第 5 条、第 8 条、第 9 条</p> <p>平 18 厚告 66 第 6 条</p> <p>平 18 厚告 66 第 7 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第3 人員体制、設備等の整備状況</p> <p>1 病院又は診療所</p> <p>2 薬局</p> <p>3 指定訪問看護事業者又は指定居宅サービス事業者等</p> <p>第4 その他</p>	<p>(1) 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフの体制整備がされているか。また、診断及び治療を行うに当たって、十分な体制を有しており、適切な標榜科が示されているか。</p> <p>(2) 指定自立支援医療を主として担当する医師が、次の要件を満たしている保険医療機関であるか。 ① 当該指定自立支援医療に勤務（非常勤を含む。）している医師であること。 ② 保険医療機関における精神医療についての診療従事年数が、医籍登録後通算して、3年以上あること。</p> <p>(1) 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフの体制整備がされているか。</p> <p>(2) 複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある薬剤師を有しているか。</p> <p>(1) 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフの体制整備がされているか。</p> <p>(2) 第2に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であるか。また、そのために、必要な職員を配置しているか。</p> <p>(1) 自立支援医療費の請求は適正に行われているか。</p> <p>(2) 負担上限月額が設定されている受診者等について、適切に自己負担の徴収をしているか、また、自己負担上限額管理票へ適切に記載をしているか。</p>	<p>平 18 障精発 第 0303005 号 「指定自立支援医療機関の指定について」（別紙 2） 指定自立支援医療機関（精神通院医療） 指定要領 平 18 障精発 第 0303005 号 （別紙 2） 第二の 2</p> <p>平 18 障精発 第 0303005 号 （別紙 2） 第二の 3</p> <p>平 18 障精発 第 0303005 号 （別紙 2） 第二の 2</p> <p>平 18 障精発 第 0303005 号 （別紙 2） 第二の 4</p> <p>平 18 障精発 第 0303005 号 （別紙 2） 第二の 2</p> <p>平 18 障精発 第 0303005 号 （別紙 2） 第二の 5 法第 58 条</p> <p>平 18 障発 第 0303002 号 「自立支援医療費の支給認定について」（別紙 1） 自立支援医療費支給認定通則実施要綱</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(3) 医療機関の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第 61 条で定める事項に変更があったときの変更の届出は適正に行われているか。</p>	<p>第七の3 法第 64 条 法施行規則 第 61 条</p>